

# 第4編 災害応急・復旧・復興対策計画

## 第1章 災害応急対策計画

### 第1節 組織計画

この計画は、本町の地域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害応急対策を行うための組織及び編成に関するものである。

#### 1 久米島町防災会議

町長を会長として、災害対策基本法第16条及び久米島町防災会議条例に基づき組織され、その所掌事務は、町防災計画の作成並びにその実施の推進を図るとともに災害情報の収集等をつかさどる。

#### 2 久米島町災害対策本部

##### (1) 組織及び分掌事務

町長を本部長として、災害対策基本法第23条及び久米島町災害対策本部条例の規定に基づき組織され、防災会議と緊密な連携のもとに町防災計画の定めるところにより、町域にかかる災害予防及び災害応急対策を実施する。

ア 災害対策本部に本部長及び副本部長をおき、本部長は町長を、副本部長には副町長をもって充てる。

イ 災害対策本部に本部会議をおき、本部長、副本部長、災害対策本部の各部長、その他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。

ウ 本部長が出張、休暇等による不在又は連絡不能で、特に緊急の意志決定をする場合においては、下記の順位により、代わって意思決定を行うものとする。この場合において、代理で意思決定を行ったものは、速やかに本部長等にこれを報告し、その承認を得るものとする。

1 町長 → 2 副町長 → 3 総務課長 → 4 企画財政課長 → 5 税務課長

エ 災害対策本部会議において協議すべき事項は、次のとおりとする。

(ア) 災害予防、災害応急対策の実施に関する重要な事項

(イ) その他本部長が必要と認める事項

オ 災害対策本部の組織編成及び分掌事務は図-1及び表-1のとおりとする。

カ 各部は原則として、本部の設置と同時に設置されるものとする。ただし、災害の種別等により本部長が指示した部は、設置されないものとする。

##### (2) 災害対策本部の設置

災害対策本部は次に掲げる基準により設置するものとする。

ア 町に、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、洪水又は高潮、津波等の警報が発表され、かつ重大な災害が発生するおそれがあるとき。

イ 暴風、豪雨、地震又は津波その他の異常な自然現象により、町内に、重大な被害が発生したとき。

ウ 大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、町内に重大な被害が発生したとき。

エ 町に、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する地震、津波その他の災害が発生したとき。

オ 沖縄気象台が、沖縄県の全域又は町が属する地域に震度5強以上を観測し、発表した場合及び町が属する津波予報区のいずれかに津波警報の「大津波」を発表したとき。

カ 前各号のほか、当町の全域又は一部の地域に発生した災害に対し、特に強力かつ総合的な災害予防及び災害応急対策の実施を必要とするとき。

キ 県災害対策本部が設置された場合において、町に災害対策本部設置の必要を認めたとき。

(3) 災害対策本部は、町役場内に設置する。災害により町役場庁舎が使用できない場合は、久米島町消防本部庁舎内に設置する。

(4) 災害対策本部設置に至らない場合の措置

ア 災害警戒本部の設置

災害が発生し、また災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときは、必要に応じて災害警戒本部を設置する。

災害警戒本部の設置基準は次のとおりとする。

(ア) 町に気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水又は高潮、津波警報等（注意報を含む）が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化し対処する必要があるとき。

(イ) 暴風、豪雨、地震、津波その他の異常な自然現象により町の全域又は一部の地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。

(ウ) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認めたとき。

(エ) 沖縄気象台が沖縄県の全域又は町域に震度5弱を観測し、発表したとき。

(オ) 沖縄気象台が、町が属する津波予報区のいずれかに津波警報の「津波」を発表したとき。

イ 災害対策準備体制

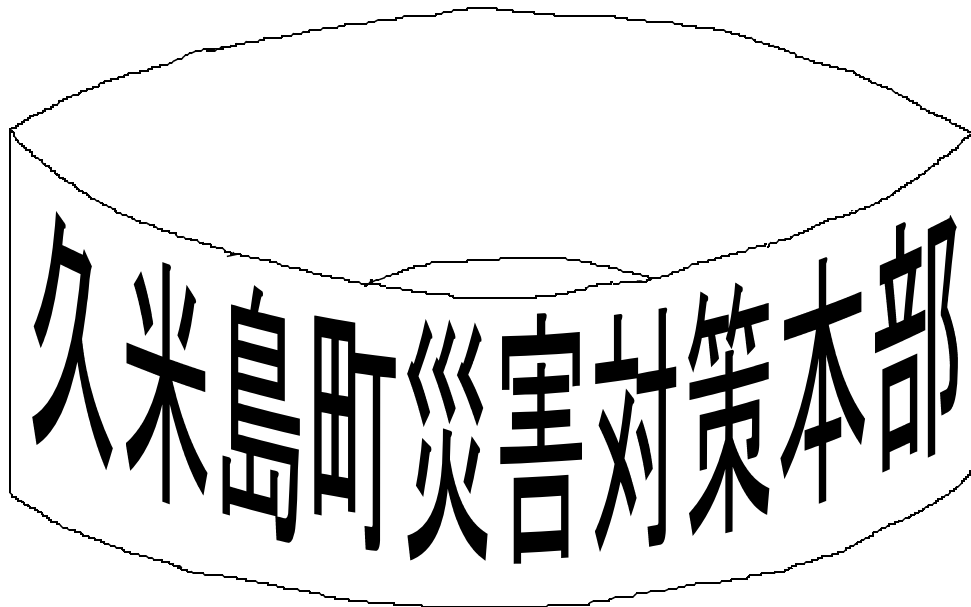
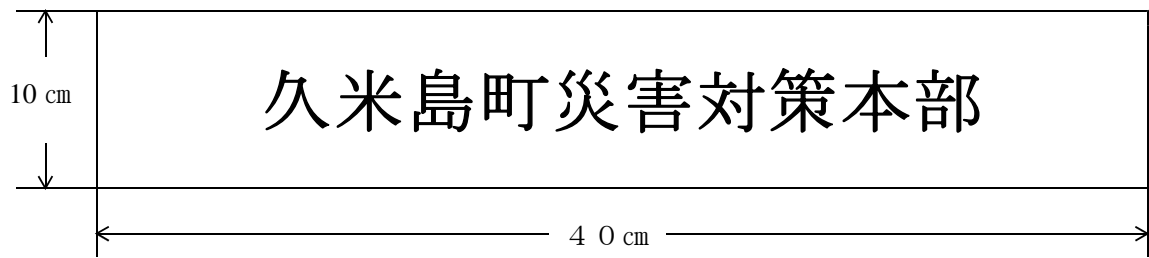
災害が発生し、また災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害警戒本部を設置するに至らないときは、必要に応じて直ちに総務対策部職員による災害対策準備体制をとる。

(ア) 沖縄気象台から大雨・洪水及び高潮の注意報が発表されるなど、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。

(イ) 沖縄気象台が沖縄県内で震度4を観測し、発表した場合及び町が属する津波予報区のいずれかに津波注意報を発表したとき。

(5) 災害対策本部が設置された場合は、本部室の入り口に「久米島町災害対策本部」の標示を掲出する。

(6) 災害対策本部に従事する職員は、左上腕に図示の腕章をつけるものとする。



(注) えび茶色布製、文字は黒とする。

(7) 災害対策本部は災害応急対策を一応終了し、又は災害発生の恐れがなくなり、災害対策本部による対策実施の必要がなくなったとき解散する。

(8) 災害対策本部を設置又は解散したときは、県、関係機関及び町民に対し、次により通知公表するものとする。

担 当 課	通知・公表先	通 知 ・ 公 表 方 法
総務対策部総務課	各 課 長	庁舎内放送、電話その他迅速な方法
〃	県	電話その他迅速な方法
〃	那覇警察署	〃
総務対策部企画財政課	報 道 機 関	〃
総務対策部企画財政課	町 民	テレビ、ラジオ、防災無線、広報車による広報、その他迅速な方法
各 対 策 部	関 係 機 関	電話その他迅速な方法

久米島町災害対策本部組織及び編成

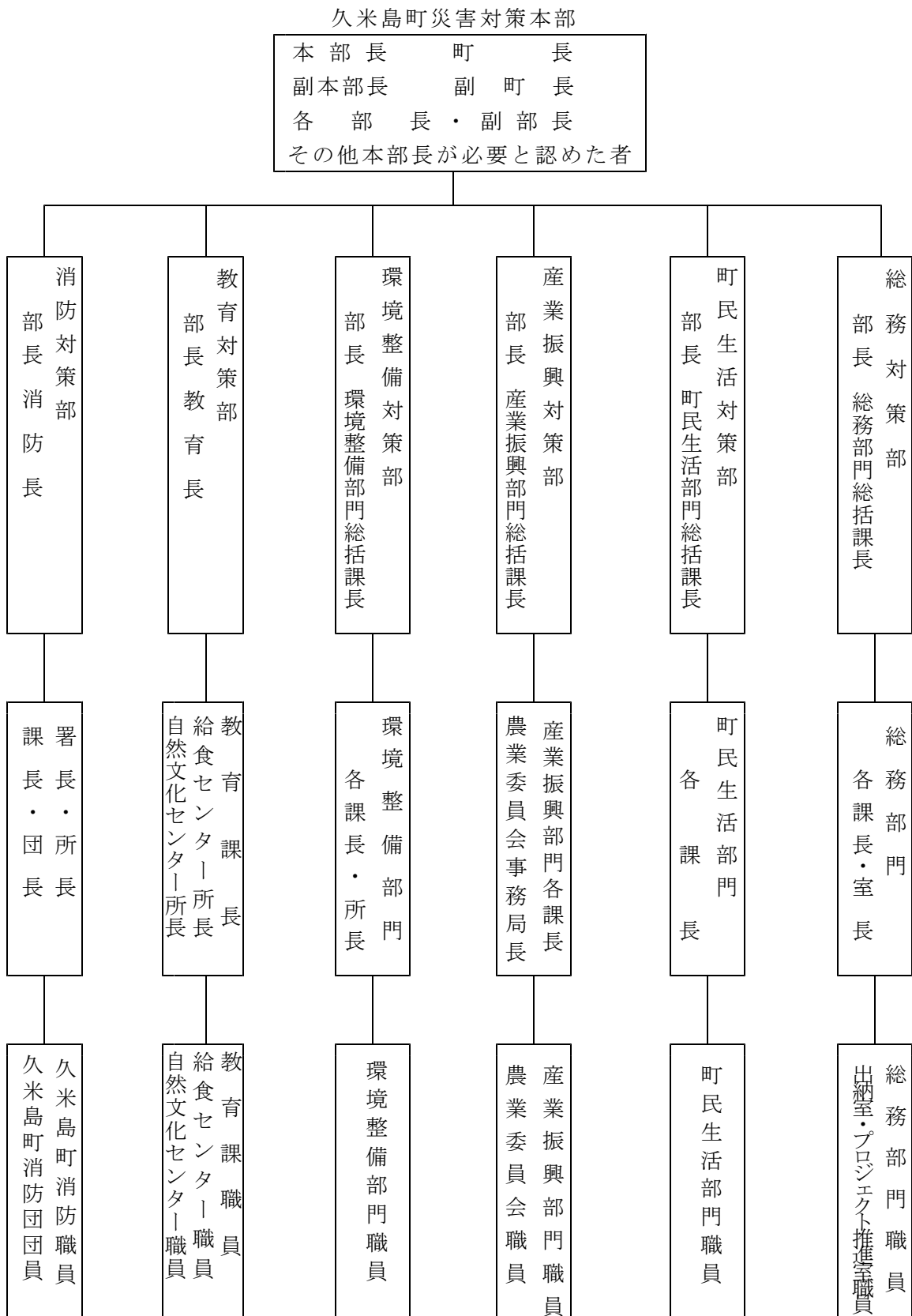


表 - 1

久米島町災害対策本部分掌事務

部	部長	副部長	所 掌 事 務	部 員	配 備 要 員 数		
					第 1 配 備	第 2 配 備	第 3 配 備
総 務 部	総 務 部 課 長	総 務 課 長	1. 本部の設置及び廃止に関する事 2. 本部会議に関する事 3. 防災会議、その他防災関係機関への連絡及び協力要請に関する事 4. 各対策部への連絡調整に関する事 5. 各対策部の被害状況の収集総括に関する事 6. 県その他関係機関に対する被害報告に関する事 7. 職員の非常招集及び配置に関する事 8. 災害視察に関する事 9. 災害見舞い及び視察者の応接に関する事 10. 気象情報等の収集・広報伝達に関する事。 11. 自衛隊災害派遣要請の要求に関する事。 12. 避難準備情報、避難勧告・指示に関する事。 13. 相互応援協力要請に関する事 14. その他対策要員の動員及び配置に関する事 15. 職員の衛生管理及び災害職員の福利厚生に関する事 16. 災害活動に係る出動全般に関する事 17. 町有財産の被害状況の調査収集に関する事 18. 災害証明書の発行に関する事	総 務 課 員	各 課 1 名	各 課 2 名	全 員
			19. 災害対策に必要な経費の予算措置に関する事 20. 災害写真等災害記録の収集に関する事 21. 町内、関係団体との連絡に関する事 22. ボランティア受入に関する事 23. 人員、物資及び資材の輸送に関する事 24. 応急食糧、その他生活必需品の調達及び管理に関する事 25. 被災者に対する町税の徴収猶予及び減免に関する事 26. 避難誘導及び避難所の設置・運営に関する事 27. 避難場所における炊き出し、その他救助活動に関する事 28. 備蓄食糧等の配給 29. 土地家屋等の被害状況等の調査に関する事。 30. その他部の応援に関する事。				

久米島町災害対策本部分掌事務

部	部長	副部長	所 掌 事 務	部 員	配 備 要 員 数		
					第 1 配 備	第 2 配 備	第 3 配 備
町 民 生 活 対 策 部	町 民 課 長	町 民 課 長	1. 所管対策部の被害状況調査及び総務対策部長への報告に関する事	町 民 課 職 員	各 課 1 名	各 課 2 名	全 員
			2. 部内の連絡調整に関する事				
町 民 生 活 対 策 部	町 民 課 長	町 民 課 長	3. 避難の誘導及び避難所の設置・運営に関する事	福 祉 課 職 員	各 課 1 名	各 課 2 名	全 員
			4. 行方不明者のリストの作成及び捜索に関する事				
町 民 生 活 対 策 部	町 民 課 長	町 民 課 長	5. 死体の記録及び火葬許可に関する事	福 祉 課 職 員	各 課 1 名	各 課 2 名	全 員
			6. 町民の被災状況調査に関する事				
町 民 生 活 対 策 部	町 民 課 長	町 民 課 長	7. 災害による医療、助産に関する事	福 祉 課 職 員	各 課 1 名	各 課 2 名	全 員
			8. 救護班の編成				
町 民 生 活 対 策 部	町 民 課 長	町 民 課 長	9. 医療機関、医師会等との連絡調整	福 祉 課 職 員	各 課 1 名	各 課 2 名	全 員
			10. 避難所における被災者への健康巡回相談				
町 民 生 活 対 策 部	町 民 課 長	町 民 課 長	11. 国民健康保険料及び被保険者の一部負担金の減免に関する事	福 祉 課 職 員	各 課 1 名	各 課 2 名	全 員
			12. 災害救助法の適用に関する事				
町 民 生 活 対 策 部	町 民 課 長	町 民 課 長	13. 被災者生活再建支援法の適用に関する事	福 祉 課 職 員	各 課 1 名	各 課 2 名	全 員
			13. 日本赤十字社等、協力団体等との連絡調整に関する事				
町 民 生 活 対 策 部	町 民 課 長	町 民 課 長	14. 被服、寝具、その他生活必需品の調達給付又は貸与に関する事	福 祉 課 職 員	各 課 1 名	各 課 2 名	全 員
			15. 義援金品、見舞金品等の配分に関する事				
町 民 生 活 対 策 部	町 民 課 長	町 民 課 長	16. 応急仮設住宅への入居及び管理に関する事	福 祉 課 職 員	各 課 1 名	各 課 2 名	全 員
			17. 応急・備蓄食糧等、その他生活必需品の配給に関する事				
町 民 生 活 対 策 部	町 民 課 長	町 民 課 長	18. 応急保育施設に関する事	福 祉 課 職 員	各 課 1 名	各 課 2 名	全 員
産 業 振 興 対 策 部	産 業 振 興 部 門 総 括 課 長	農 林 水 産 課 長	1. 所管対策部の被害状況調査及び総務対策部長への報告に関する事	農 林 水 産 課 職 員	各 課 1 名	各 課 2 名	全 員
			2. 部内の連絡調整に関する事				
産 業 振 興 対 策 部	産 業 振 興 部 門 総 括 課 長	農 林 水 産 課 長	3. 農地、農業施設及び農作物等の被害調査並びに災害予防対策と復旧事業に関する事	農 林 水 産 課 職 員	各 課 1 名	各 課 2 名	全 員
			4. 家畜伝染病の防疫に関する事				
産 業 振 興 対 策 部	産 業 振 興 部 門 総 括 課 長	農 林 水 産 課 長	5. 水産物、水産施設及び漁船、漁具の災害対策及び被害調査に関する事	農 林 水 産 課 職 員	各 課 1 名	各 課 2 名	全 員
			6. 高潮対策に関する事				
産 業 振 興 対 策 部	産 業 振 興 部 門 総 括 課 長	農 林 水 産 課 長	7. 畜産の被害調査に関する事	農 林 水 産 課 職 員	各 課 1 名	各 課 2 名	全 員
			8. 漁船停泊、けい留船舶の安全維持に関する事				
産 業 振 興 対 策 部	産 業 振 興 部 門 総 括 課 長	農 林 水 産 課 長	9. 漁港施設の警戒及び応急対策に関する事	農 林 水 産 課 職 員	各 課 1 名	各 課 2 名	全 員
			10. 農林水産関係災害に対する警戒巡視に関する事				
産 業 振 興 対 策 部	産 業 振 興 部 門 総 括 課 長	農 林 水 産 課 長	11. 主食の確保及び主食配給の特別措置に関する事	農 林 水 産 課 職 員	各 課 1 名	各 課 2 名	全 員
			12. 観光客・旅行者等への対応に関する事。				
産 業 振 興 対 策 部	産 業 振 興 部 門 総 括 課 長	農 林 水 産 課 長	13. 労務者の雇用に関する事	商 工 職 観 光 員	各 課 1 名	各 課 2 名	全 員
			14. 商工業施設及び観光施設の被害調査及びその対策に関する事				
産 業 振 興 対 策 部	産 業 振 興 部 門 総 括 課 長	農 林 水 産 課 長	15. 被災者の輸送に関する事	商 工 職 観 光 員	各 課 1 名	各 課 2 名	全 員

久米島町災害対策本部分掌事務

部	部長	副部長	所 掌 事 務	部 員	配 備 要 員 数		
					第 1 配 備	第 2 配 備	第 3 配 備
環 境 整 備 部	環 境 整 備 部 長	上 下 水 道 課 長	1. 所管対策部の被害状況調査及び総務対策部長への報告に関する事	上 下 水 道 課 職 員	各 課 1 名	各 課 2 名	全 員
			2. 部内の連絡調整に関する事				
			3. 給水区域への給水の確保に関する事				
			4. 飲料水の供給に関する事				
			5. 上下水道施設の防災及び復旧に関する事				
			6. 給水活動に協力する団体等との連絡調整に関する事				
			7. 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関する事				
			8. 町道、農道、県道、橋梁及び海岸施設の災害復旧事業に関する事				
			9. 交通不通箇所及び通行路線に関する事				
			10. 災害時における道路及び橋梁の使用に関する事				
			11. 土木対策の庶務及び連絡調整				
			12. 堤防、溜池、溝渠、水路の災害応急復旧措置に関する事				
			13. 建築物の災害対策及び被害調査に関する事				
			14. 被災建築物の応急危険度判定に関する事				
			15. 土木関係災害に対する警戒巡視に関する事				
			16. 住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物に関する事				
			17. 災害時の防疫に関する事				
			18. 伝染病、その他災害調査及び防疫状況の報告に関する事				
			19. ごみ、し尿処理に関する事				
20. 廃棄物による被害調査及び災害対策に関する事							
21. 墓地災害の応急対策に関する事							
22. 死体の収容処理及び埋葬、所有物の保管に関する事							
23. 町・民有林野の林産物及び林業施設の災害及び被害調査に関する事							
24. 管轄施設の被害調査及び災害対策に関する事	施 設 管 理 員						
25. 避難所開設、運営の協力に関する事							
26. 部内の応援に関する事							
27. 空港施設の警戒及び応急対策に関する事。	空 事 務 所 管 理 員						
28. 航空局との連絡調整に関する事。							
29. 臨時ヘリポートに関する事							

久米島町災害対策本部所掌事務

部	部長	副部長	所 掌 事 務	部 員	配 備 要 員 数		
					第 1 配 備	第 2 配 備	第 3 配 備
教 育 対 策 部	教 育 課 長	教 育 課 長	1. 所管対策部の被害状況調査及び総務対策部長への報告に関する事 2. 部内の連絡調整に関する事 3. 児童生徒の避難に関する事 4. 避難所開設、運営の協力に関する事 5. 学校給食調理場との連絡調整に関する事 6. 児童生徒の保健及び学校給食に関する事 7. 学校物品調達手続き及び経理に関する事 8. 教育施設の災害調査及び応急対策に関する事 9. 児童生徒に対する学用品等の給付に関する事 10. 災害時の教育指導に関する事 11. 社会教育施設の災害調査及び対策に関する事 12. 管轄施設の被害調査及び災害対策に関する事 13. 文化財の被害状況の収集及びその対策に関する事 14. 収蔵品等の被害調査及び災害対策に関する事 15. 管轄施設の被害調査及び災害対策に関する事 16. 炊き出しに関する事 17. 児童生徒の給食に関する事	教育委員会職員	各課 1名	各課 2名	全員

※ 各対策部 1. 2. については、総括課長の配属課において担当する。

久米島町災害対策本部所掌事務

部	部長	副部長	所 掌 事 務	部 員	配 備 要 員 数		
					第 1 配 備	第 2 配 備	第 3 配 備
消 防 対 策 部	消 防 課 長	消 防 課 長	1. 所轄対策部の被害状況等の調査及び総務部長への報告に関する事。 2. 災害情報の受理及び広報に関する事 3. 被災者の救出・搬送及び避難に関する事 4. 職員の非常招集及び配置に関する事 5. 各関係機関との連絡調整に関する事 6. 相互応援協力に関する事 7. 二次災害の防止 8. 行方不明者の捜索に関する事 9. 消防団の非常招集及び配置に関する事 10. 災害復旧に必要な資機材の調達 11. 火災関係のり災証明書の発行に関する事	消防職員・団員	8名	16名	全員



## 第2節 動員計画

この計画は、災害時における応急対策を迅速かつ的確に行うため、職員を動員配備するためのものである。

### 1 配備の指定及び区分

- (1) 本部長（町長）は、災害対策体制を迅速に整えるため、配備基準により配備体制を指定する。
- (2) 配備は災害の規模に応じ、第1配備から第3配備までに区分する。
- (3) 配備区分は、おおむね次の基準による。

[災害対策要員配備体制]

配備体制	配備基準	配備要員
第1配備 (災害対策準備体制)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが災害発生まで多少の時間的余裕がある場合</li> <li>2 沖縄気象台が県内で震度4を観測し、発表した場合</li> <li>3 沖縄気象台が当町が属する津波予報区に津波注意報を発表した場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部の情報担当及び連絡担当要員は配置につく</li> <li>2 その他の職員は待機の体制をとる</li> </ol>
第2配備 (災害警戒本部) 〈警戒体制〉	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当町が属する地域に、気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報の発表に伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処を要する場合</li> <li>2 暴風、豪雨その他の異常な自然現象により、町域に災害が発生する恐れがあり警戒を要する場合</li> <li>3 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたとき必要と認めるとき</li> <li>4 沖縄気象台が当町域を含む地域に震度5弱を観測し、発表した場合</li> <li>5 沖縄気象台が当町が属する津波予報区に津波注意報を発表したとき、情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合</li> <li>6 沖縄気象台が当町が属する津波予報区に津波警報の「津波」を発表した場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部の警戒本部要員は配置につく</li> <li>2 その他の職員は配置につく体制を取る</li> </ol>
第3配備 (災害対策本部) 〈救助体制〉	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当町が属する地域に、気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報の発表がされ、かつ重大な災害の発生する恐れがある場合</li> <li>2 暴風、豪雨、地震その他異常な自然現象により、町域に重大な被害が発生した場合</li> <li>3 大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、町域に重大な被害が発生した場合</li> <li>4 町に、災害救助法の適用する災害が発生した場合</li> <li>5 沖縄気象台が当町を含む地域に震度5強以上を観測し発表した場合</li> <li>6 沖縄気象台が当町が属する津波予報区に津波警報の「大津波」を発表した場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全職員が配置につく</li> </ol>

※ 配備要員は、災害状況により増減することができる。

## 2 配備人員及び指名

- (1) 各部の配備要員は、第1節表-1のとおりとする。ただし、この配備要員は災害の実情により所属の部長において増減することができるものとする。
- (2) 各部長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指名しておくものとする。
- (3) 各部長は、毎年5月1日現在で災害対策配備要員名簿及び非常招集系統図(図-2)を作成し、同月10日までに総務対策部長に提出するものとする。なお配備要員に異動があった場合はその都度修正の上、総務対策部長に通知するものとする。

## 3 動員方法

- (1) 本部長は、気象注意報・警報及び災害発生のおそれのある異常現象等の通報を受けた場合で大きな災害が発生するおそれがあると認められるときは、直ちに本部会議を招集し、災害対策要員の配備指定その他応急対策に必要な事項を決定するものとする。
- (2) 本部会議の招集に関する事務は、本部長の指示の下総務対策部長が行い、緊急を要する場合は、本部長の判断により災害対策要員の配備指定、その他応急対策に必要な事項を決定するものとする。
- (3) 総務対策部長は町災害対策本部が設置され、対策要員の配備規模が決定されたときはその旨各部長に通知するものとする。
- (4) 通知を受けた各部長は、直ちに要員にその旨通知するものとする。また、部長が災害の状況に応じてその配備を決定したときは、直ちにその人数を本部長(総務対策部)に報告するものとする。
- (5) 通知を受けた配備要員は直ちに所定の配備につくものとする。
- (6) 各部長は、あらかじめ部内の非常招集系統を確立しておくものとする。尚、非常招集系統については配備要員名簿に併記し、総務対策部長に提出しておくものとする。

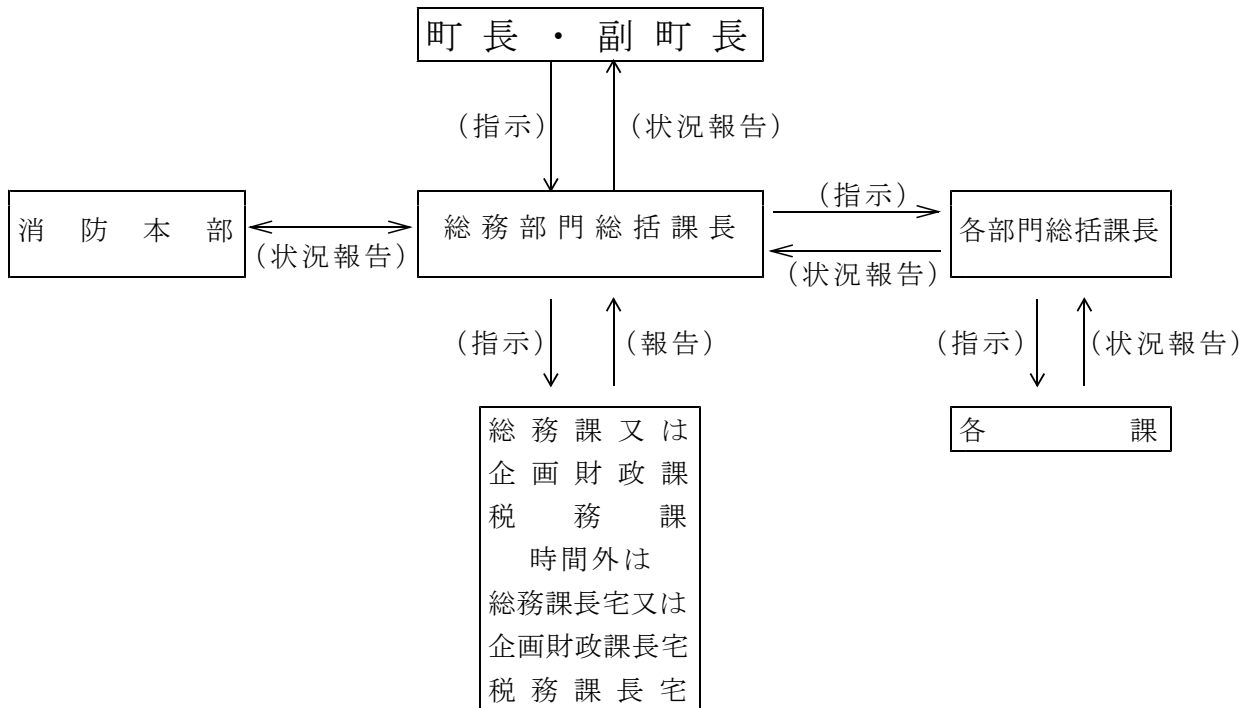
## 4 非常参集

職員は、勤務時間外及び休日において災害が発生し、又は発生する恐れがあることを知ったときは進んで所属長と連絡をとり、又は自らの判断により参集するものとする。

## 5 非常時連絡系統

非常災害時における関係部等の通報連絡は、次のとおり行うものとする。なお、災害対策本部を設置した場合は直接本部との連絡を行う。

## 非 常 時 連 絡 系 統 図



- 注 1. 図表中の ( ) は、執務時間外の連絡経路を示す。  
 2. 気象台との連絡は、専用電話によるもの。

図 - 2

## 災 害 対 策 配 備 名 簿 及 び 非 常 招 集 系 統 図

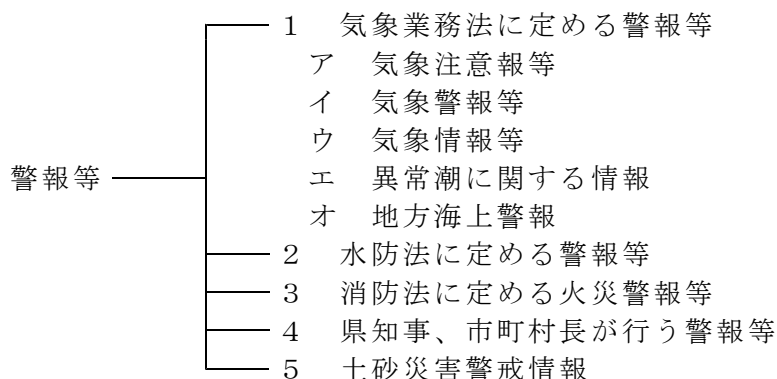
年 月 日現在  
部

	第 1 配 備	第 2 配 備	第 3 配 備
	警 報 発 令 情報連絡担当員	局 部 的 災 害 発 生 応 急 活 動 開 始	町 全 域 に わ た っ て 災 害 が 発 生 し た 時 ( 動 員 可 能 な 全 職 員 )
部 長	氏 名 電 話	氏 名 電 話	氏 名 電 話 氏 名 電 話

## 第3節 気象警報等の伝達計画

この計画は、災害の発生あるいは拡大を未然に防御するため、気象注意報・警報及び情報等を迅速かつ的確に伝達し、警報等の発表基準、伝達体制の町民に対する周知徹底及び異常現象発見時の措置等について定めるものである。

### 1 警報等の種類及び発表基準



#### (1) 気象業務法に定める警報等

##### ア 気象注意報等

気象によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

《注意報発表基準表》

注 意 報 名		沖 縄 気 象 台 ( 沖 縄 本 島 地 方 ・ 久 米 島 )
強風 (平均風速)		1 5 m / s
波浪 (有義波高)		2 . 5 m
高潮 (潮位 : 標高)		1 . 3 m
大 雨 (雨量)	1 時間雨量	5 0 m m
	3 時間雨量	8 0 m m
	2 4 時間雨量	1 4 0 m m
洪 水 (雨量)	1 時間雨量	5 0 m m
	3 時間雨量	8 0 m m
	2 4 時間雨量	1 4 0 m m
雷		落雷等により、被害が予想される場合
乾 燥		最小湿度 5 0 % 以下で、実効湿度 6 0 % 以下
濃 霧 (規 程)		陸上 1 0 0 m、海上 5 0 0 m

##### イ 気象警報等

気象によって重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報

《警報発表基準表》

警 報 名		沖 縄 気 象 台 ( 沖 縄 本 島 地 方 ・ 久 米 島 )
暴風 (平均風速)		2 5 m / s
波浪 (有義波高)		6 . 0 m
高潮 (潮位 : 標高)		2 . 0 m
大 雨 (雨量)	1 時間雨量	7 0 m m
	3 時間雨量	1 1 0 m m
	2 4 時間雨量	2 5 0 m m
洪 水 (雨量)	1 時間雨量	7 0 m m
	3 時間雨量	1 1 0 m m
	2 4 時間雨量	2 5 0 m m

《記録的短時間大雨情報の発表基準》（1時間雨量：解析雨量も含む）  
 沖縄本島地方：100 mm 以上。

ウ 気象情報等

台風その他異常気象についてその状況を具体的に説明するもので、注意報・警報の  
 情報価値を高め、適切な防災対策がより効果的に行われるために随時発表する。

なお、台風情報で使用される台風の大きさは等は次のとおり。

台風の大きさ（風速15m/s以上の半径）		台風の強さ（最大風速）	
大型	500km以上 800km未満	強い	33m/s以上 44m/s未満
超大型	800km以上	非常に強い	44m/s以上 54m/s未満
		猛烈な	54m/s以上

注：上表の基準以外の台風は単に「台風」と表現する。

エ 異常潮に関する情報

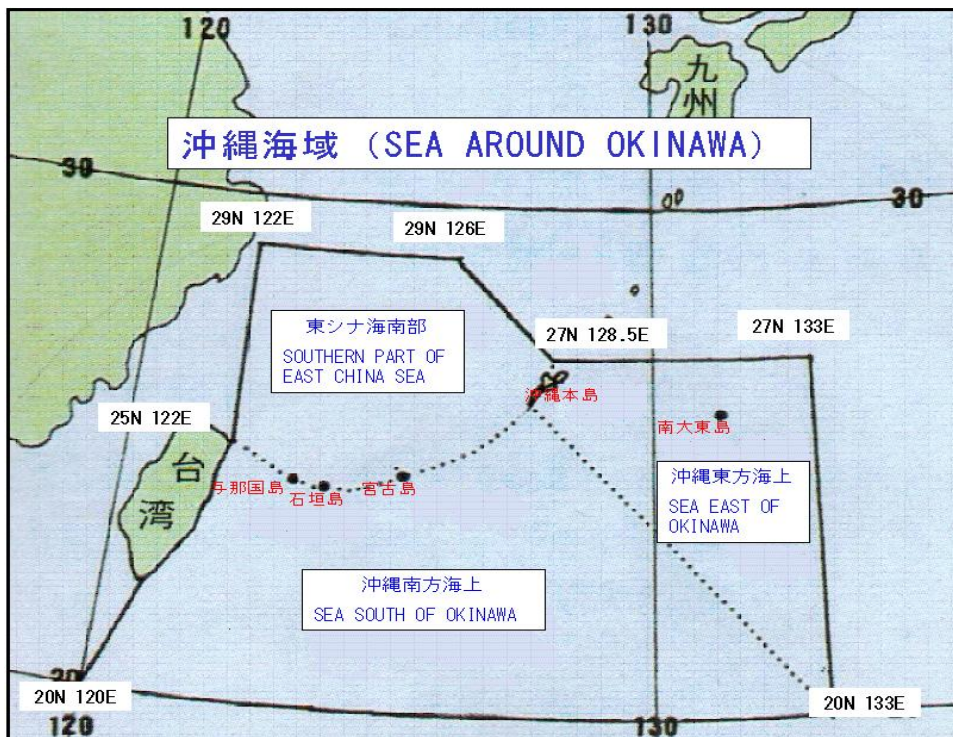
「異常潮」とは、台風等による高潮又は地震による津波以外の潮位の異常な現象  
 をいい、それによる被害が発生又は発生する恐れがあるときに気象官署が発表する。

オ 地方海上警報

定められた海域に対して、異常気象等（風浪、うねり等）によって重大な災害  
 が起こるおそれがあるとき細分された次の3海域において24時間以内に予想され  
 る最大の風の強さによって沖縄气象台が発表する。

(ア) 地方海上予報区の範囲と細分名称

- ア) 沖縄气象台担当地方海上予報区  
 沖縄海域（SEA AROUND OKINAWA）



イ) 細分名称

- ・ 沖繩東方海上（SEA EAST OF OKINAWA）
- ・ 東シナ海南部（SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA）
- ・ 沖繩南方海上（SEA SOUTH OF OKINAWA）

※久米島町は、東シナ海南部（SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA）に該当

(イ) 地方海上警報の種類と発表基準

地方海上警報の種類	発表基準
カイジョウケイ ホウ ナシ 海上警報なし (英文 NO WARNING)	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合
カイジョウクム ケイ ホウ 海上濃霧警報 (英文 WARNING)	濃霧により視程が 500m 未満 (0.3カイリ未満)
カイジョウカセケイ ホウ 海上風警報 (英文 WARNING)	最大風速が 13.9 ~ 17.1m/s (28ノット以上 34ノット未満)
カイジョウキョウフウ ケイ ホウ 海上強風警報 (英文 GALE WARNING)	最大風速が 17.2 ~ 24.4m/s (34ノット以上 48ノット未満)
カイジョウホウフウ ケイ ホウ 海上暴風警報 (英文 STORM WARNING)	最大風速が 24.5 ~ 32.6m/s (48ノット以上 64ノット未満)
カイジョウタイ フウ ケイ ホウ 海上台風警報 (英文 TYPHOON WARNING)	最大風速が 32.7m/s 以上 (64ノット以上)

(2) 水防法に定める警報等

ア 代替警報等

水防活動に資するため水防機関に対して行なわれる水防活動用の注・警報は次に定める注・警報が発表されたとき、これによって代替されるものとする。

被代替注・警報	代替注・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
〃 気象警報	大雨警報
〃 高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
〃 洪水注意報	洪水注意報
〃 洪水警報	洪水警報

イ 水防警報

水防警報とは洪水又は高潮等によって災害の発生が予想される場合において国土交通大臣又は県知事がそれぞれ指定する河川、湖沼又は海岸において水防法に基づき発するものをいう。

(注) 現在本計画に考慮されていないが将来を想定して作成した。

(3) 消防法に定める火災警報等

ア 火災警報

町内を対象として、町長(消防長)が消防法の規定により沖縄県知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が次の火災の予防上危険と認めるとき火災警報を発令することができる。

(ア) 実効湿度 60 パーセント以下であって、最小湿度が 50 パーセントを下り、最大風速が 7 メートルを超える見込みのとき。

(イ) 平均風速 10 メートル以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。

イ 火災気象通報

沖縄県と沖縄気象台との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」に基づき、気象官署がそれぞれ担当区域に発表する「火災予防に関する気象通報」をもって火災気象通報にかえる。

#### (4) 町長が行う警報等

町長は、災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき又は自ら災害に関する予報若しくは警告を知ったとき、自ら災害に関する警報をしたときは、町防災計画の定めるところにより当該予報若しくは警報、通知に係る事項を住民その他の関係機関に対し伝達しなければならない。この場合において必要があると認めるときは町長は住民その他の関係機関に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について必要な通知又は警告を行うものとする。

#### (5) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報に関しては、「沖縄県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定」（平成18年4月28日）及び同協定に基づく「沖縄県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に基づき運用するものとする。その主な内容は次のとおりである。

##### ア 作成・発表機関

土砂災害警戒情報は、気象業務法、災害対策基本法により沖縄県と気象庁が共同で作成・発表する。

##### イ 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、町長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること。また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

##### ウ 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

###### (ア) 発表基準

警戒発表基準は、大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて所定の監視基準に達したときとする。

また、警報の切り替え等各種情報を勘案して、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合、土砂災害への警戒を改めて呼びかける必要があると認められる場合等には、県と気象庁が協議の上、土砂災害警戒情報を発表するものとする。

###### (イ) 解除基準

警戒解除基準は、所定の監視基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の第2タンク貯留量の降下状況や土砂災害危険箇所の点検結果等を鑑み、県と気象庁が協議の上、警戒を解除できるものとする。

##### エ 土砂災害警戒情報の発表形式

町の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、分かりやすい文章と図を組み合わせ作成・発表する。（付図1参照）

##### オ 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の伝達系統図は、本節3(2)気象警報等の伝達 エ 土砂災害警戒情報の伝達系統図のとおりである。

##### カ 土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定しているが、雨の多少にかかわらず、急傾斜地等が崩壊することもある。

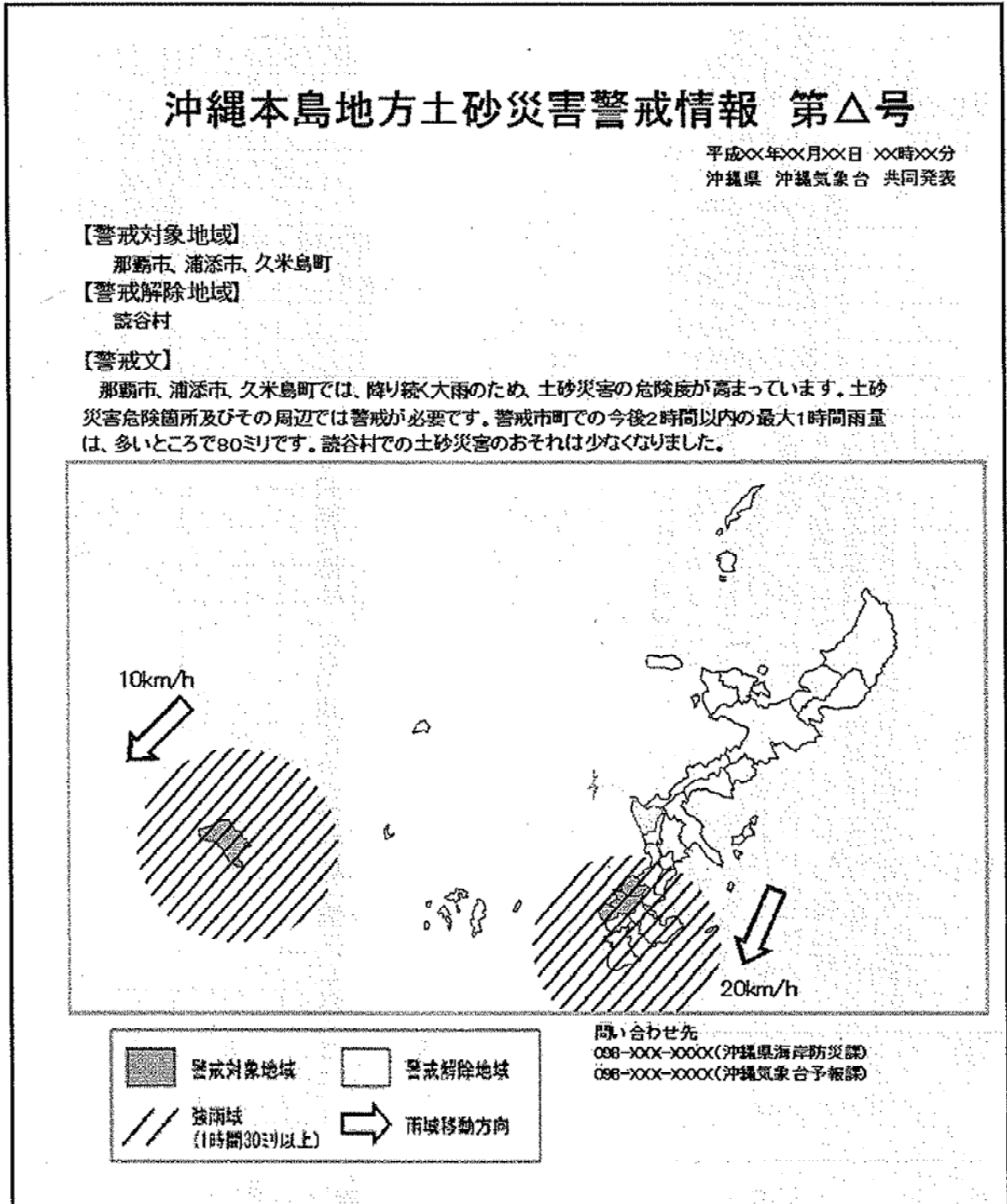
したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということ、また、がけ崩れなどの表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象と

しないことに留意すること。

キ 町の対応

町長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂危険箇所の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令するものとする。

付図1 土砂災害警戒情報（例）





## 2 警報等の発表及び解除等の発表機関

警報等の発表及び解除は次の機関で行うものとする。

警報等の種類	発表機関名	対 象 区 域
気象注意報 // 警報 // 情報 波浪注意報 洪水 // 高潮 // 波浪警報 洪水 // 高潮 //	沖 縄 気 象 台	沖縄本島及び久米島（周辺離島を含む） ----- 南大東村及び北大東村 ----- 宮古支庁管内 ----- 八重山支庁管内（与那国町除く） ----- 八重山郡与那国町
火災警報	各 市 町 村 長	各市町村別
水防警報	国 土 交 通 大 臣 又 は 県 知 事	指定した河川、湖沼又は海岸

### 3 警報等の伝達方法

#### (1) 伝達要領

ア 関係機関から通報された警報等は、総務課・企画財政課及び消防本部において受領し、迅速、確実な収集を行うものとする。

イ (ア)により通知を受けた総務課長及び消防長は、大きな災害が発生する恐れがあると認められるとき、又は大きな災害が発生したことを知ったときは、直ちに町長に報告するものとする。

ウ (ア)により通知を受けた総務課長及び消防長は、次の事項について文書をもって記録するものとする。

(ア) 警報等又は災害の種類

(イ) 発表及び発生の日時

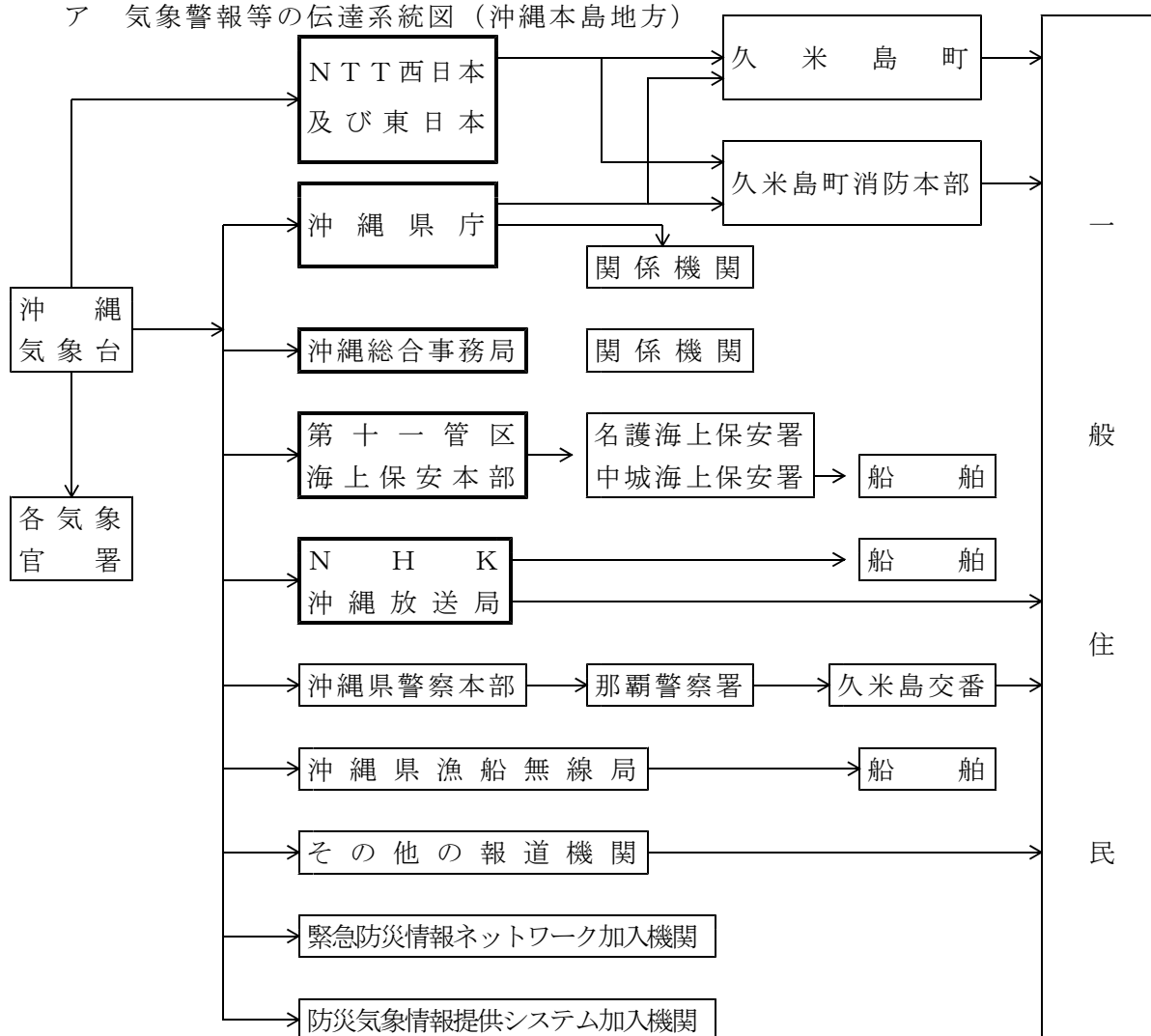
(ウ) 送話者及び受話者の氏名

(エ) その他、防災関係機関及び各事業所等は、気象警報等についてトランジスタラジオ等を常備して積極的に収集するものとする。

エ 住民及び関係機関への警報等の伝達方法は、「第4編 第1章 第6節 災害広報計画」に定めるところによるものとする。

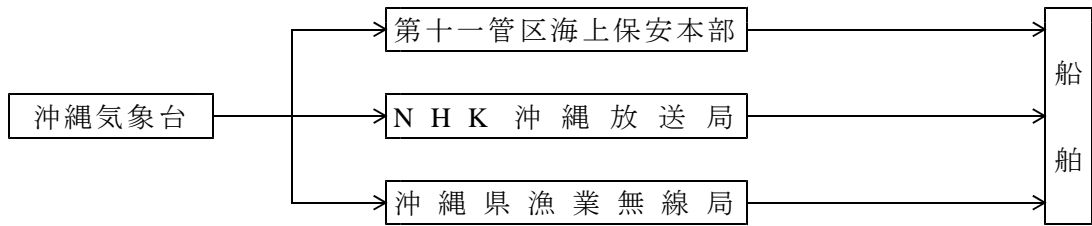
#### (2) 気象警報等の伝達

ア 気象警報等の伝達系統図（沖縄本島地方）

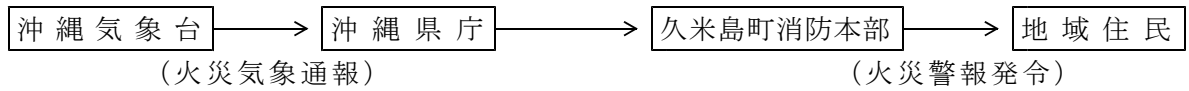


※ 太枠内の機関は、気象業務法第15条による伝達機関、細枠内の機関は、その他の連絡機関（以下、伝達系統は同様とする。）

イ 地方海上予警報等の伝達系統図

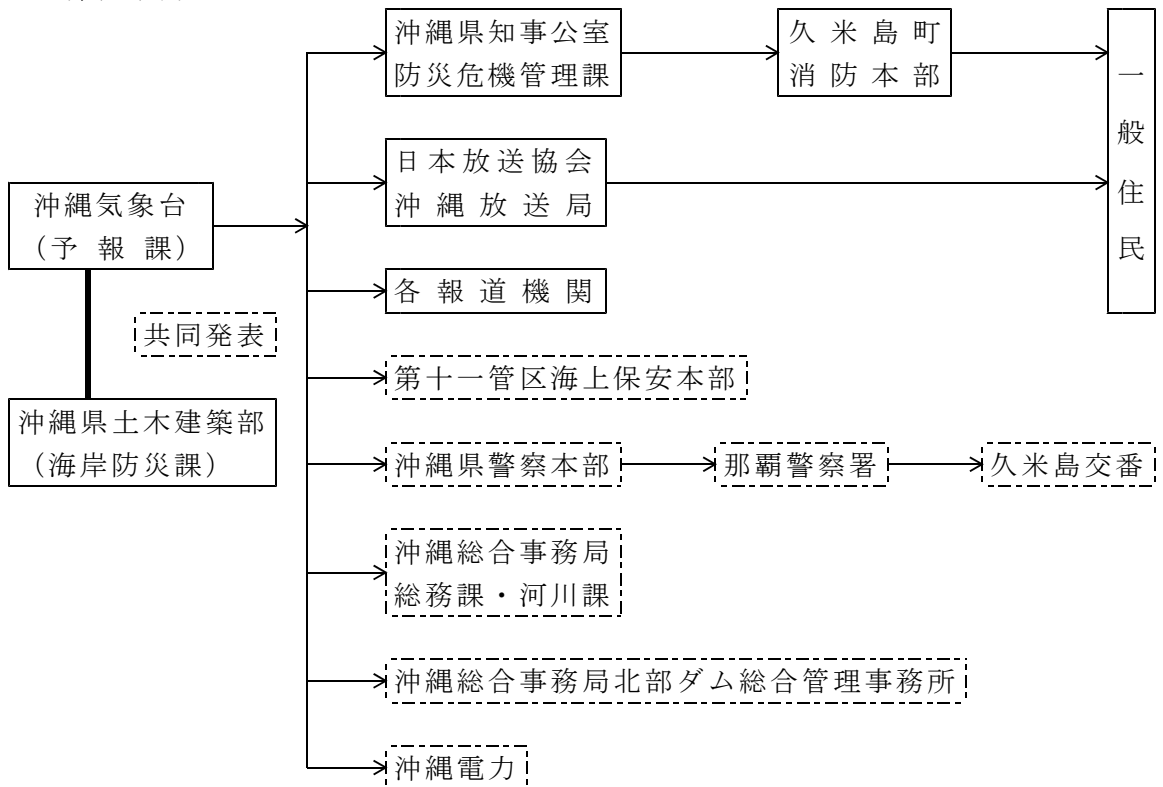


ウ 火災警報等の伝達系統図



エ 土砂災害警戒情報の伝達系統図

沖縄本島地方



#### 4 災害が発生するおそれがある異常現象発見時の措置

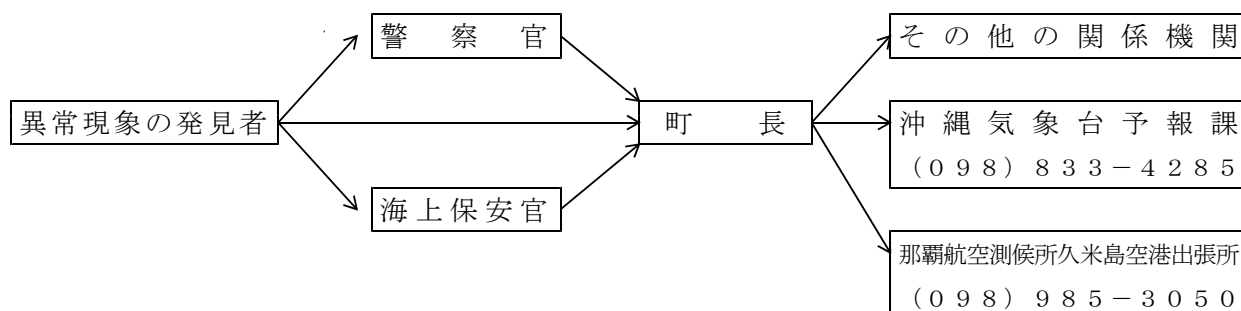
気象台等の関係機関から発表された予報・警報等の内容に対応するものを除き、気象水象、あるいは地象に関し異常気象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるためその発見場所、状況、経過等できるだけ具体的な情報を次によりすみやかに通報しなければならない。

##### (1) 通報を要する異常現象

異常現象とは、おおむね次に掲げる現象をいう。

事 項	現 象		
気象に関する事項	著しく異常な現象	強い突風、竜巻、激しい雷雨等	
地震に関する事項	火山関係	噴火現象	噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、有毒ガス熱雲等）及びそれに伴う降灰砂等
		火山性異常現象	①噴気噴煙の顕著な異常変化 噴気孔の新生噴煙の量、色臭等の異常変化 ②火山付近の海洋の異常変化 濁度、臭色の変化、軽石、死魚等の浮上発泡、温度の上昇等
	地震関係	頻発地震	①数時間以上にわたり、頻繁に感ずるような地震 ②地割れ、亀裂、落石等
水象に関する事項	異常潮位	異常波浪	著しく異常な潮位、津波

##### (2) 異常現象発見者の通報系統図（沖縄本島と周辺離島）



##### (3) 異常現象発見時の通報要領

ア 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は災害の拡大を未然に防ぐため、その発見場所、状況、経過等をできるだけ具体的な情報を町長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

##### イ 警察官、海上保安官の通報

発見者から通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに町長（消防本部）に通報するものとする。

##### ウ 町長の通報

通報を受けた町長は、異常現象発見者の速報系統図によりそれぞれの関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し事態の把握に努める。その際、町長は気象官署に通報する。

エ 災害が発生するおそれがある異常な現象により災害の拡大を未然に防ぐため、危険と判断した場合は立ち入り規制若しくは立ち入りを禁止する。

## 5 津波警報等の種類及び発表基準

津波による被害の拡大を未然に防止するため、津波警報及び津波情報等を迅速かつ的確に伝達するための措置等について定める。

### (1) 津波警報、津波注意報及び津波予報

#### ア 津波警報等の発表

沖縄気象台は津波が予想される予報区に対して、津波注意報や警報等を発表する。

また、予想される津波の到着時刻や高さ、実際に観測された津波の到着時刻や高さ等を津波情報として発表する。

#### (ア) 津波警報、津波注意報及び津波予報の解説及び発表される津波の高さ

予報の種類		解 説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで3 m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3 m 4 m 6 m 8 m 10 m以上
	津波	高いところで2 m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1 m 2 m
津波注意報	津波注意	高いところで0.5 m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5 m

注)

- 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配はありません」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はありません」旨について地震情報に含めて発表する。
- 「津波の高さ」とは、予想される津波の高さ（津波によって潮位が高くなった時点における潮位とその時点に津波がなかったとした場合の平滑した潮位の差）であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(イ) 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分かれている。その内、沖縄県が属する津波予報区は、以下の沖縄本島地方、大東島地方、宮古島・八重山地方の3つの予報区である。

沖縄県が属する津波予報区

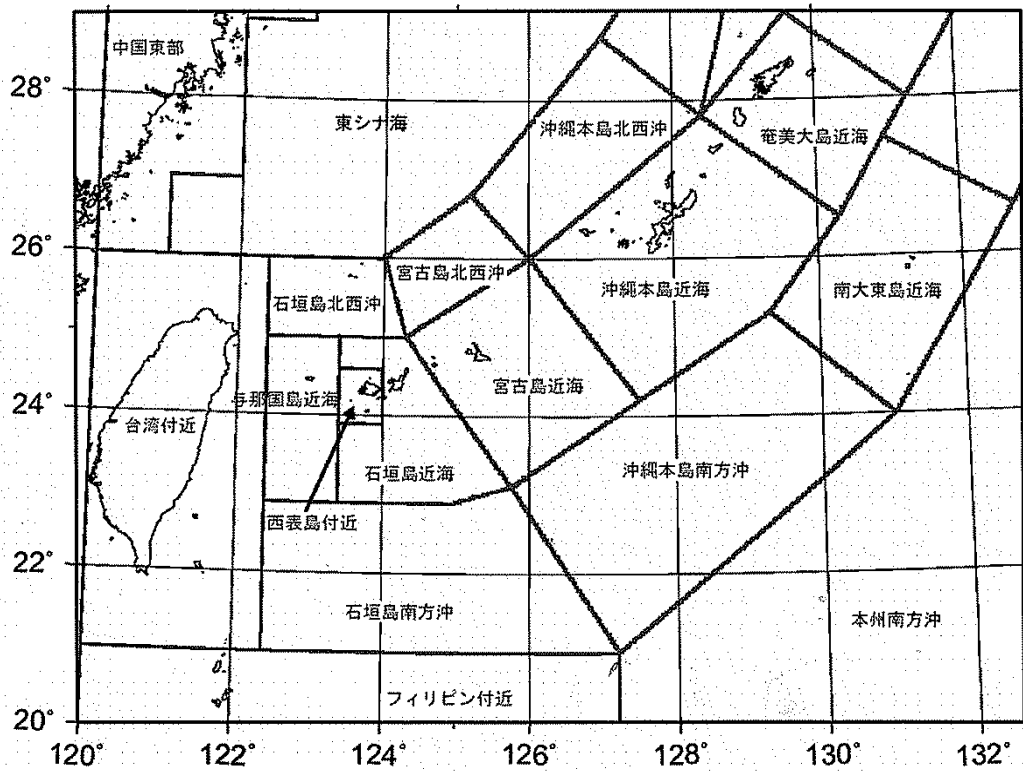
津波予報区	区 域	津波予報担当気象官署	
沖縄本島地方	沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡、八重山郡、島尻郡の北大東村及び南大東村を除く。）	沖縄気象台 （震央が南西諸島の沿岸からおおむね600キロメートル以内にある地震による津波の予報を担当する官署）	気象庁本庁 （震央が北海道、本州、四国、九州及び南西諸島の沿岸からおおむね600キロメートル以遠にある地震による津波の予報を担当する官署）
大東島地方	沖縄県（島尻郡の北大東村及び南大東村に限る。）		
宮古島・八重山地方	沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡、八重山郡に限る。）		

(ウ) 津波情報の種類は次のとおり。

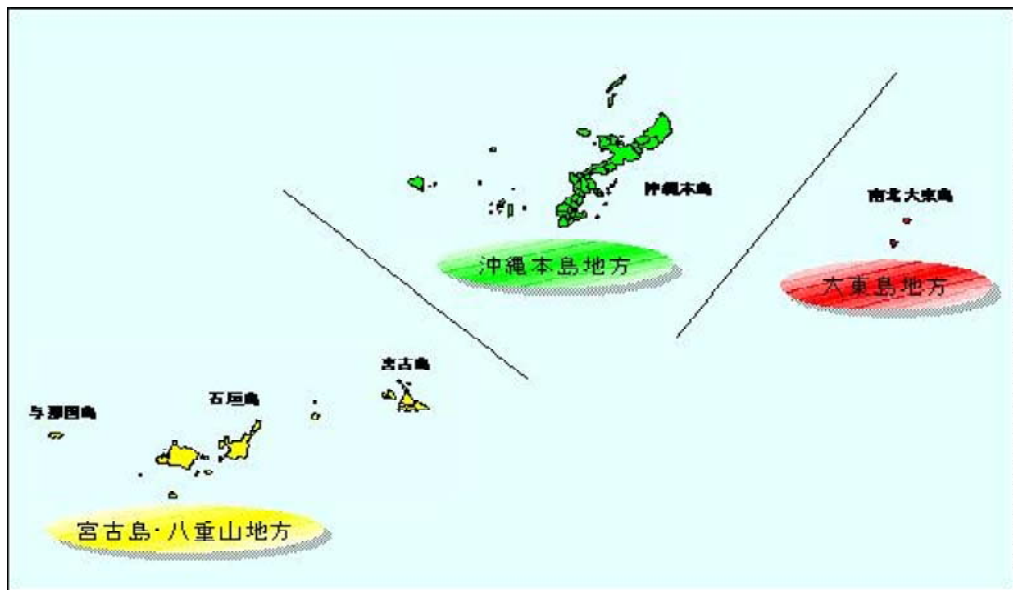
種 類
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
津波観測に関する情報
その他

(エ) 津波予報及び津波予報に関連する各種情報等に用いる震央地名及び津波予報区は次のとおり。

### 震央地名図

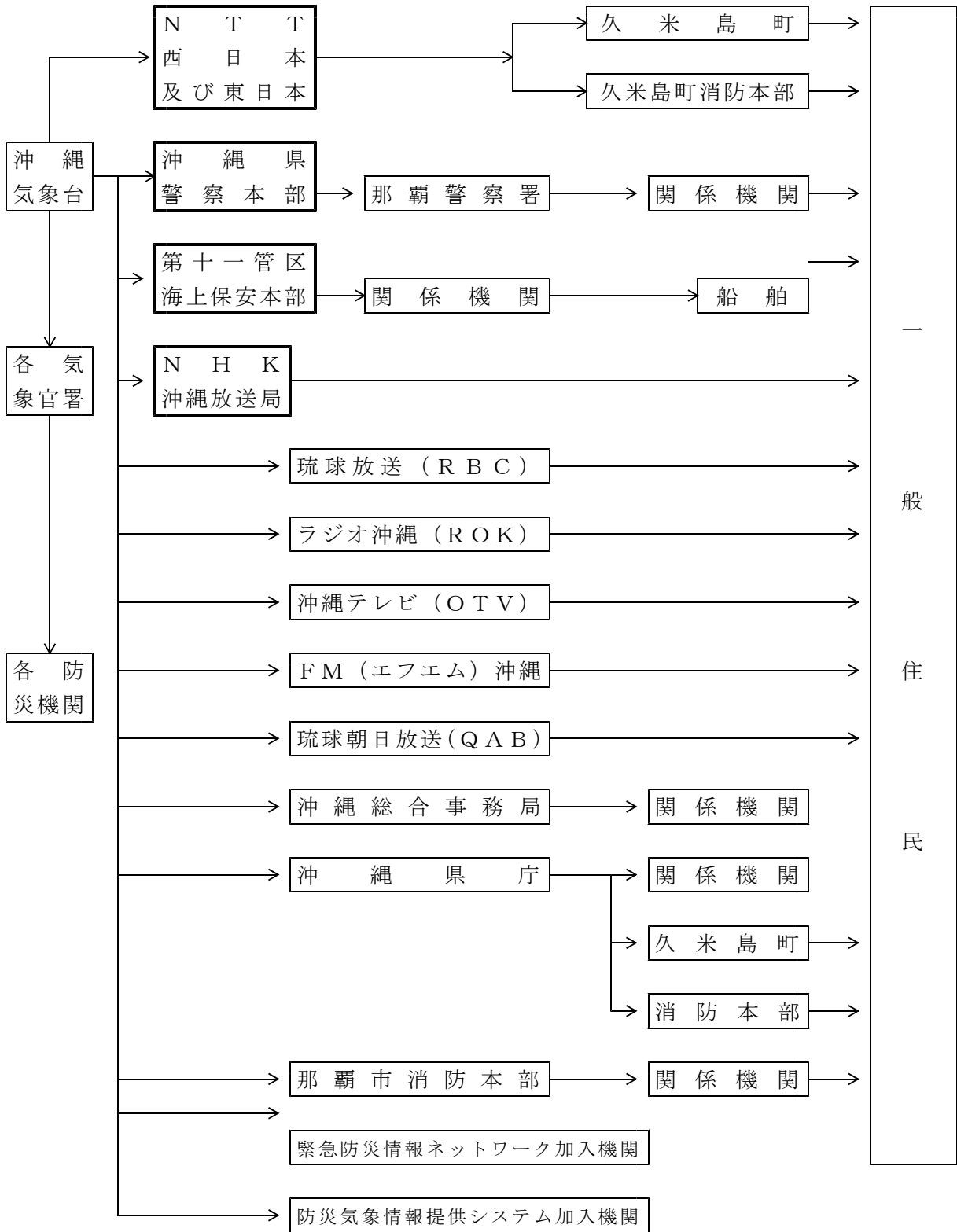


### 沖縄気象台管内の津波予報区



(2) 津波警報等の伝達

ア 津波警報伝達系統図



イ 津波警報の伝達要領

- (ア) 町は町防災計画等に定める方法により住民に徹底を図るものとする。
- (イ) 津波警報解除はこの系統図の伝達体制に準ずる。
- (ウ) 町が気象庁の警報事項を適時に受けることが出来ない場合、町が津波警報を発した場合は、異常気象現象の発見通報体制にならって最寄りの気象官署に通報する。



## 6 近地の地震、津波に対する自衛処置

町長は、沖縄気象台の発表する津波予報のほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは異常な海象を知った場合は、警察、消防機関等に連絡するとともに、町防災行政無線や広報車を用いて、沿岸住民に対し、海岸から退避するよう勧告・指示するものとする。

あわせて、警察、消防機関等の協力を得て海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒態勢を執るものとする。

## 気 象 庁 震 度 階 級 関 連 解 説 表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。

この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される場合は、以下の点にご注意下さい。

- (1) 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
- (2) 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- (3) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。
- (4) 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベータの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
- (5) この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、建物、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

気象庁震度階級表

計測震度	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0.5	0	人は揺れを感じない。						
	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
1.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
2.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
3.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てている。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
4.5	5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。 [停電する家庭もある。]	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5.0	5強	非常に恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台座から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。 [一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
5.5	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破損するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。 [一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。]	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6.0	6強	立っていることができず、はなわいと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁や柱が破損するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。 [一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
6.5	7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	[広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。]	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

\*ライフラインの [] 内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

## 第4節 災害通信計画

この計画は、災害に関する気象警報等の伝達及び災害情報等の収集、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受理伝達の迅速、確実を期するとともに、通信施設を適切に利用して、通信体制の万全を期するものとする。

### 1 通信協力体制

通信設備の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力するものとする。

### 2 各種通信施設の利用

災害情報等の伝達、報告、災害時における通信連絡は、通信施設の被害状況により異なるが、おおむね次のうちから実情に即した方法で行うものとする。ただし、固有の通信施設をもっている機関についてはこれを利用する。

なお、他機関の通信施設の利用に際しては、かねてより管理者と利用方法等必要な手続きを協定で定めて、災害時に利用するものとする。

#### (1) 電気通信業務用電気通信設備の利用方法

##### ア 普通電話による通信

一時的には加入電話の通常の手続きにより通信を確保するが、施設の被害、その他によりその利用が制限される場合は「非常電話」の取り扱いを受け、通話の優先利用を図るものとする。なお、臨時電話が設置できる状況にあっては、被災地及び避難所に臨時電話を設置し、早急に災害通信体制の確保を図るものとする。

##### イ 非常通話

災害対策関係機関は、事前に最寄のNTT西日本沖縄支店に連絡し「非常通話用電話」を指定しておくものとする。非常通話は天災地変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合において、次に掲げる事項の市外通話に対しその取扱をするものとする。

また、非常通話を利用する場合は、あらかじめ指定された番号をダイヤルし非常通話用電話の指定番号、通話の内容及び通話先を申告の上、申し込むものとする。

久米島町の非常指定電話は別表1のとおりとする。

- (ア) 気象、水象及び地象の観測の報告又は警報を内容とする通話であって気象機関相互において行うもの。
- (イ) 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがある旨の通報又はその警戒若しくは予防のための緊急を要する事項を内容とする通話であって、水防関係機関、消防機関相互において行うもの。
- (ウ) 災害の予防又は救援のための緊急を要する事項を内容とする通話であって、消防機関又は災害救助機関相互間において行うもの。
- (エ) 交通施設の災害の予防又は復旧、その他輸送の確保に関し、緊急を要する通話であって、輸送の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの。
- (オ) 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする通話であって、通信の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの。

もの。

- (カ) 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする通話であって、電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの。
- (キ) 秩序の維持のため、緊急を要する事項を内容とする通話であって、警察機関相互間において行うもの。
- (ク) 災害の予防又は救援のための必要な事項を内容とする通話であって、天災地変その他の非常事態が発生し、又は発生することがあることを知った者がその災害の予防又は救援に直接関係がある機関に対して行うもの。

#### ウ 非常電報

災害のための緊急を要する電報にあつては、頼信紙の欄外余白に「非常」と朱書して電報局に差し出すものとする。

電話により非常電報を依頼する場合は、自己の電話番号及び頼信責任者名を電報局に申告の上、申し込むものとする。

なお、非常電報として取り扱われる通信の内容は非常通話用電話による非常通話の例によるものとする。

#### (2) 専用通信施設の利用

電気通信業務用電気通信設備の利用ができなくなった場合又は緊急通信にその必要がある場合は、次に掲げる専用通信施設の利用を図るものとする。利用にあたっては、あらかじめ協議して定めた手続きによるものとする。

##### ア 消防無線電話による通信

消防無線電話を利用し、通信相手機関と通信連絡する。

消防無線通信施設は別表2のとおりとする。

##### イ 警察電話による通信

沖縄県警察本部の警察有線電話を利用して、通信相手機関を管轄する各署、駐在所等を経て通信連絡する。

##### ウ 警察無線電話による通信

沖縄県警察本部の警察無線電話を利用し、イに準じて通信連絡する。

#### (3) 非常の場合における無線通信設備の利用

非常無線通信を利用できる時期は、各種災害等で非常の事態が発生し又は発生のおそれがある場合において、有線通信設備を利用することができない場合、又はこれを利用することが著しく困難である場合は、非常無線通信を利用して通信連絡する。

沖縄地方非常無線通信協議会の主な構成機関は別表3のとおりである。

##### ア 通信の内容

非常通信を利用することのできる通報の内容は、おおむね次のようなものである

###### (ア) 人命の救助に関するもの

(イ) 天災の予防（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの。

###### (ウ) 緊急を要する気象等の観測資料

(エ) 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して、無線局に通信を行わせる場合

の指令及びその他の指令

- (オ) 遭難者の救助に関するもの。
- (カ) 非常事態発生の場合における輸送機関に関するもの。
- (キ) 道路、電力設備及び電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のため資材の手配及び運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- (ク) 防災機関相互間において発受する災害救助その他緊急措置に要する労務、施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送に関するもの。
- (ケ) 災害救助法等の規定に基づき県知事から医療、土木、建築工事又は輸送の関係者に対して発する従事命令に関するもの。

#### イ 利用できる機関

非常通報は無線局を開設している者が自ら発注するものの外、次に掲げる者の依頼に応じ発受することができる。

- (ア) 官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体
- (イ) 各防災会議
- (ウ) 日本赤十字社
- (エ) 全国消防長会
- (オ) 電力会社
- (カ) その他人命救助及び急迫の危険又は緊急措置に関する発信を希望するもの

#### ウ 依頼事項

発信を希望するものは電報頼信紙その他適宜の用紙に片かなで明記して、最寄りの無線局に依頼するものとする。

ただし、一通の通信文の字数は 200 字以内とする。

なお、無線電話を利用する場合は本文を 3 分間以内の内容にまとめること。

通報依頼に当たっては、次の事項を明記して行うものとする。

- (ア) あて先の住所氏名（電話番号がわかれば記入のこと。）
- (イ) 本文
- (ウ) 発信人の住所氏名（電話があれば番号記入のこと。）
- (エ) 余白に「非常」と必ず記入のこと。

#### エ 費用

電気通信事業者以外の無線局に依頼するときは原則として無料とする。

西日本電信電話株式会社の無線局に依頼するときは会社規定の公衆電報料金を要するものとするが、次の電報については料金は免除される。

- (ア) 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥り、又は陥るおそれがあることを通報する電報であって、その事実を知った者がその救援に直接関係がある機関に対して発するもの。
- (イ) 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために必要な事項を内容とする電報であって、その事実を知った者がその予防に直接関係がある機関に対して発するもの。
- (ウ) 天災地変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合における人命財産の危険を通報する電報であって、その危険の事実を知った者が、その救

援に直接関係がある機関に対して発するもの。

(エ) 災害に際し、電報取扱局が指定する地域及び期間において、罹災者が発信する罹災状況の通報又は救護を求めることを内容とする電報であって、電報取扱局が定める条件に適合するもの。

### 3 町における措置

#### (1) 通信設備優先利用の協定

町は基本法に基づく通信設備の優先利用について、その必要と認める機関とあらかじめ協議しておくものとする。

#### (2) 放送要請の依頼

町は災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合において、テレビ又はラジオによる放送を必要とするときは、県（広報班）に放送の要請を依頼するものとする。

ただし、人命に関する等、特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県（広報班）にその旨連絡するものとする。

別表1 非常指定電話

設置場所	所在地	電話番号(098)
久米島町役場(仲里庁舎)	久米島町字比嘉2870番地	総務課 985-7121
		環境保全課 985-7842 (火葬場)
久米島町役場(具志川庁舎)	久米島町字仲泊699番地	総合窓口 985-2002
久米島町役場(空港管理事務所)	久米島町字北原566番地の2	985-2939
具志川農村環境改善センター	久米島町字仲泊730番地	985-2444
久米島町消防本部	久米島町字嘉手苺970番地	985-2900
久米島町教育委員会	久米島町字仲泊699番地	教育課 985-2287
		教育長室 985-3350
久米島町立大岳幼稚園	久米島町字山里177番地	985-3430
久米島町立清水幼稚園	久米島町字鳥島198番地	985-4351
久米島町立久米島幼稚園	久米島町字儀間1番地	985-3730
久米島町立仲里幼稚園	久米島町字謝名堂970番地	985-8028
久米島町立比屋定幼稚園	久米島町字宇江城220番地	985-3190
久米島町立大岳小学校	久米島町字山里177番地	985-2133
久米島町立清水小学校	久米島町字鳥島198番地	985-2286
久米島町立久米島小学校	久米島町字儀間1番地	985-2007
久米島町立仲里小学校	久米島町字謝名堂970番地	985-8127
久米島町立美崎小学校	久米島町字真謝103番地	985-7727
久米島町立比屋定小学校	久米島町字宇江城220番地	985-3722
久米島町立久米島西中学校	久米島町字西銘1324番地	985-2006
久米島町立久米島中学校	久米島町字儀間5番地	985-2050
久米島町立仲里中学校	久米島町字比嘉2856番地	985-8128

別表2 久米島消防本部無線局

局名称	種別	設置場所	所在地
しょうぼうくめ	基地局	消防本部	久米島町字嘉手苺970番地
しょうぼうくめ 1号~15号	移動局	〃	〃
しょうぼうくめ 101号~119号	〃	〃	〃

別表3 沖縄地方非常無線通信協議会の主な構成機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
沖縄総合通信事務所	那覇市東町 26-29	098-865-2306
沖縄県(防災危機管理課)	那覇市泉崎 1-2-2	098-866-2143
NTT西日本(株)沖縄支店	浦添市城間 4-35-1	098-870-4018
沖縄気象台	那覇市樋川 1-15-15	098-833-4281
第十一管区海上保安本部	那覇市港町 2-11-1	098-867-0188
沖縄総合事務局	那覇市前島 2-21-5	098-866-0031
国土交通省那覇空港事務所	那覇市安次 531-3	098-857-1101
沖縄県警察本部	那覇市泉崎 1-2-2	098-862-0110
日本赤十字社沖縄県支部	那覇市古波蔵 3-7-25	098-853-1180
沖縄電力株式会社	浦添市牧港 1074-3	098-877-2341
NHK沖縄放送局	那覇市おもろまち 2-6-21	098-865-2222
琉球放送(株)	那覇市久茂地 2-3-1	098-867-2151
(株)ラジオ沖縄	那覇市西 1-4-8	098-869-2211
沖縄テレビ放送(株)	那覇市久茂地 1-2-20	098-869-2111
(株)エフエム沖縄	浦添市小湾 40	098-877-2361
琉球朝日放送(株)	那覇市久茂地 2-3-1	098-860-1992
沖縄県漁業無線協会	那覇市首里赤平町 2-67	098-884-5641



## 第5節 災害状況等収集・伝達計画

この計画は、災害が発生し又は発生する恐れのある場合、関係機関等の協力を得て、本町の地域にかかる災害の被害状況等を迅速かつ的確に収集報告するためのものである。

### 1 実施責任者

(1) 町長は、町域内に発生した被害状況を迅速かつ的確に調査収集し県（防災危機管理課他関係部署）に報告するものとする。

なお、町長は、被害が甚大なため被害の調査が困難なときは、関係機関に応援を求めて行うものとする。

(2) 消防機関は、火災等同時多発あるいは多くの死傷者が発生し消防機関への通報が殺到した場合は直ちに国（総務省消防庁）、県に報告するものとする。総務省消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告する。

(3) 知事は、その所轄する施設物について被害状況を調査するとともに、2の(1)に掲げる県内の被害状況を収集し、国（総務省消防庁）に報告するものとする。

(4) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の長はその所管する施設等について被害状況の調査・収集・報告に努めるものとする。

(5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の機関は、必要に応じ相互に被害情報の交換を行うものとする。

### 2 災害状況等の収集

各対策部長はあらゆる手段を用いて状況を収集把握し、被害状況が確定するまで、災害対策本部に報告するものとする。なお、これら収集及び報告は災害対策の基礎資料となるものであるから、迅速かつ的確に実施することを要する。

#### (1) 災害状況の収集

町及び県は、被害規模を早期に把握するため、次の情報等の収集を行う。

- ・人的被害・住家被害・火災に関する情報
- ・避難の勧告・指示状況、警戒区域の指定状況
- ・避難者数、避難所の場所等に関する情報
- ・医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報
- ・道路の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報
- ・空港、ヘリポートの被害及び応急対策の状況に関する情報
- ・電気、水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報
- ・港湾の被害及び応急対策の状況に関する情報
- ・大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況

#### (2) 推定による被害情報の把握

大地震等大規模災害時には、通信や交通の途絶等により効果的な情報収集作業が行えないことから、このような情報の空白期間においては、被害の大きな様子を推定し、これに基づいて、初動対応を実施しなくてはならない。

したがって、119番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害情報を推定するものとする。

また、倒壊家屋数、火災発生現場数等の人命損失に係る情報については、早期に把握する必要があるため、町は、消防本部、消防団、警察本部等から「推定情報」についても報告してもらうものとする。

(3) 職員の参集途上による被害状況の把握

夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合にあつては、事前に自宅から職場までの参集ルートを設定しておき、その途上で情報を収集するものとする。

(4) 非常災害に係る情報の収集

町又は県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあつても、迅速に当該情報の報告に努めなければならない。

3 災害報告

災害状況等の収集報告は、本計画並びに各対策部における災害報告要領によるものとする。

(1) 報告の種類

報告の種類は次のとおりとする。

- ア 災害概況即報
- イ 被害状況即報
- ウ 災害確定報告
- エ 災害年報

(2) 報告要領

ア 災害概況即報

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生等を報告する場合）に災害即報様式第1号に基づく内容を町から県（防災危機管理課）に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

町は、県に報告できない場合にあつては、総務省消防庁に報告するものとする。

イ 被害状況即報

被害状況が判明次第逐次報告するもので災害即報様式第2号に基づく内容を町から県地方本部（県南部土木事務所）等を経て県災害対策本部総括情報班（防災危機管理課）に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

町は、県に報告できない場合にあつては、総務省消防庁に報告するものとする。

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

報告に当たっては、別表3の被害状況判定基準によるとともに、地元警察（署、駐在、交番）と密接な連絡を保つものとする。

ウ 災害確定報告

災害状況の最終報告であり、同一の災害に対する応急対策が終了した後、20日以内に災害報告様式第1号に基づく内容を町から県地方本部（県南部土木事務所）等を経て県災害対策本部総括情報班（防災危機管理課）に報告する。

なお、報告に当たっては、別表3の被害状況判定基準によるとともに、地元警察（署、駐在、交番）と密接な連絡を保つものとする。

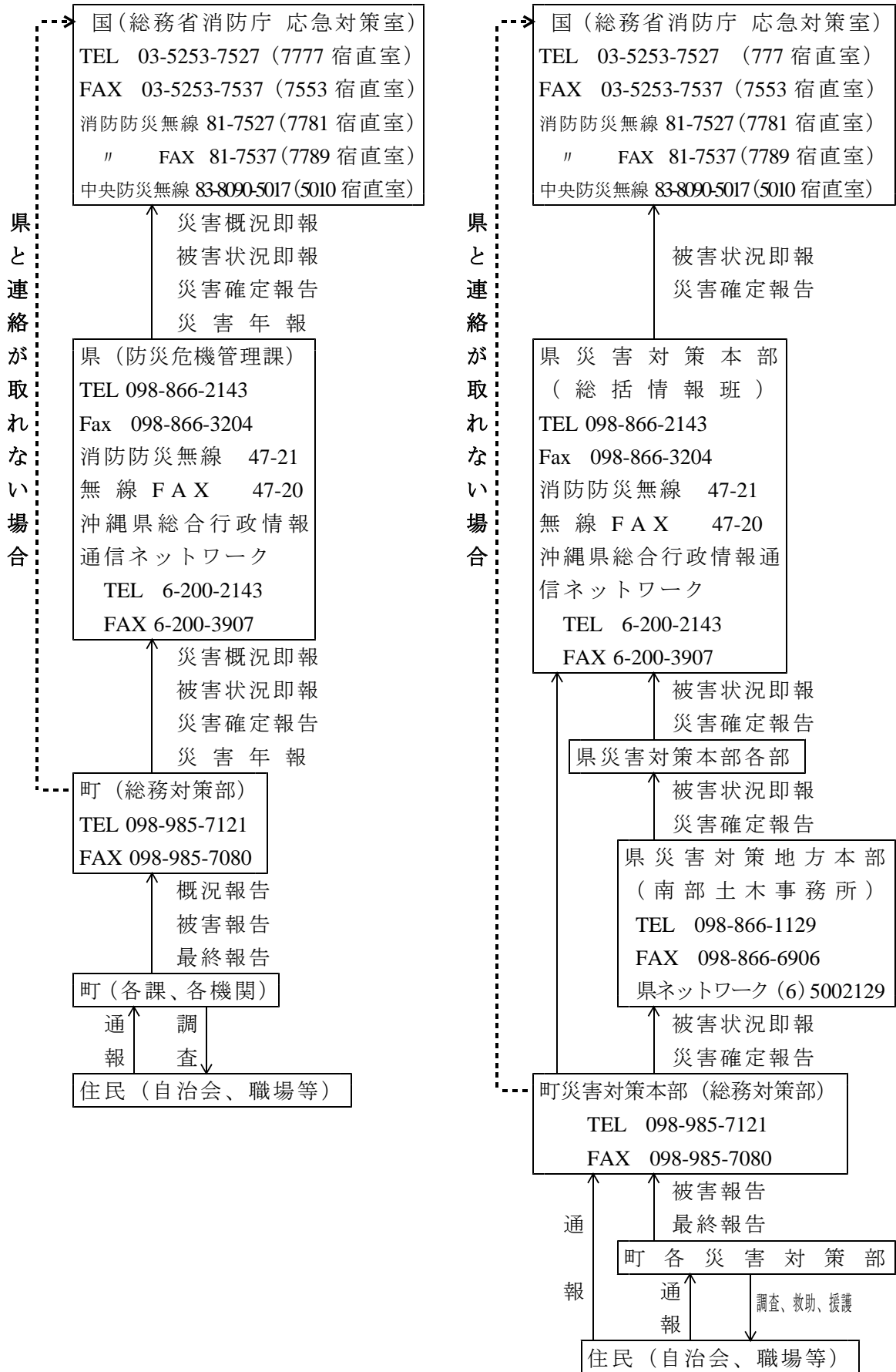
エ 災害年報（災害報告様式第2号）

町は、毎年1月1日から12月31日までの災害の被害状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを災害報告様式第2号に基づき4月15日までに県（防災危機管理課）に報告する。

# 災 害 情 報 連 絡 系 統 図

(県災害対策本部未設置時)

(県及び町災害対策本部設置時)



# 災 害 概 況 即 報

災害即報様式 1 号

報告日時	年	月	日	時	分
市町村名					
報告者名					

災害名 \_\_\_\_\_ (第 \_\_\_\_\_ 報)

災 害 の 概 況	発生場所				発生日時	年	月	日	時	分
被 害 の 状 況	死傷者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況										

災 害 確 定 報 告

市町村名		久米島町		区 分		被 害		区 分		被 害		災害 対 策 本 部 設 置 ・ 措 置 状 況	1. 設置 年 月 日 時 分		
災害名				田		流失・埋没 ha		公立文教施設		千円			2. 廃止 年 月 日 時 分		
確定年月日		月 日 時確定		畑		流失・埋没 ha		農林水産業施設		千円			3. 避難状況		
報告者名				文 教 施 設		箇所		公共土木施設		千円			4. 応援要請の概要		
区 分		被 害		病 院		箇所		その他の公共施設		千円			5. 応急措置の概要		
人 的 被 害	死 亡 人				道 路		箇所		小 計		千円		6. 救助活動の概要		
	行方不明者 人				橋 り よ う		箇所		農 産 被 害		千円		7. その他の措置		
	負傷者	重 傷 人				河 川		箇所		林 産 被 害			千円		災害救助法の適用 有 ・ 無
軽 傷 人				港 湾		箇所		畜 産 被 害		千円			消防職員出動延人数 人		
住 家 被 害	全 壊		棟		砂 防		箇所		商 工 被 害		千円		消防団員出動延人数 人		
	世帯				清 掃 施 設		箇所		そ の 他		千円				
	人				崖 く ず れ		箇所		被 害 総 額		千円				
	半 壊		棟		鉄 道 不 通		箇所		備		災害発生場所				
	世帯				被 害 船 舶		隻		考		災害発生年月日				
	人				水 道		戸				災害の概況				
	一 部 破 損		棟		電 話		回線				消防機関の活動状況				
	世帯				電 気		戸								
	人				ガ ス		戸								
	床 上 浸 水		棟		ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所								
世帯				水 路		箇所									
人				り 災 世 帯 等		世帯									
床 下 浸 水		棟		り 災 者 数		人									
世帯				火 災 発 生		建 物		件							
人				建 物		件									
公 共 建 物		棟		危 険 物		件									
そ の 他		棟		そ の 他		件									

災 害 状 況 即 報

市町村名		久米島町		区 分		被 害		区 分		被 害		災害 対 策 本 部 設 置 ・ 措 置 状 況	1. 設置 年 月 日 時 分		
災 害 名	災害名		田	流失・埋没	ha			公立文教施設	千円				2. 廃止 年 月 日 時 分		
	報 告 番 号	第 報		冠 水	ha			農林水産業施設	千円				3. 避難状況		
報告者名		( 月 日 時現在)		畑	流失・埋没	ha			公共土木施設	千円			4. 応援要請の概要		
区 分		被 害			冠 水	ha			その他の公共施設	千円			5. 応急措置の概要		
人 的 被 害	死 亡	人			文 教 施 設	箇所			小 計	千円			6. 救助活動の概要		
	行方不明者	人			病 院	箇所			そ の 他	農 産 被 害	千円				7. その他の措置
負傷者	重 傷	人			道 路	箇所				林 産 被 害	千円				災害救助法の適用 有 ・ 無
	軽 傷	人			橋 り よ う	箇所			畜 産 被 害	千円			消防職員出動延人数 人		
住 家 被 害	全 壊		棟			河 川	箇所			水 産 被 害	千円				消防団員出動延人数 人
	半 壊		棟			港 湾	箇所			商 工 被 害	千円				
一 部 破 損	棟				砂 防	箇所			そ の 他	千円					
	世帯				清 掃 施 設	箇所			被 害 船 舶	隻					
床 上 浸 水	棟				崖 く ず れ	箇所			水 道	戸					
	世帯				鉄 道 不 通	箇所			電 話	回線					
床 下 浸 水	棟				被 害 船 舶	隻			電 気	戸					
	世帯				水	戸			ガ ス	戸					
非 住 家	棟				電 話	回線			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所					
	世帯				水	箇所			水 路	箇所					
公共建物		棟			り 災 世 帯 等	世帯			備 考						
その他		棟			り 災 者 数	人			災害発生場所						
					火災発生	件			災害発生年月日						
					建 物	件			災害の概況						
					火災発生	件			消防機関の活動状況						
					火災発生	件									
					火災発生	件									
					火災発生	件									

公立文教施設被害

市町村名(久米島町)

学 校 名	位 置	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	
計				

注 「位置」欄は、市町村の字名を記入する。

農 林 水 産 業 施 設 被 害

市町村名 (久米島町)

被 害 施 設 名	位 置	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	
計				

注 1. この表は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設について記入する。  
 2. 「被害施設名」の欄は、農地かんがい排水施設、農道、林道、漁港等の名称を記入する。



公 共 土 木 施 設 被 害

市町村名 (久米島町)

管理者 (市町村)	被 害 施 設 名	位 置	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
				千円	
計					

- 注 1. この表は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設について記入する。  
 2. 「管理者」の欄は、施設を管理する国、県、市町村の団体名ごとに記入する。  
 3. 「被害施設名」の欄は、路線名、河川名、港湾名、海岸名、橋りょう名、砂防設備等を記入する。

その他の公共施設被害

市町村名(久米島町)

管理者(市町村)	被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考
				千円	
計					

災害報告様式第1号補助表5

農 産 被 害

市町村名 (久米島町)

1. 農産物被害

農作物等名	総栽培面積	被害面積	被害減収量	単 価	被害金額	備 考
	ha	ha	t	円	千円	
計						

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備 考
			千円	

注 1. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えばビニールハウス等を記入する。

災害報告様式第1号補助表6

林 産 被 害

市町村名 (久米島町)

1. 林産物被害

林 産 物 等 名	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

2. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

- 注 1. 「林産物等名」の欄は、木材、薪炭、しいたけ、竹、苗木等林産物名を記入する。  
 2. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば天然林、人工林、苗畑等を記入する。

災害報告様式第1号補助表7

畜 産 被 害

市町村名 (久米島町)

1. 畜産等および蚕繭被害

家畜等および蚕繭	被害数量	単 価	被害金額	備 考
			千円	
計				

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被 害 程 度	被害金額	備 考
			千円	

注 1. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば畜舎等を記入する。

災害報告様式第1号補助表8

水 産 被 害

市町村名 (久米島町)

1. 漁船被害

規 模	隻 数	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
ト			千円	

1. 漁具被害水産物等被害

種 類	被害数量	被 害 金 額	備 考
		千円	

2. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

- 注 1. 漁船被害の「被害程度」の欄は、滅失、大破、中破、小破等を記入する。  
 2. 施設被害の「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば養殖施設等を記入する。

商 工 被 害

市町村名 (久米島町)

被 害 種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	
計			

注 1. 「被害種類」の欄は、店舗、工業原材料、商品、機械器具等を記入する。

災 害 年 報

市町村名 (久米島町)

り 災 世 帯 数	世帯					
り 災 者 数	人					
公 立 文 教 施 設	千円					
農 林 水 産 業 施 設	千円					
公 共 土 木 施 設	千円					
そ の 他 の 公 共 施 設	千円					
そ の 他	農 産 被 害	千円				
	林 産 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
	そ の 他	千円				
被 害 総 額	千円					
災 害 対 策 本 部	設 置 解 散	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	
災 害 救 助 法 適 用		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
消 防 職 員 出 動 延 人 数	人					
消 防 団 員 出 動 延 人 数	人					



区分		災害名	発生年月日								計
人的被害	死者	人									
	行方不明者	人									
	負傷者	重傷	人								
		軽傷	人								
住家被害	全壊	棟									
		世帯									
		人									
	半壊	棟									
		世帯									
	一部破損	棟									
		世帯									
	床上浸水	棟									
		世帯									
	床下浸水	棟									
世帯											
非住家	公共建物	棟									
	その他	棟									
その他	田	流失・埋没	ha								
		冠水	ha								
	畑	流失・埋没	ha								
		冠水	ha								
	文教施設	箇所									
	病院	箇所									
	道路	箇所									
	橋りょう	箇所									
	河川	箇所									
	港湾	箇所									
	砂防	箇所									
	清掃施設	箇所									
	崖くずれ	箇所									
	鉄道不通	箇所									
	被害船舶	隻									
	水道	戸									
電話	回線										
電気	戸										
ガス	戸										
ブロック塀等	箇所										
水路	箇所										
火災発生	建物	件									
	危険物	件									
	その他	件									
り災世帯数	世帯										
り災者数	人										
公立文教施設	千円										
農林水産業施設	千円										
公共土木施設	千円										
その他の公共施設	千円										
その他	農産被害	千円									
	林産被害	千円									
	畜産被害	千円									
	水産被害	千円									
	商工被害	千円									
その他	千円										
被害総額	千円										
災害対策本部	設置	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分		
	解散	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分		
災害救助法適用		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
消防職員出動延人数	人										
消防団員出動延人数	人										

別表 1

## 災害即報様式第 1 号の記入要領

災害の状況	発生場所 発生日時	当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。	
	災害種別概況	風水害	降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
		地震	地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
		火山噴火	噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況
	その他これらに類する災害の概況		
被害の状況	当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点をおくこと。		
応急対策の状況	当該災害に対して、市町村（消防機関を含む）及び都道府県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難の勧告、指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数などについて記入すること。		

別表 2

## 災害即報様式第 2 号の記入要領

各被害欄	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については省略することができる。 なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、電話不能回線数、停電戸数及び給水停止戸数を記入する。	
災害対策本部 設置の状況	本部設置の有無及び設置の場合においては設置及び廃止の日時を報告するものとする。	
避難の状況	避難の勧告又は指示したもの、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の勧告指示をした日時、避難完了日時、避難の方法、その他必要な事項について報告するものとする。	
応援要請	応援を要求した市町村名、人員、作業内容の概要、期間その他必要な事項について報告するものとする。	
応急措置の概要	消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。	
救助活動の概要	被災者に対する救助活動について概要を報告するものとする。	
備考欄	災害の発生場所	被害を生じた市町村名又は地域名
	災害の発生日時	被害を生じた日時又は期間
	災害の種類概況	台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過
	消防機関の 活動状況	消防、水防、救急、救助、避難誘導等の活動状況

別表 3

## 被害状況判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的の被害判定は、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、おおむね次の基準によるものとする。

被害区分		判 定 基 準
人的被害	1 死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	人行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。
住家の被害	2 住家	現実に居住の為、使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうか問わない。
	棟数	建造物の単位で1つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい附属物が付着している場合（同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）同一棟とみなす。
	世帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達成したもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊がはなはだしいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分はその住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時下の20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住み家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

被害区分		判 定 基 準
3 非 住 家 被 害	非 住 宅	住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公 共 建 物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住宅被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
4 田 畑 の 被 害	田の流出・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流出・埋没畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
5 そ の 他 の 被 害	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用の供する施設とする。
	病 院	院療法（昭和23年法律205号）第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。
	道 路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋 り ょ う	道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用された河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床上その他の施設若しくは沿岸を保全するために防衛する事を必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法（明治25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	河 岸	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	が け 崩 れ	山及びがけ崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
被 害 船 舶	被 害 船 舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。

被害区分		判 定 基 準
5	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	火害発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
	その他	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
被害	その他の公共施設	公立公共施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公用の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立公共施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

## 第6節 災害広報計画

この計画は、住民及び報道機関に対する、被害情報等の広報活動について必要な事項を定め、もって災害広報の迅速な実施を図るものとする。

### 1 実施責任者

町、県及び報道機関は、町域における被害に関する情報、被災者の安否情報等について、それぞれの分担事務、又は業務に基づき、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとするとともに町及び県は安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努めるものとする。

担当は総務対策部とする。

### 2 実施要領

(1) 各部において広報を必要とする事項が生じたときは直接、総務対策部長に原則として文書でもって通知するものとする。

(2) 総務対策部は各部が把握する災害情報その他の広報資料を積極的に収集し、すみやかに町民及び報道機関へ広報するものとする。

また、必要に応じて災害現地に出向き、写真その他の取材活動を実施するものとする。

### 3 住民及び観光客等の災害時要援護者に対する広報の方法

収集した災害の情報及び応急対策等住民及び観光客等災害時要援護者に通知すべき広報事項は、広報内容に応じ次の方法により行う。

(1) 久米島町防災行政無線による広報

(2) 来庁者に対する広報窓口を設置する。

(3) 報道機関を通じて、テレビ、ラジオ、新聞等による。

(4) 広報車により行う。

(5) 専用電話、インターネット等を活用し、広報活動を行う。

(6) 写真、ポスター等の掲示による。

(7) 区長を通じてチラシ等による。

(8) 手話及び外国語通訳を介し、広報活動を行う。

### 4 報道機関に対する情報等の発表の方法

(1) 報道機関に対する情報等の発表は、すべて総務対策部において行うものとする。

(2) 情報等の発表に際しては、災害種別（名称）及び発生日時、場所、目的等広報内容を予め各報道機関と協議し、発表するものとする。

また、場合によっては報道機関に情報連絡員の派遣を要請する。

### 5 広報の内容

(1) 気象予報・警報等の発令又は解除

(2) 災害対策本部の設置又は廃止

(3) 不要不急の電話の自粛

(4) 二次災害防止のためにとるべき措置

(5) 被災者の安否

(6) 空き病院の情報

(7) 被害状況、災害応急対策状況

ア 食糧・生活物資に関する情報

イ 電気・ガス・水道等のライフラインの復旧の見通し等

(8) 交通情報

(9) その他必要と認める事項

## 6 報道機関一覧表

名 称	所 在 地	電 話 番 号
沖 縄 タイムス 社	那 覇 市 お も ろ ま ち 1-3-31	0 9 8 - 8 6 0 - 3 0 0 0
琉 球 新 報 社	那 覇 市 天 久 905	0 9 8 - 8 6 5 - 5 1 5 8
NHK 沖 縄 放 送 局	那 覇 市 お も ろ ま ち 2-6-21	0 9 8 - 8 6 5 - 2 2 2 2
琉 球 放 送	那 覇 市 久 茂 地 2-3-1	0 9 8 - 8 6 7 - 2 1 5 1
琉 球 朝 日 放 送	那 覇 市 久 茂 地 2-3-1	0 9 8 - 8 6 0 - 1 9 9 2
沖 縄 テ レ ビ 放 送	那 覇 市 久 茂 地 1-2-20	0 9 8 - 8 6 3 - 2 1 1 1
沖 縄 ケーブルテレビ	那 覇 市 松 尾 1-18-26	0 9 8 - 8 6 3 - 0 0 7 7
ラ ジ オ 沖 縄	那 覇 市 西 1-4-8	0 9 8 - 8 6 9 - 2 2 1 1
エ フ エ ム 沖 縄	浦 添 市 小 湾 40	0 9 8 - 8 7 7 - 2 3 6 1

## 第7節 避難計画

この計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、住民の生命及び身体を災害から保護し、危険な状態にある住民等の安全を図るものである。

### 1 実施責任者

適切な避難勧告等の発令により、住民の迅速・円滑な避難を実現することは、町長の責務である。ただし、状況により、関係法令に基づき避難のための立退きの勧告、指示、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の開設及び避難所への収容、保護は、次の者が行うものとする。なお、これらの責任者は相互に緊密な連携を保ち、住民等の避難が迅速かつ円滑に行われるように努めるものとする。

#### (1) 避難の勧告

避難勧告は、居住者等に自主的な避難を促すものである。

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
町長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	町長が出来ない場合に代行

#### (2) 避難の指示

避難の指示は、危険が目前に迫っているときに行い、勧告よりも拘束力が強いものである。

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
町長	災害全般	災害対策基本法第60条	町長の委任を受けた消防職員を含む
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	町長が出来ない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第61条	町長から要請がある場合又は町長が避難の指示をするいとまがないとき
警察官	災害全般	警察官職務執行法第4条	
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条	警察官がその場にはいないとき
知事又はその命を受けた職員	洪水、高潮 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	
水防管理者	洪水及び高潮	水防法第29条	

#### (3) 警戒区域の設定

警戒区域の指定には、強制力があり従わない場合は罰則があるため不必要な範囲にまで設定することのないよう留意する。

設定が考えられる場合として、

ア 災害危険の範囲が広範囲で長期にわたる場合。

イ 応急対策上、止むを得ない場合

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
町長	災害全般	災害対策基本法第63条	町長の委任を受けた消防職員を含む
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第63条	町長から要請がある場合又は町長（委任を受けた職員を含む）がその場にはいないとき
自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条	町長（委任を受けた職員を含む）警察官等がその場にはいないとき
消防吏員 消防団員	現場での活動 確保	消防法第28条 消防法第36条	
水防管理者	洪水及び高潮	水防法第21条	



(4) 避難準備（災害時要援護者避難）情報

上記のほか、特に町は、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の災害時要援護者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難行動を開始することを求める避難準備（災害時要援護者避難）情報（以下、「避難準備情報」という。）を伝達する必要がある。

(5) 知事による避難の指示等の代行

災害の発生により町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事（総括情報班、土木建築部、出先機関）は、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施するものとする。

（基本法第 60 条）

(6) 避難の誘導

避難所への誘導は、避難の勧告・指示、避難準備情報の発令者及び警戒区域の設定者が行うものとする。

(7) 避難所の開設及び収容保護

避難所の開設及び収容保護は町長が行うものとする。なお、救助法が適用された場合における避難所の開設及び収容保護は、知事の補助機関として町長が行うものとする。

2 避難の準備、勧告・指示、警戒区域の設定

(1) 避難の準備、勧告・指示、警戒区域の設定の基準

避難の準備、勧告・指示、警戒区域の設定の基準は、災害の種類、地域等により異なるが、おおむね次のとおりとする。

ア 避難準備（災害時要援護者避難）情報

大雨警報、暴風警報、洪水警報、波浪警報、高潮警報等が発表され、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。

(ア) 町の避難準備情報提供の大まかな基準

① 暴風の場合

暴風の襲来により、暴風警報が発表される等、短時間後に危険が予想されるとき。

② 大雨の場合

相当な大雨で、大雨警報が発表される等、短時間後に危険が予想されるとき。

③ 洪水、高潮の場合

一定時間（比較的長い時間）後に危険水位、危険潮位に到達すると予想されるとき。

④ 土砂災害の場合

土砂災害警戒区域（もしくは土砂災害危険箇所）の近隣で前兆現象（湧き水、地下水が濁り始めた、量の変化等）を発見したとき。

⑤ その他の場合

その他諸般の状況から判断して避難準備を要すると認められるとき。

(イ) 避難準備情報提供時の住民行動

- ① 災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は避難場所へ避難行動を開始。(避難支援者は支援行動を開始)
- ② ①以外の者は、家族等との連絡、非常用持ち出し品の用意及び避難準備の開始。

イ 避難勧告

通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。

(ア) 町の避難勧告の大まかな基準

- ① 暴風の場合  
引き続き風速が強まり災害の発生が予想され、生命及び身体の危険がさし迫ってきたとき。
- ② 大雨の場合  
大雨が続き災害の発生が予想され、生命及び身体の危険がさし迫ってきたとき。
- ③ 洪水、高潮の場合  
さらに増水が予想され一定時間(比較的短い時間)後に、危険水位及び危険高潮に到達すると予想される段階に至ったとき。
- ④ 土砂災害の場合  
土砂災害警戒情報が発表されたとき、或いは土砂災害警戒区域(もしくは土砂災害危険箇所)の近隣で前兆現象(溪流付近で斜面崩壊、擁壁・道路等にひび割れが発生等)を発見したとき。
- ⑤ その他の場合  
警戒体制が続き、周囲の状況が避難準備の段階より悪化し、相当危険がさし迫ってきたとき。

(イ) 避難勧告発令時の住民行動

通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等へ非常用持ち出し品を持参し、避難行動を開始。

ウ 避難指示

前兆現象の発生や、現在の切迫した状況、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高い状況、もしくは人的被害が発生した状況。

(ア) 町の避難指示の大まかな基準

- ① 暴風の場合  
引き続き風速が強まり災害の発生が予想又は災害が発生し、生命及び身体の危険が相当さし迫ってきたとき。
- ② 大雨の場合  
大雨が続き災害の発生が予想され、生命及び身体の危険が相当さし迫ってきたとき。
- ③ 洪水、高潮の場合  
危険水位や危険潮位に達したとき。
- ④ 土砂災害の場合  
土砂災害警戒区域(もしくは土砂災害危険箇所)の近隣で土砂災害が発生、もしくは、前兆現象(山鳴り、斜面等の亀裂等)を発見したとき。

⑤ 津波の場合

沖縄本島地方に津波警報（注意報を含む）を覚知、もしくは強い地震（震度4程度以上）または長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めるとき。

⑥ その他の場合

その他人命保護上避難を要すると認められるとき及び応急対策上、止む得ないとき。

(イ) 避難指示発令時の住民行動

① 避難勧告の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動をとり速やかに避難を完了する。

② まだ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる。

(2) 勧告等の伝達方法

避難準備情報、避難の勧告・指示、警戒区域の設定者は、次の方法等によってその発した避難準備情報、勧告・指示、警戒区域の設定が迅速に住民に徹底するよう努めるものとする。

そのため、避難勧告等の伝達内容、伝達手段、伝達先をチェックリストとともにあらかじめ具体的に策定しておくものとする。

ア 避難準備情報、避難の勧告・指示、警戒区域の設定は、次の事項を明らかにして発するものとする。

(ア) 発令者

(イ) 避難準備情報、避難の勧告・指示の発令及び警戒区域の設定の理由

(ウ) 避難日時、避難先及び避難経路

イ 避難準備情報、避難の勧告・指示及び警戒区域の設定の伝達はサイレン、警鐘、有線放送、拡声器、口頭等を用い又は併用し、迅速に必要なと認める地域の居住者、滞在者その他の者に徹底せしめるとともにできる限り民心に不安を生ぜしめないよう行うものとする。

(3) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

町は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成17年3月集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難に関する検討会）を踏まえつつ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成することとする。

(4) 避難準備情報、勧告・指示者又は警戒区域の設定者の措置

ア 避難準備情報、避難の勧告・避難の指示又は警戒区域の設定を行った者は、概ね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

勧告・指示者 警戒区域の設定者	必要な措置（関係機関への通知）	法令根拠
町長の措置	町長 → 知事(防災危機管理課)	災害対策基本法に基づく
知事の措置	知事(防災危機管理課) → 町長	災害対策基本法に基づく
	知事(海岸防災課) → 所轄警察署長	地すべり等防止法に基づく
警察官の措置	警察官 → 所轄警察署長 → 町長 → 知事(防災危機管理課)	災害対策基本法に基づく
	警察官 → 所轄警察署長 → 県警察本部長 → 知事(防災危機管理課)	警察官職務執行法 (職権)に基づく
自衛官の措置	自衛官 → 町長 → 知事(防災危機管理課)	災害対策基本法に基づく
消防吏員・消防団員の措置	消防吏員・消防団員 → 町長 → 知事(防災危機管理課)	消防法に基づく
水防管理者の措置	水防管理者 → 所轄警察署長 → 町長 → 知事(防災危機管理課)	水防法に基づく

## イ 住民への周知

避難準備情報、避難の勧告・指示の発令又は警戒区域の設定を行った者は、以下の方法によって住民への周知を図る。

- (ア) 久米島町防災行政無線による伝達
- (イ) 広報車等のよびかけによる伝達
- (ウ) 関係者による直接口頭又は拡声機による伝達
- (エ) 放送を活用した（テレビ、ラジオ等）伝達

## ウ 伝達事項

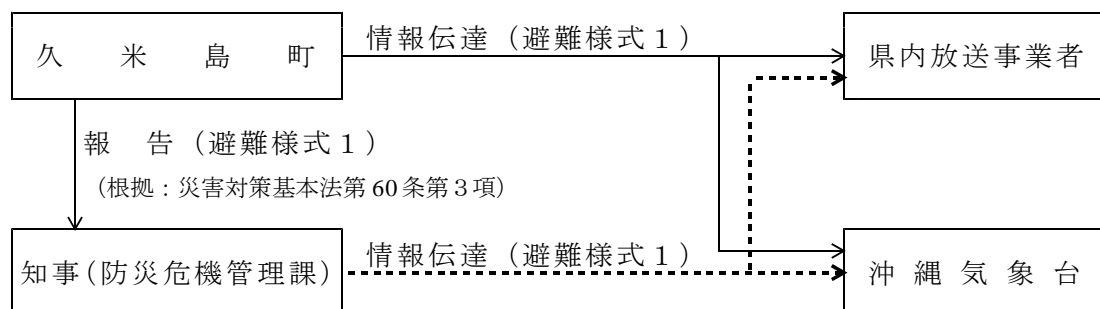
- (ア) 災害及び避難の理由
- (イ) 避難場所及び避難経路

## エ 避難にあたっての注意事項

- (ア) 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行うこと。
  - (イ) 会社、工場にあっては、浸水その他の災害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気及びガス等の保安措置を講ずること。
  - (ウ) 避難者は1人3日分程度の食糧・水、日用品及び衣類等を携行すること。
  - (エ) 避難者は必要に応じ防寒用雨具を携行すること。
- (5) 放送を活用した避難勧告等情報の伝達

町及び県は、町長が避難勧告等を発令した際には「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱」（平成17年6月28日）に基づき作成された伝達ルートにより、避難勧告等発令情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達するものとする。

## ア 伝達ルート



- (ア) 原則、町は県、放送事業者、沖縄気象台へ同時に情報を伝達することができるよう伝達ルートを確認する。
- (イ) 直接、町から放送局、沖縄気象台への伝達が実行不可能な場合等には、県を経由した伝達ルートを確認する。
- (ウ) 県は、町から避難勧告等を行ったことについて、報告を受けた場合は、放送事業者及び沖縄気象台に対して町から報告があったことについて情報提供を行うことができるように伝達ルートを確認する。
- (エ) 避難勧告等を行った市町村が多数ある場合は、報告のあった市町村分について、県が随時取りまとめ、放送事業者及び沖縄気象台に情報提供を行うことができるよう伝達ルートを確認する。

## イ 伝達手段

- (ア) 原則として、伝達手段はFAX及び電話とする。
- (イ) 町は、迅速にFAX送信が行えるよう、あらかじめ県、放送事業者、沖縄気象台のFAX番号等をFAXに登録しておき、一斉送信できるようにしておく。
- (ウ) 県は、町から避難勧告等の報告をFAXにより受けた場合は、放送事業者及び沖縄気象台に対して、その旨報告があったことについて速やかに情報提供を行う。

(エ) 町及び県は、災害時の状況により FAX での伝達手段が困難の場合は、電話で伝達を行う。

(オ) その他の通信回線

- ・ 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク
- ・ 公衆回線
- ・ 非常通信ルート

※避難勧告等の情報伝達は避難様式 1 に記入のうえ行う。

## 避難勧告等発令情報（市町村用）

久米島町

送付日時： \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

1 避難情報の別（番号を○印で囲む）

(1) 避難準備情報（根拠：地域防災計画等）

「避難勧告」より前の段階で発令され、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、その他の人々に避難準備を求めるものである。（人的被害の発生する可能性が高まった状況。）

(2) 避難勧告（根拠：災害対策基本法第60条）

「勧告」とは、その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等が「勧告」を尊重することを期待して自主的な避難を促す。（通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。）

(3) 避難指示（根拠：災害対策基本法第60条）

「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を避難のために立ち退かせるものである。（前兆現象の発生や、現在の切迫した状況、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高い状況、もしくは人的被害が発生した状況。）

2 発令日時 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

3 対象地域等

No	対象地区（字）	世帯数、人数	（フリガナ） 避難場所	避難理由※1 （①～⑦）
①		世帯 人		
②		世帯 人		
③		世帯 人		
④		世帯 人		
⑤		世帯 人		
⑥		世帯 人		

※1 避難理由（該当理由が複数ある場合は、該当の数字すべて記入すること）

- ①大雨による浸水の危険があるため                      ②大雨による土砂災害の危険があるため  
 ③地震による土砂災害の危険があるため                      ④地震による家屋崩壊の危険があるため  
 ⑤地震による津波発生のおそれがあるため                      ⑥地震による津波警報が発表されたため  
 ⑦その他（ \_\_\_\_\_ ）

発信者の所属・職・氏名 \_\_\_\_\_

電話（公衆回線） \_\_\_\_\_

FAX（公衆回線） \_\_\_\_\_

電話（防災無線） \_\_\_\_\_

FAX（防災無線） \_\_\_\_\_

※防災無線とは、県総合行政情報通信ネットワークの無線通信回線

### 3 避難実施の方法

避難の指示者及び町長は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期するものとする。

#### (1) 避難の優先順位

避難にあたっては、災害時要援護者（高齢者、幼児、障害者、病人、妊産婦等）を優先させるものとする。

#### (2) 避難者の誘導

避難者の誘導は次の要領により、安全かつ迅速に行うよう努めるものとする。

ア 避難にあたっては、避難誘導員を配置し、避難時の事故防止並びに避難の安全迅速を図るものとする。

イ 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示するものとする。

ウ 誘導にあたっては、混乱をさけるため地域の实情に応じ避難経路を2カ所以上選定しておくものとする。

エ 災害時要援護者の避難については、「第2編及び第3編 第3章 第4節 災害時要援護者安全確保体制整備計画」に定めるところにより、具体的な避難支援計画を整備して実施するものとする。

オ 避難した地域に対しては、事後速やかに避難もれ、又は要救出者の有無を確かめるものとする。

### 4 避難所の開設及び収容保護

避難所の開設及び避難者の収容は町長が行うが、災害救助法が適用された場合は知事の補助機関として行うものとする。

#### (1) 避難所の設置

町内の避難所は別表1とする。

ア 避難所は、炊出し施設その他の条件を考慮し集団的に収容できる既存の建物を利用するものとする。ただし、これらの施設が利用できないときは、野外にバラックを仮設し、又は天幕を借り上げて設置するものとする。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に配慮して、被災地以外にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

イ 被害が甚大なためアによる避難所の利用が困難な場合は、県（県民生活班）と協議し島外市町村に収容を委託し、あるいは建物又は土地を借り上げて設置するものとする。

ウ 避難所開設のための作業はできる限り労力奉仕によるものとするが、野外仮設、トイレ仮設のために特別な技術者を要する場合は、技術者を雇い上げて行うものとする。

エ 災害の状況により避難所を変更した場合はそのつど周知を図るものとする。

(2) 町長は避難所を開設したときは、直ちに避難所開設状況（開設の日時、場所、収容人員、開設期間の見込）を知事（県民生活班）に報告しなければならない

#### (3) 収容の対象者

避難所に収容し得る者は、避難勧告・指示、警戒区域の設定を受けたもの及び災害により現に被害を受け、又は、受けるおそれのある者を収容するものとする。

(4) 費用

避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための人夫賃、消耗資材費、謝金、燃料費、仮設施設の設置又は借り上げ賃とする。

(5) 開設の期間

避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内（災害救助法適用）とする。

(6) 避難場所

地域別の避難場所は、おおむね別表1のとおりとするが、津波による危険が予想される地域の一時避難場所は別表2のとおりとする。なお、災害の種類及び被害状況等により避難場所を変更、又は新たに設置するものとする。この場合、その旨住民に周知を図るものとする。

5 避難者の移送

災害が甚大の場合又は緊急を要する場合の避難者の移送は、「本編 第1章 第15節 交通輸送計画」に定めるところによるものとする。

6 避難所の運営管理

町は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする

(1) 避難生活

避難所における情報伝達、食糧、水等の配布、清掃等については避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。

(2) 避難者に係る情報把握

避難所ごとに、そこに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。（避難様式2 避難者名簿， 避難様式3 避難者カードの作成）

(3) 避難所の環境

避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器のほか、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるほか、その運営に当たっては、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

さらに、町はテレビ、ラジオ等被災者による災害情報入手の手段に資する機器の整備を図るものとする。



別表1

## 避難所(場所)

注 ◎は津波時

	場 所	所 在 地		場 所	所 在 地
比屋定校区	◎比屋定小学校	比屋定 2220	仲里校区	◎仲里農村環境改善センター	比 嘉 97-4
	◎宇江城公民館	宇江城 1173		イーフ情報プラザ	比 嘉 160-57
	◎比屋定公民館	比屋定 99		仲里高齢者コミュニティセンター	銭 田 366
	◎下阿嘉公民館	阿 嘉 156-12		◎仲里小学校	謝名堂 970
	◎上阿嘉公民館	阿 嘉 2245-55		◎仲里中学校	比 嘉 2856
美崎校区	◎美崎小学校	真 謝 122	大岳校区	泊 公 民 館	宇 根 1740
	真 謝 公 民 館	真 謝 66		謝名堂公民館	謝名堂 91
	宇根公民館	宇 根 62-3		◎比嘉公民館	比 嘉 33
	真泊公民館	真 泊 556		真我里公民館	真我里 485
久米島校区	久米島小学校	嘉手苺 1	大岳校区	島尻公民館	島 尻 50
	久米島中学校	儀 間 5		銭田公民館	銭 田 947
	◎山城公民館	山 城 48		◎大岳小学校	山 里 177
	◎儀間公民館	儀 間 170		◎久米島西中学校	西 銘 1324
清水校区	◎具志川農村環境改善センター	仲 泊 730	大岳校区	◎仲村渠公民館	仲村渠 273-1
	久米島ホテルドーム	鳥 島 100		◎具志川公民館	具志川 647
	北原公民館	北 原 416		◎仲地公民館	仲 地 15
	大原公民館	大 原 236		◎山里公民館	山 里 244
	鳥島公民館	鳥 島 370		◎上江洲公民館	上江洲 229
	仲泊公民館	仲 泊 455		◎西銘公民館	西 銘 848
	大田公民館	大 田 363		◎久間地公民館	上江洲 457- 40
	兼城公民館	兼 城 183-1			

別表2

## 一時避難場所

地 域	避 難 場 所	地 域	避 難 場 所
真 謝	西アケタ原付近、登武那覇公園	銭 田	銭田森林公園、西銭田原付近
宇 根	マチャー原付近、赤平頂上付近、涙石付近	島 尻	タカマス原付近
真 泊	赤平頂上付近、涙石付近	儀 間	日の出御願一本松付近
泊	赤平頂上付近、カラヤ原付近	大 原	久米島自動車整備協業組合(車検場)付近
西奥武	赤平頂上付近、涙石付近	嘉手苺	公立久米島病院前公園
謝名堂	カラヤ原付近、登武那覇公園	鳥 島	久米島保育所付近
比 嘉	島川原付近、登武那覇公園	仲 泊	久米島保育所付近
イーフ	銭田森林公園、登武那覇公園	大 田	中華海鮮海皇付近、バイパス喜久里宅付近
真我里	島川原付近、カニク原付近	兼 城	バイパス喜久里宅付近

避難様式2

避難者名簿

避難所（場所）名				作成者		整理 番号
整理 番号	氏名	現住所	事後消息	備考		

※ 事後消息には、避難所等出所後の行き先等を記入すること。

避難様式3

避難者カード 整理番号( )

収容避難所名		担当者	
--------	--	-----	--

住 所					
-----	--	--	--	--	--

氏 名	続柄	性別	年齢	入 所 日	備 考

◎ 離散家族

氏 名	続柄	性別	年齢	入 所 日	備 考

※ 世帯ごとに作成すること。

## 7 学校、社会福祉施設及び医療施設における避難対策

### (1) 学校における避難対策

町教育委員会又は学校長は、避難勧告・指示権者及び警戒区域の設定者の指示に基づき、児童生徒の避難が速やかに実施できるようにあらかじめ次の事項について定めておくものとする。

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の順位
- ウ 避難先
- エ 避難誘導者及び補助者
- オ 避難誘導の要領
- カ 避難後の処置
- キ 事故発生に対する処置
- ク その他必要とする事項

### (2) 社会福祉施設及び医療施設における避難対策

社会福祉施設及び医療施設の管理者は避難勧告・指示権者の指示に基づき、当該施設収容者の避難対策が速やかに実施できるようにあらかじめ学校の場合に準じて定めておくものとする。

## 8 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、町は県（総括情報班）をとおして、一時的な避難施設として第十一管区海上保安本部所有の船舶及び沖縄県総合事務局運輸部に対して民間船舶の調達を要請する。

## 第8節 広域応援協力計画

この計画は、災害時において近隣市町村、県又は指定地方行政機関の職員等の応援により災害応急活動、応急復旧活動の万全を図るものとする。

### 1 実施責任者

この計画による要請は、町長が行う。

担当は、総務対策部とする。

### 2 派遣要請方法

#### (1) 近隣市町村等相互間の応援

町長は、町の地域にかかる災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村長に対して職員等の応援を求めるものとする。

#### (2) 指定地方行政機関の職員等

町長は、指定地方行政機関の長に対し次の事項を明示して、職員等の派遣要請を行うものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職種別人員数

ウ 派遣を要請する期間

エ 派遣される職員の給与、その他の職務条件

オ その他職員等の派遣について必要な事項

#### (3) 県知事への職員派遣あっせんの要請

町長は、県知事に対し県、指定地方行政機関又は他の地方公共団体職員の派遣について(2)の事項を明示してあっせんを求めるものとする。

### 3 広域応援要請

町長が県に応援を求め、大規模な災害のため県単独では十分な応急措置が実施できないと知事が認めるときは、知事は九州・山口9県災害時相互応援協定にもとづき応援協定の関係県に直接又は幹事県を通して応援要請を行う。

ア 応援項目

(ア) 災害応急措置に必要な職員の派遣

(イ) 食糧、飲料水及び生活必需品の提供

(ウ) 避難・収容施設及び住宅の提供

(エ) 緊急輸送路及び輸送手段の確保

(オ) 医療支援

(カ) その他災害応急措置の応援のため必要な事項

ウ 経費の負担

応援に要した経費は、原則として応援を受けた県の負担とする。

エ 協定書

九州・山口9県災害時相互応援協定（平成7年11月8日締結）

### 4 防災関係機関における応援要請

大規模災害発生時において、町は、必要に応じ県（総括情報班）を通じ消防庁長官に対して「緊急消防援助隊」等の出動を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求めるものとする。

なお、航空応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請するものとする。

## 第9節 自衛隊派遣要請計画

本計画は、災害に際し、人命又は財産の保護のため、自衛隊法（昭和29年法律165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣依頼及び受入に関する事項を定め、もって自衛隊の効率的、かつ迅速な活動を期するものである。

担当は、総務対策部とする。

### 1 実施責任者

#### (1) 災害派遣要請

ア 災害派遣を要請することができる者（以下「要請者」という。）

(ア) 知事 ----- 主として陸上災害

(イ) 第十一管区海上保安本部 ----- 主として海上災害

(ウ) 那覇空港事務所長 ----- 主として航空機遭難

イ 災害派遣の要請を受けることができる者（以下「派遣命令者」という。）

(ア) 陸上自衛隊第1混成団長

(イ) 海上自衛隊第5航空群司令

(ウ) 海上自衛隊沖縄基地隊司令

(エ) 航空自衛隊南西航空混成団司令

#### (2) 災害派遣受入

町長は、知事から災害派遣の実施について通知を受けたときは、関係機関との連携のもとに受け入れに必要な措置を行う。

### 2 災害派遣を要請する場合の基準

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき、自衛隊に災害派遣を要請する場合の基準は、次のとおりとする。

(1) 天災地変、その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、地元警察、消防等では対処し得ないと認められるとき。

(2) 災害の発生が目前にせまり、これが予防のため自衛隊の派遣が必要であると認められるとき。

### 3 町長の派遣要請要求等

(1) 町長が行う自衛隊災害派遣要請要求依頼について担当は、総務対策部長とする。

#### (2) 災害派遣要請要求

ア 要請要求の要望

各部長は所管の対策業務について要請基準により自衛隊派遣の必要を認めたときは、要請要求の要望を行うものとする。

イ 知事への派遣要請要求

町長は、町内に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事（防災危機管理課）に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに文書を提出するものとする。

ウ 防衛大臣等への通知

町長は知事への派遣要請要求ができない場合には、その旨及び町内の災害状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

なお、町長は、通知を行った場合は、速やかに、その旨を知事（防災危機管理課）に報告しなければならない。

また、通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、知事の要請を待たないで、部隊を派遣することができる。

※防衛大臣の指定する者：派遣命令者

4 要請の内容（自衛隊法施行令第106条）

(1) 災害派遣（緊急患者空輸を除く）を要請する場合は、派遣命令者に対し、次の事項を明確にして文書（災害派遣要請様式1）をもって要請するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望とする期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項（連絡責任者、連絡方法、宿泊施設の有無、救援のため必要とする諸器材、駐車場等の有無）

(2) 緊急患者空輸を要請する場合は、派遣命令者に対し、次の事項を明確にして文書（災害派遣要請様式2）をもって要請するものとする。

ア 患者の状況

(ア) 入院先病院、空輸区間

(イ) 患者の氏名、性別、生年月日、年令、職業、住所

(ウ) 病名、感染症・意識・要至急入院・手術の有無

イ 付添者等

(ア) 付添人の氏名、年令、患者との続柄、職業、住所

(イ) 添乗医師等の氏名、年齢、所属病院名、添乗場所

ウ 特異事項等

(ア) 酸素ボンベの使用の有無、使用予定本数

(イ) 搭載医療器材及びその大きさ、重量

(ウ) 現地の風向、風速、天候、視界

エ その他参考となるべき事項（地元連絡責任者、ヘリポート等の夜間照明設備の有無、特に必要とする機材）



第 号  
年 月 日

沖縄県知事 殿

久米島町長

印

自衛隊の災害派遣要請について（要求）

みだしのことについて、自衛隊法 8 3 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 ( 時 分) から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他事項

災害派遣(急患空輸)要請書

派遣要請者	沖縄県知事	機種	機( 号機)
要請日時	月 日 時 分	派遣日時	月 日 時 分
決裁時間	月 日 時 分	終了時間	月 日 時 分
入院先病院	ふりがな	空輸区間	AP-HP
			HP
患者の状況	氏名	生年月日(年齢)	AP-HP
住所	男・女	M・T	( 歳)
病状	病名:	脈拍	体温
		℃	血压
添乗する場合 添乗医師行動予定	添乗場所(離島・自衛隊那覇基地) 那覇基地の 場合	移動手段: 到着予定: 分後	職業: ( ) 要至急手術:有・無 要至急入院:有・無 医師の添乗:有・無 感染症 感染症病名 ( )
添乗しない場合 医師が添乗しない 理由及び判断した 医師名等	判断した 医師 相談した 医師	所属 診療所 所属 病院	理由
添乗の状況	氏名	年齢	続柄
	職業	職業	住所(医師については所属機関名)
酸素ボンベ (要・不要) 【 本使用】	医療器具	名称	重量(kg)
			サイズ
現地気象	風速	ノット	天候
			視界
			km

災害派遣(急患空輸)要請要求書

1	要請市町村	平成	年	月	日	( )	時	分
2	役場側受理日時	平成	年	月	日	( )	時	分
3	県への要請時刻	平成	年	月	日	( )	時	分
4	要請者職氏名	( )	市・町・村長					
5	要請事務取扱機関	( )	市・町・村役場/消防/病院					
6	事務担当者連絡先	TEL						担当者
7	搬送決定時刻	時	分	(発生時刻	時	分)		
8	添乗依頼時刻	時	分	(First Call	時	分)		
9	現地診療所名							
	診療所医師名							
	診療所電話番号							
	診療所FAX							
10	那覇離陸	時	分					
	現地着陸	時	分					
	現地離陸	時	分					
11	那覇着陸	時	分					
	救急車の手配	連絡した時刻	時	分				氏
12	病院収容時刻	時	分					
関係機関連絡先								
備考 〔急患搬送に影響を 与える特異事項〕								

注意 迅速に対応するため、下記事項に留意してください。  
 1 本枠線内を記入し送信してください。  
 2 医師・看護師等が添乗しない場合は、必ず判断した医師と、理由を明記してください。  
 3 文字は、努めてきれいに大きく書いてください。  
 4 医療器具が2つ以上ある場合など、枠内に収まらない場合は枠外に記入してください。

自衛隊の連絡場所

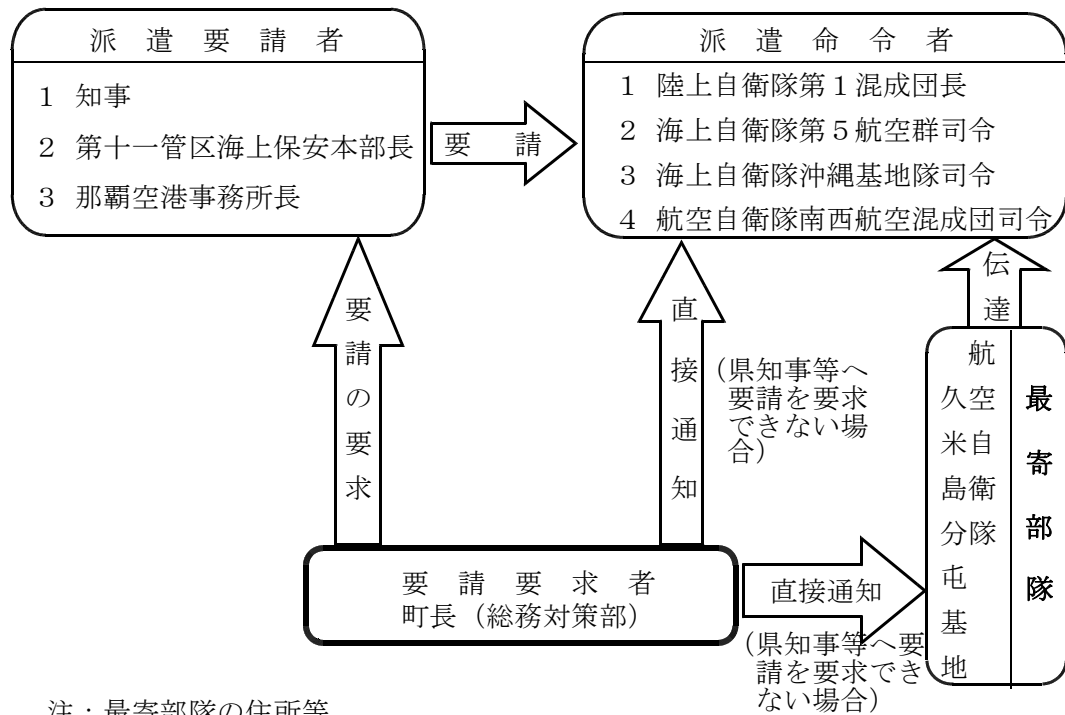
	あて先	所在地	実務担当（昼間）		実務担当（夜間）	
			主管	電話	実務	電話
陸上自衛隊	第1混成団長	那覇市 鏡水679	第1混成 団本部 第3科	857-1155 857-1156 857-1157 内線 206/233  Fax 切替電話 857-5168 沖縄県総合行政情報 通信ネットワーク 6-552-0123	団本部 当直	857-1155 857-1156 857-1157 内線 206/302  Fax 切替電話 857-5168 沖縄県総合行政情報 通信ネットワーク 6-552-0123
海上自衛隊	第5航空群 司令	那覇市 当間252	作戦幕僚	857-1191 内線 5213	群司令部 当直	857-1191 内線 5222
	沖縄基地隊 司令	うるま市 勝連平敷屋 1920	沖縄基地 隊本部 警備科	978-2342 3453 3454 内線 230	隊本部 当直	978-2342 3453 3454 内線 244
航空自衛隊	南西航空 混成団司令	那覇市 当間301	司令群 運用課	857-1191 内線 2236	S O C 当直 幕僚	857-1191 内線 2204 2304

注：急患空輸等の要請権者及び要請先（電話 上記に同じ）（※下表追加）

区分	要請権者	要請の受理及び処理	
		主担当	副担当
離島の急患及び物資空輸	県知事	陸上自衛隊1混団	航空自衛隊南混団
船舶急患空輸及び海難救助	第十一管区 海上安本部長	航空自衛隊南混団	海上自衛隊5空群
			海上自衛隊沖基
海上捜索		海上自衛隊5空群	航空自衛隊南混団
		海上自衛隊沖基	

※「災害派遣要請の受理及び処理に関する協定」（平成16年3月31日）による

自衛隊の災害派遣要請系統図



注：最寄部隊の住所等

区分	名称	住所	電話番号
航空自衛隊	久米島分屯基地	島尻郡久米島町字宇江城山田原 2064-1	985-3690

※ 直接通知を実施した場合は、速やかに県に要請要求するものとする。

5 派遣部隊の活動内容

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難機関等活動状況等のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員、装備等によって異なるが、通常は次の通りである。

- (1) 被災状況の把握(偵察行動)
- (2) 避難の援助(避難者の誘導、輸送)
- (3) 遭難者等の搜索、救助
- (4) 水防活動(土のう作成、運搬、積込み)
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開(損壊、障害物の啓開、除去)
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送(救急患者、医師、その他救援物資の緊急輸送、独立地区に対する人員の吊り上げ救出、又は降下)
- (9) 炊飯及び給水支援
- (10) 救援物資の無償貸付け又は譲与(総理府令第1号(昭和33年1月1日付け)による)
- (11) 危険物資の保安及び除去(火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去)
- (12) その他(自衛隊の能力で対処可能なもの)

7 町の準備すべき事項

自衛隊派遣に際して、町は次の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするよう協力するものとする。

- (1) 災害地における作業等に関しては、町及び県（防災機危機管理課他関係部署）と派遣部隊指揮官との間で協議して決定するものとする。
- (2) 町は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておくものとする。
- (3) 派遣部隊の防災拠点の指定や宿泊施設又は野営施設を提供するものとする。
- (4) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料、消耗品類は、特殊なものを除きできる限り本町において準備するものとする。
- (5) 町及び県（防災機危機管理課他関係部署）は、災害の応急対策活動、復旧活動並びに緊急患者空輸に必要な航空燃料の補給及び航空機用発電機等の使用について便宜を図るものとする。

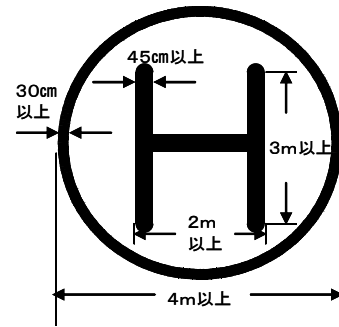
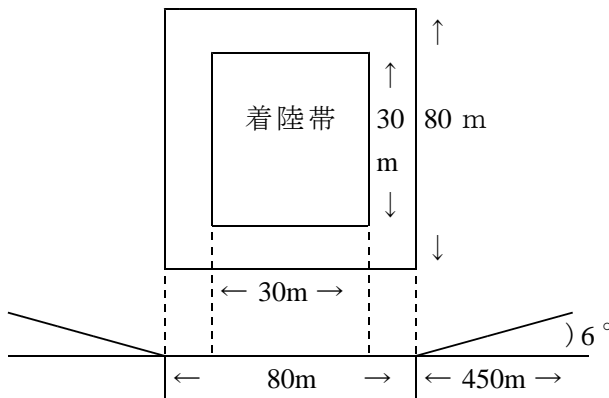
8 ヘリポートの準備

人命の救出（緊急患者空輸含む）又は救助物資の空輸（血液、血清リレー含む）円滑に実施するため久米島空港内等に次のようなヘリポートを設置する。

ア ヘリポートの設置基準

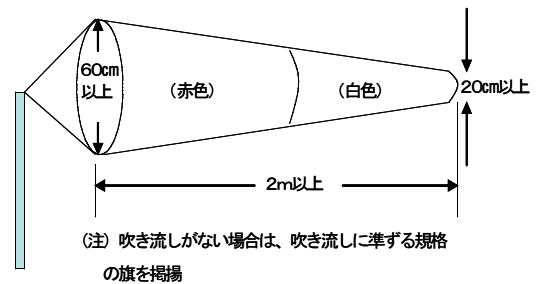
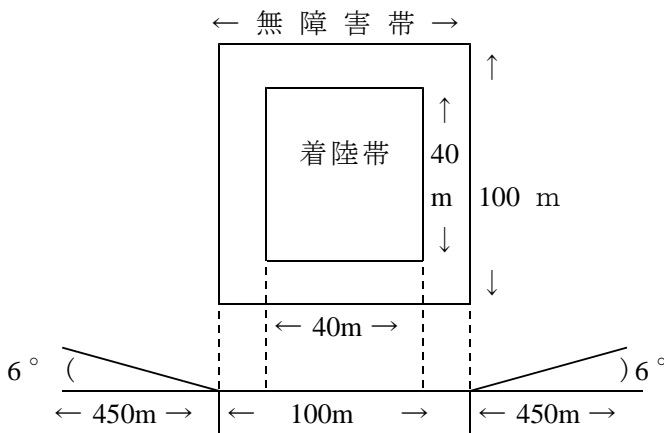
(ア) 中型機（UH-60JA）の場合

(ウ) ヘリポート表示基準



(イ) 大型機（V-107、CH-47J）の場合

(エ) 吹き流しの掲揚基準



(注) 吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚

イ ヘリポートの管理者は、年1回以上ヘリポートの離着陸のための点検を実施するものとする。

ウ 離島におけるヘリポートの管理者は、夜間における緊急患者空輸等に備え、夜間照明設備等を整備するものとする。

(6) 受入れ時の準備

災害派遣要請の実施に際しては、総務対策部長は次に掲げる措置をもって行うものとする。

- ア 離着陸地点には、H 記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向、風速の判定ができるように、吹き流しを掲揚する。
- イ ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- ウ 砂塵が舞い上がる場合においては、散水を行う。
- エ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について、広報を行う。
- オ 物資を登載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
- カ 離発着においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。
- キ 着陸帯の地盤は堅固で平坦であること。

(7) 派遣部隊到着後の措置

- ア 派遣部隊の集結地への誘導
- イ 派遣部隊の責任者と作業計画等に関する協議調整及び調整に伴う必要な措置
- ウ 町が準備する機材類の品目、数量、集荷、場所及びこれら使用に関する事項、並びに派遣部隊の携行する機材等の使用に関する事項についての協議
- エ 派遣部隊の撤収時期等に関する協議
- オ その他必要と認められる措置

9 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官権限等

(1) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、次の措置をとることができる。

- ア 警察官がその場にはいない場合（自衛隊法第 94 条）
  - 避難命令等（警察官職務執行法第 4 条第 1 項）
  - 土地、建物等への立入（警察官職務執行法第 6 条第 1 項）
  - 緊急車両の通行を妨害する車両等の道路外への移動命令（災害対策基本法第 76 条の 3 第 3 項）（所轄警察署長への通知）
- イ 町長その他町長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合
  - 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第 63 条第 3 項）（市町村長へ通知）
  - 他人の土地等の一時使用等及び現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第 64 条第 8 項）（市町村長へ通知）
  - 住民等を応急措置の業務に従事させること（災害対策基本法第 65 条第 3 項）（市町村長へ通知）

(2) 自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

次の損失・損害については、町長が補償を行う。

- ア 自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分（災害対策基本法第 64 条第 8 項において準用する同条第 1 項）により通常生ずべき損失
- イ 自衛官の従事命令（災害対策基本法第 65 条第 3 項において準用する同条第 1 項）により応急措置の業務に従事したものに対する損害

## 10 派遣部隊の撤収

- (1) 要請者は、派遣部隊の撤収時期について、自衛隊及び被災地関係者と十分な協議を行い、円滑な撤収に努めるものとする。
- (2) 派遣命令者は、知事から要請があった場合、又は派遣の必要がなくなったと認める場合には、速やかに部隊を撤収する。この際、撤収について関係市町村長、警察、消防機関等と周密に調整するとともに、その旨を知事に通知するものとする。

## 11 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の派遣要請を待ついとまがない場合において、派遣命令者は、要請を待つことなく、その判断に基づいて、部隊等を派遣する。この場合においても派遣命令者は、できるだけ早急に知事に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、部隊等派遣後に、知事から災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、次のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
  - ア 通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、町長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報（災害対策基本法第 68 条の 2 第 2 項の規定による市町村長からの通報を含む。）を受け、直ちに救援の措置をとる必要と認められる場合。
  - イ 通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- (3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他、上記 1～3 に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

## 12 経費の負担区分

- (1) 災害派遣部隊等が活動に要した経費のうち、下記に掲げるものは、県及び町の負担とし、細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議のうえ決定するものとする。
  - ア 派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金。
  - イ 関係公共機関等の施設宿泊に伴う施設借上料、電気、水道、汚物処理等の料金
  - ウ 岸壁使用料
- (2) その他上記（1）に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議の上協定を行うものとする。

## 第10節 水防計画

この計画は、水防法及び災害対策基本法の主旨に基づき溜池、海岸等における洪水、津波及び高潮等の水害から町民の生命、身体及び財産を守ることを図るものである。

### 1 実施責任者

この計画による実施は町長が行う。

担当は、環境整備対策部とする。

### 2 水防対策組織と機構

- (1) 沖縄気象台より水防に関係のある気象の予報、注意報、警報等により洪水、高潮のおそれがあり、水防の必要を認めたと時から、その危険が解消するまでの間、町は次の組織をもって水防対策本部を設置し、水防事務を処理する。ただし、災害対策基本法に基づく久米島町災害対策本部が設置された場合は、水防対策本部組織は、久米島町災害対策本部の一環として水防業務の遂行に努めるものとする。

地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合も同様とする、

### (2) 水防対策本部連絡会議

水防対策本部に連絡会議をおき、本部長、副本部長、本部員、その他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。

### 3 連絡会議において協議すべき事項

水防対策全般に関する重要な事項

### 4 本部の事務分担

水防対策本部の事務分担は、下記のとおりである。

(1) 本部長 町長

(2) 副本部長 副町長

(3) 各部署は、久米島町災害対策本部の所掌事務に準ずる。

ただし、環境整備対策部は、次のとおりとする。

#### ア 環境整備対策部

(ア) 連絡会議に関する事

(イ) 水害に関する気象予警報の受理、伝達に関する事。

(ウ) 災害情報の受理、伝達に関する事。

(エ) 必要とする場合の、総務総括課長への報告に関する事。

#### イ 協力部

協力依頼するときは、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、急を要するときは他の方法でもよい。依頼を受けた部はすみやかに実施するものとする。

(明記事項)

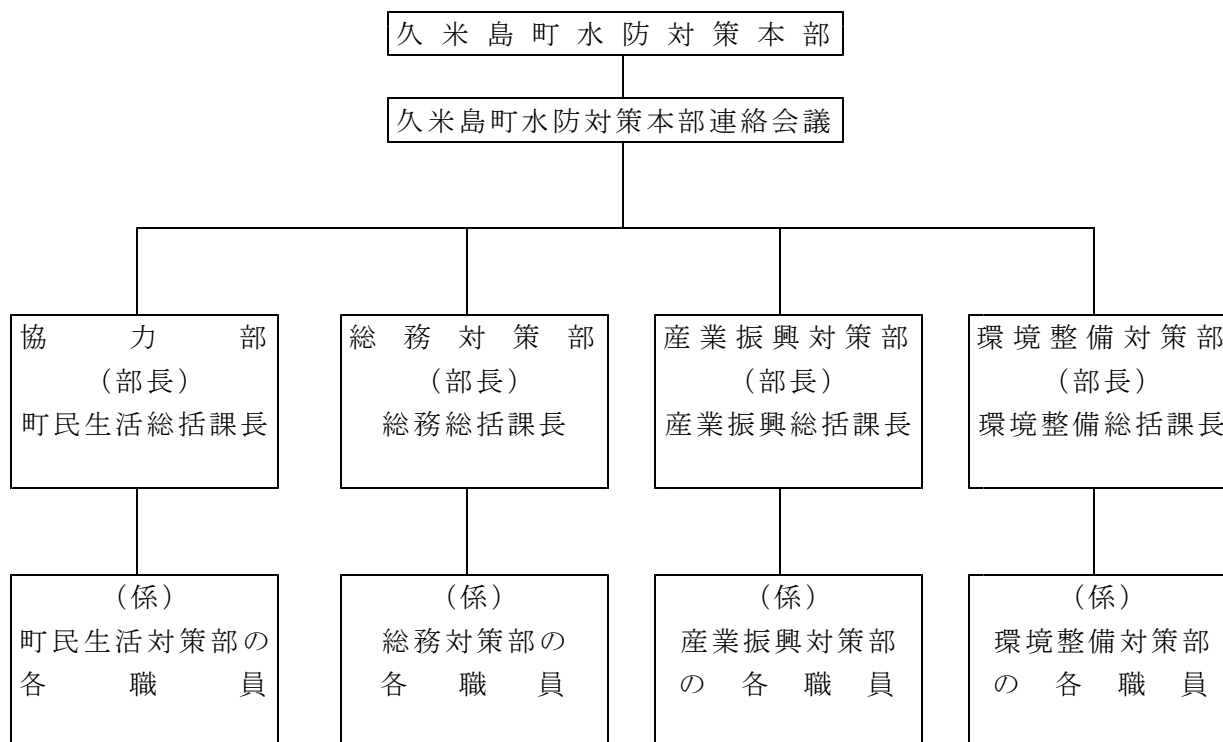
(ア) 協力を必要とする理由

(イ) 協力内容

(ウ) その他必要事項



## 久米島町水防対策本部組織図



### 5 水防対策非常配備と出勤

平常勤務から水防対策非常配備態勢への切替えは、迅速確実に行うため下記の要領により配備する。

#### (1) 水防対策非常配備

##### ア 第1 配備体制

気象予警報等により警戒を必要とする場合に情報連絡に必要な人員を配備する。

##### イ 第2 配備体制

水防対策事態の発生が予想されるに至った場合、所属人員の約半数を配備につかせる。

##### ウ 第3 配備体制

情報を総合判断して、第2 配備体制で処理困難な状態の場合は完全水防対策態勢のため所属人員全員を配備につかせる。

#### (2) 非常登庁

水防対策本部員は、常に気象予警報等に注意し、非常配備体制の発令が予想されると思われる場合はすすんで所属長と連絡をとり、又は自らの判断により登庁するものとする。

### 6 水害対策巡視

環境整備対策部及び産業振興対策部は、環境整備策部長からの通報、その他の方法により気象予警報等を知ったときは危険が解消するまで絶えず、溜池、海岸及び漁港の巡視を実施しなければならない。

### 7 水位及び潮位の通報

#### (1) 水位の通報

溜池等の水位を逐次、環境整備対策部に報告する。環境整備対策部は、それぞれの管理者に情報連絡を行い情報交換に努める。

(2) 潮位の通報

海岸、漁港等の潮位の変動をたえず監視し、危険潮位（標高より2メートル）に達したときは直ちに環境整備対策部に通報するものとする。

8 避難のための立ち退き

洪水又は高潮等により著しい危険があると認めるときは、水防法第29条に基づき、本章における「第6節 災害広報計画」及び「第7節 避難計画」を実施する。

## 第11節 急傾斜地崩壊危険区域災害応急対策計画

この計画は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域等（以下「危険区域」という。）の警戒避難体制を定めて被害を軽減し住民の安全を図るものとする。

### 1 危険区域の概況

#### (1) 危険区域の現況と警戒体制

危険区域及び警戒体制は、「第2編 第2章 第1節 風水害予防計画4、同2節 土砂災害予防計画2及び3」の定めるところによるものとする。

#### (2) 予想される災害

連続的降雨又は集中豪雨等による急傾斜地の崩壊、これに伴う家屋の倒壊、埋没及び人的災害の発生。

### 2 組織及び所掌事務

本章「第1節 組織計画」及び「第2節 動員計画」により各部が緊密な連携のもとに危険区域の総合的応急対策を行うものとする。

### 3 情報の収集及び伝達

気象予警報及び危険区域の状況等災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達は本章「第3節 気象警報等の伝達計画、同第5節 災害状況等収集・伝達計画及び同第6節 災害広報計画」により迅速確実に行うものとする。なお、危険区域の情報の内容は、急傾斜の地表水、湧水、亀裂、竹木等の傾斜、人家等の損壊、住民及び滞在者の数等とする。

### 4 危険区域の情報連絡員

危険区域の異状現象及び災害状況を迅速に把握するため、現地の連絡員と緊密な連絡をとるものとする。

### 5 降雨量の測定

沖縄気象台における雨量観測結果により危険区域の警戒体制を取るものとする。

### 6 危険区域における警戒体制

#### (1) 警戒体制の内容

ア 第1警戒体制 ・ ・ ・ ・ 危険区域の警戒巡視及び必要に応じて避難準備を行うように広報する。

イ 第2警戒体制 ・ ・ ・ ・ 住民等に対し、本章「第6節 災害広報計画」「第7節 避難計画」により災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第56条に規定する事前措置、同法第60条に規定する避難の指示等の処置を行うものとする。

### 7 危険区域の警戒及び巡視

危険区域の警戒巡視は、環境整備対策部が行うものとする。

### 8 避難及び救助

災害から住民を保護するため、避難の必要が生じた場合は本章「第7節 避難計画」により避難の勧告、指示等の処置を行うものとする。なお、危険区域住民の避難場所は同計画に定める避難予定場所とする。

## 第12節 消防計画

消防は火災、風水害、地震等の災害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、保有消防力の全機能をあげて目的を達成するための計画であり、ここに定めるもののほか、消防本部の定める「久米島町消防計画」によるものとする。

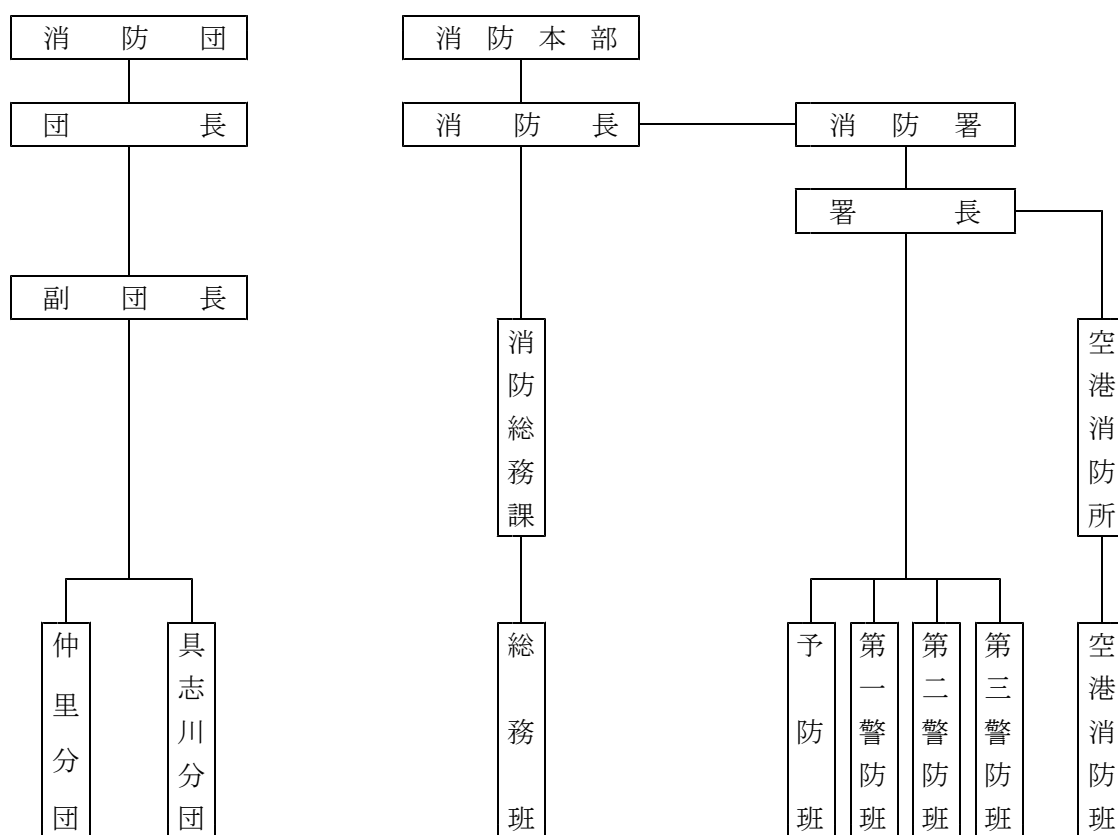
### 1 実施責任者

この計画による実施は、町長とする。

担当は消防対策部とする。

### 2 消防組織

消防組織法第11条第2項及び第15条第2項の規定に基づき定める消防本部、消防署及び消防団の組織は平成19年4月1日現在次のとおりである。



- |          |         |      |
|----------|---------|------|
| (1) 消防本部 | 1 署 1 課 | 29 名 |
| (2) 消防団  | 2 分団    | 40 名 |

### 3 消防業務の内容

#### (1) 火災の予防、警戒

「第2編 第2章 第5節 火災予防計画」に規定する火災予防計画によるもののほか、火災発生危険の除去、人命危険の発見、排除につとめ火災の予防、警戒にあたる。

#### (2) 火災の防御活動

火災を覚知したら消防隊編成及び出動計画に基づき出動し、火災防御にあたる。  
なお、火災に対処する第一義は人命救助とし、あらゆる消防活動に優先する。

指揮者は、まず要救助者の有無を確認し、必要があれば検索を実施し、要救助者があれば、各隊は協力して救急隊との連繫活動を行い、救助活動に全力を投入する。

(3) 救助活動

風水害、地震、大規模な交通事故等による人命危険が発生した場合は、救助隊を編成し、全力をあげて救助活動にあたる。

(4) 救急活動

負傷者の搬送及び収容は、原則として救急隊が行うものとし、状況により消防車又は現場付近の車輛をもって行うものとする。

4 消防施設

消防署所の適正配置及び消防機材の効率的な運用を図るため、年次計画により更新整備を行い、恒久的な整備保全を図る。

5 相互応援要請

消防長及び町長は、火災が延焼拡大し、大火災に進展する様相を呈するときは、「沖縄県消防相互応援協定」等に基づき、近隣市町村に応援を要請するものとする。

## 第13節 救出計画

災害によって早急に救出しなければ生命若しくは身体が危険な状態にある者、または生死不明の状態にある者を捜索し救出を行う活動は次によるものとする。

### 1 実施責任者

町をはじめとした救助機関は、連携して迅速な救助活動を実施し、被災地の地元住民や自主防災組織は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

### 2 救出及び生死不明者の捜索方法

被災者の救出は町においては消防本部又は消防団等を主体とした救出班を編制し、警察と相協力して救出に必要な器具を借り上げる等情勢に応じた方法により実施するものとし、生死不明者の捜索にあたっては、災害の規模、地域その他の状況を勘案し、関係機関と事前に打ち合わせを行うものとする。

#### (1) 町

ア 町は、本来の救助機関として救助に当たるものとする。

イ 町のみでは救出ができないと判断した場合は、県に対して他の市町村、警察、自衛隊等の応援を求めるものとする。

#### (2) 警察

警察は、救出の応援要請があった場合、又は、警察自身が必要と判断した場合は、速やかに救出活動を実施する。

救出に大量の人員を必要とする場合は、広域緊急援助隊の出動により救出を実施する。

#### (3) 住民

住民は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

### 3 救出者の収容

#### (1) 負傷者の収容

捜索隊が負傷者及び病人等救護する者を発見したとき、又は警察及び海上保安本部より救護を要する者の引渡しを受けたときは、すみやかに医療機関に収容するものとする。

#### (2) 医療機関との連携

負傷者の収容及び救護等が円滑に行われるように救護班及び医療機関等との連絡を前もってとるものとする。

### 4 救出用資機材の調達

地域に備蓄された救出用資機材を使用するとともに、久米島町建設業協会と協定を結び救出に必要な重機等の配備を要請するなどの方法により、救出用資機材を調達する。

### 5 救出・救助活動成功のポイント

#### (1) 要救出・救助現場の早期把握

#### (2) 要救出・救助現場に対する人員の投入

#### (3) 要救出・救助現場に対する資機材の投入

#### (4) 救出・救助従事機関間の連絡調整・役割分担・地域分担

## 第14節 医療救護計画

この計画は、災害のための医療機関の機能が停止し、又は著しく不足し、あるいは混乱したため被災地の住民が医療の途を失った場合に、応急的に医療又は助産を実施するためのものである。

### 1 実施責任者

災害における医療及び助産は、医療救護を必要とするものが多数発生し、もしくはおそれがある場合は、医療関係機関の協力を得て町長が行う。

担当は、町民生活対策部とする。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行う。

### 2 医療及び助産の実施

(1) 医療及び助産は、町民生活対策部により行うものとするが、災害の規模及び患者の発生状況によっては、日赤沖縄県支部、沖縄県医師会、その他医療関係機関の協力を得て行うものとする。

(2) 救護班の編成は次のとおりとする。

医師1人、助産師又は看護師1人、保健師1人、事務職員1人とし、必要に応じて増減することができる。

### 3 医療及び助産の対象者

医療又は助産を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者及び災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者。

### 4 医療及び助産の範囲

#### (1) 医療

ア 診察

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療及び施術

エ 病院又は診療所への収容

オ 看護

#### (2) 助産

ア 分娩の介助

イ 分娩前及び分娩後の処理

ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

### 5 医療、助産の費用及び期間

#### (1) 医療

ア 医療のため支出する費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

イ 医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

#### (2) 助産

ア 助産のため支出できる費用は、救護班などによる場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金8割以内の額とする。

イ 助産を実施する期間は、分娩した日から7日以内とする。

### 6 救護所の設置

(1) 応急救護所は本部長の指示により罹災者の収容施設等の他適当と認められる場所に設置する。

(2) 臨時救護所は応急救護の拠点として、避難所等の公共施設に臨時救護所を設置する。

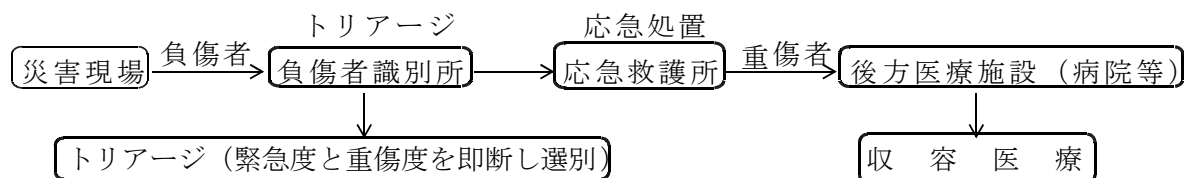
7 委託医療機関等による医療

救護班による医療措置が出来ない者や救護班による救護が適当でない者は公立病院、診療所等の委託医療機関において救護を行う。

8 船舶の利用

大規模な災害により被災地に医療施設が不足する場合は、県（総括情報班）をとおり、第十一管区海上保安本部、海上自衛隊に対し、所有船舶の供用を要請する。

9 医療救護の流れ



※ 後方医療施設：応急救護所では困難な重病、重傷者等の処置、治療を行う。

10 救急医療体制の確立

各関係機関及び団体は、災害時における救急医療体制が迅速かつ的確に実施されるよう相互間の連絡、協力に万全を期するものとする。

町、県及び医療機関は、広域災害・救急医療情報システム等を整備することにより、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握し、応援の派遣等を行うよう努めるものとする。

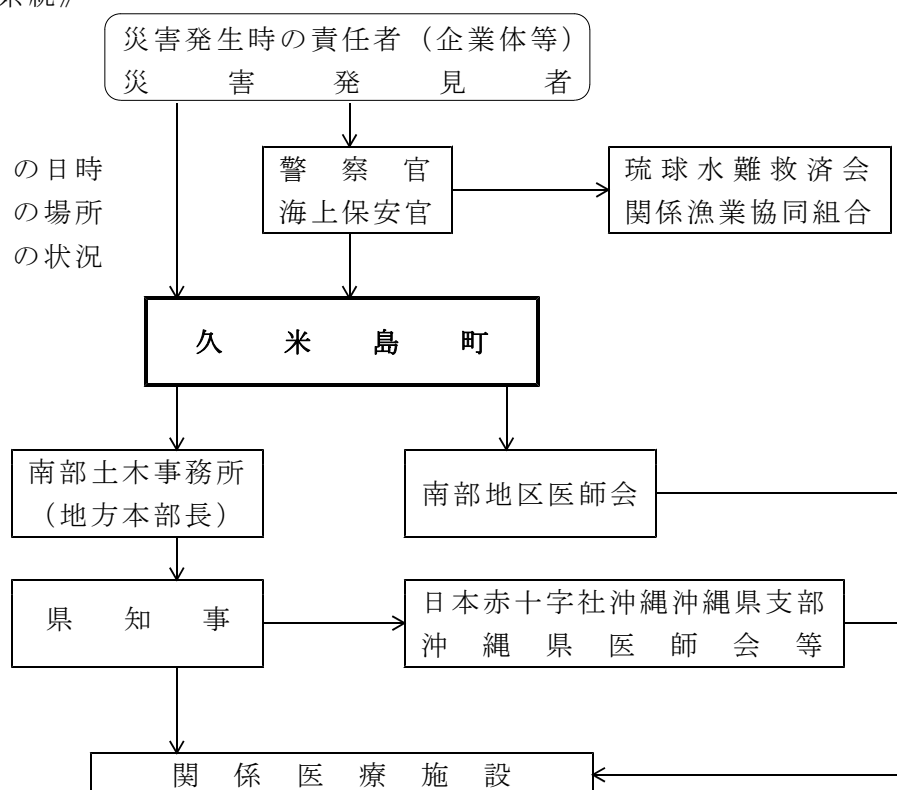
〈町の業務内容〉

- (1) 町内における応急的医療施設の設置並びに管理
- (2) 傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送調整
- (3) 日本赤十字社地区長、分区長に対する出動要請
- (4) 地区医師会への出動要請

《災害発生の通報連絡系統》

通報の内容

1. 事故発生（発見）の日時
2. 事故発生（発見）の場所
3. 事故発生（発見）の状況
4. その他参考事項





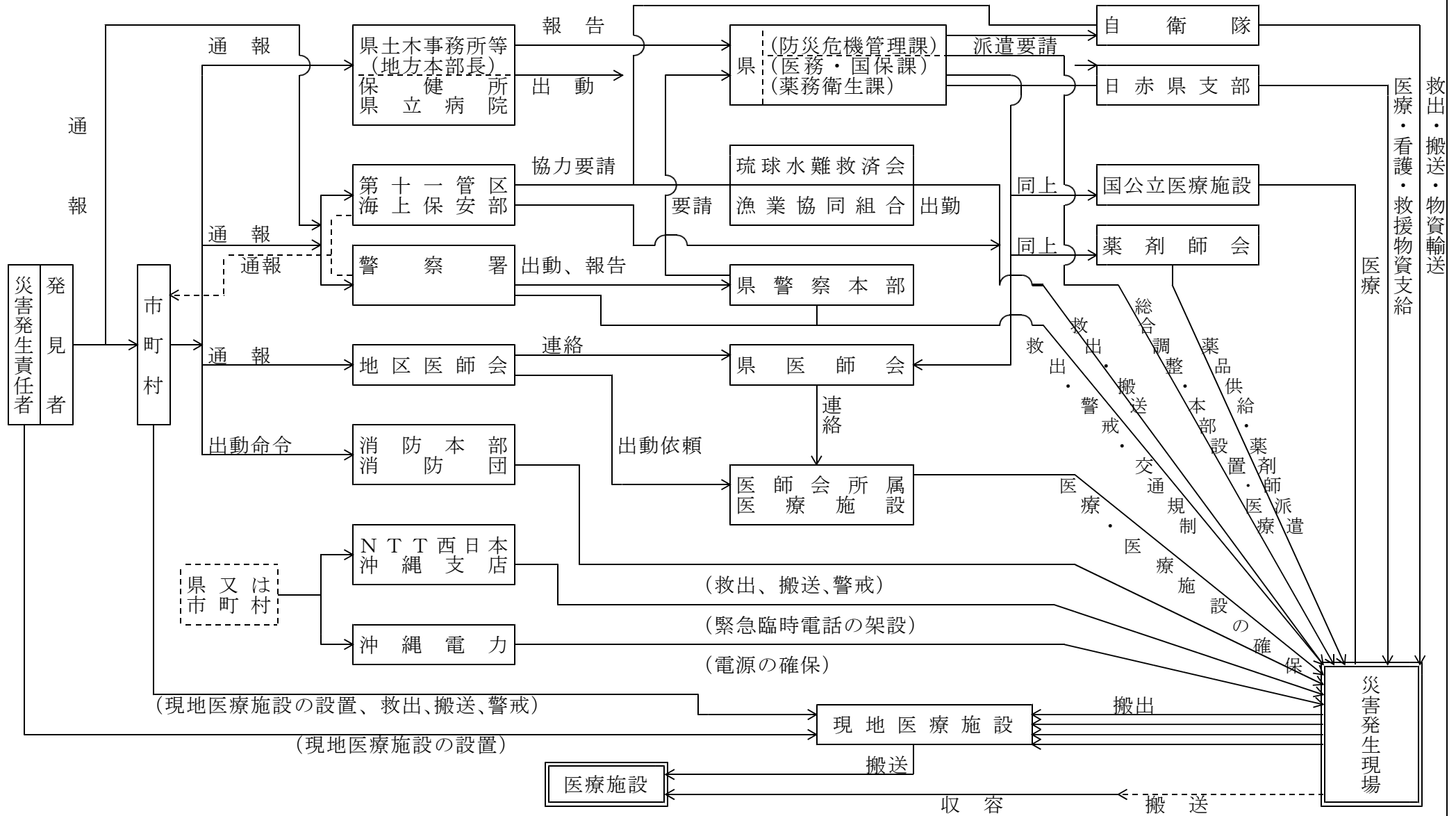
## 11 医薬品等の調達

- (1) 医療及び助産実施のために必要な薬品、衛生材料及び医療器具は、当該医療施設の手持品を使用するものとし、ただし手持ち品がなく、又は不足した場合は県、日本赤十字社沖縄県支部等へ要請する。
- (2) 災害時における輸血用血液製剤が円滑に供給できるよう県（薬務班）をとおして沖縄赤十字血液センターへ輸血用血液製剤の確保を要請する。

## 12 こころのケア

町及び県は保健所その他に相談窓口を設け、精神科医、医療ケースワーカー、保健師等を配置し、被災者等に対する相談にのることにより“こころのケア”を図る。

# 沖縄県の通報連絡等救急医療対策系統図



## 第15節 交通輸送計画

この計画は、災害時における被災者の避難、その他応急対策の実施に必要な人員、物資及び資材の輸送等を確実にを行うためのものである。

### 1 交通規制の実施責任者

災害時における交通規制の実施責任者は、次のとおりである。

- (1) 道路法に基づく規制 ————— 道路の管理者
- (2) 道路交通法に基づく規制 ————— 県公安委員会
- (3) 災害対策基本法に基づく規制 ————— 県公安委員会

### 2 交通の規制

#### (1) 規制の種別

##### ア 危険箇所における規制

##### (ア) 道路法に基づく規制（道路法第46条）

災害時において道路施設の破損等により、施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があるときは、道路管理者が交通を禁止し又は制限するものとする。

##### (イ) 道路交通法に基づく規制（道路交通法第4条）

災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、県公安委員会は歩行者、又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

##### イ 緊急輸送のための規制

##### (ア) 災害対策基本法に基づく規制（災害対策基本法76条）

県公安委員会は、災害が発生し又はまさに発生しようしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止、又は制限するものとする。

##### (2) 危険箇所における措置（道路法第46条、道路交通法第4条）

県、町又は県公安委員会は道路の破損、決壊、その他状況により通行禁止又は制限する必要があると認めるときは、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。

また、規制を実施しようとするときはあらかじめ相互に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知するものとする。

##### (3) 緊急輸送のための措置（災害対策基本法76条）

県公安委員会は、災害が発生した場合において、災害応急対策に従事するもの又は、災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは次により適切な措置をとるものとする。

##### ア 緊急輸送機関の措置

災害地において、緊急輸送を実施しようとする機関の長は、あらかじめ日時、種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、事由等を県公安委員会に連絡するものとする。

##### イ 県公安委員会の措置

県公安委員会は緊急輸送の連絡を受けた場合において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する必要があると認めるときは、次の措置をとるものとする。

(ア) 緊急通行車両以外の車両の通行禁止、又は制限対象、区間及び期間を記載した様式1による標示及び適当な迂回路の標示を所定の場所に設置するものとする。

(イ) 緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あら

かじめ当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知するものとする。

(4) 交通規制等の周知（災害対策基本法 76 条）

災害時において、県公安委員会は道路管理者と相互に緊密な連絡をとり、道路パトロール通報等により、通行の禁止又は制限等が必要と認めた場合、直ちに必要事項を記載した様式 1 を設置し周知させる。

(5) 発見者等の通報

災害時に道路及び橋りょう等の交通施設の危険な状況、又は交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報するものとする。通報を受けたときは、警察官にあっては町長へ、町長においては、その道路の管理者又は警察機関へ通知するものとする。

(6) 車両の運転者の責務

災害対策基本法 76 条の規定に基づく通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア 道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合

車両を当該道路区間以外の場所に移動させる。移動させることが困難なときは、できる限り道路の左端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

イ 区域に係る通行禁止等が行われた場合

区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両を道路外の場所に移動させる。移動させることが困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

ウ 警察官の指示を受けた場合

警察官の指示を受けた場合は、それに従う。

(7) 警察官、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員による措置命令

ア 警察官は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることことを命ずることができる。

また、命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができない場合は、自ら当該措置をとることができる。

イ 警察官がその場にはいない場合、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

なお、措置を命じ、又は自ら当該措置をとったときは、直ちにその旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

3 緊急輸送

(1) 緊急輸送の実施責任

被災者の避難その他応急対策の実施に必要な輸送は、町長が行う。担当は、産業振興対策部とする。

町内の緊急輸送道路ネットワーク計画（平成 8 年 7 月沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会）における重要道路（第 1 次緊急輸送道路）は次のとおりである。

路 線 名	管 理 者	起 終 点
久米島空港真泊線	沖 縄 県	沖 縄 県 久 米 島 町

なお、災害が広範囲で、車両等の確保配分について調整を要する場合、輸送実施機

関において、輸送不可能の状態と認められる場合は県が緊急輸送に必要な措置をとるものとする。

## (2) 緊急輸送の対象

### ア 第1段階

- (ア) 救助、救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (ウ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等
- (エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

### イ 第2段階

- (ア) 第1段階の続行
- (イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

### ウ 第3段階

- (ア) 第2段階の続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (ウ) 生活必需品

## 4 輸送方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して、道路輸送、海上輸送、空中輸送、人力による輸送等、適当な方法によるものとする。また、輸送実施機関は、所属職員のうちから輸送責任者を指名し、当該輸送物資等を輸送する車両等に乗車させる等の措置を講ずるものとする。

### (1) 道路輸送

事前に、町所有の車両を緊急通行車両として指定を受け、緊急輸送車両として活用し、町有車両で対応できない場合は民間車両等にも応援を求め輸送を実施する。

#### ア 緊急通行車両の事前届出（担当：総務対策部）

主として町有車両を使用する。大規模災害発生時に災害応急対策に支障をきたすことのないよう緊急輸送車両として使用する予定の車両については、知事（防災危機管理課）、県公安委員会にあらかじめ緊急通行車両の事前届出書を提出し、緊急通行車両（災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両）としての当該審査のうえ届出済書の交付を受けるものとする。また、届出済証を交付した車両については、緊急通行車両事前処理簿に登載しておく。

#### イ 町有車両の確保

緊急輸送のための町有車両の確保は、次の方法により行う。

- (ア) 町有車両の掌握管理は、総務対策部において行うものとする。
- (イ) 各部長は、車両を必要とするときは、総務対策部長に次の事項を明示して配車を要請するものとする。
  - ・輸送日時及び輸送区間
  - ・輸送対象者の人数、品名及び数量
  - ・その他必要な事項
- (ウ) 総務対策部長は、各部長より要請のあった場合は、車両の保有状況、応急対策の内容及び緊急度等を考慮の上、使用車両を決定し、要請部へ通知するものとする。

ウ 民間車両等、町有車両以外による輸送

町有輸送力のみによって、緊急輸送を確実に遂行できないと認められる場合は、町長は沖縄総合事務局運輸部に斡旋を依頼し迅速な輸送の実施に努めるものとする。

エ 緊急通行車両の標章及び証明書

知事（防災危機管理課）県公安委員会に対し緊急通行車両確認証明書等の交付申し出を行い、知事（防災危機管理課）又は県公安委員会から緊急有効車両を確認した様式2の標章及び様式3の証明書を受けるものとする。

オ 標章の掲示

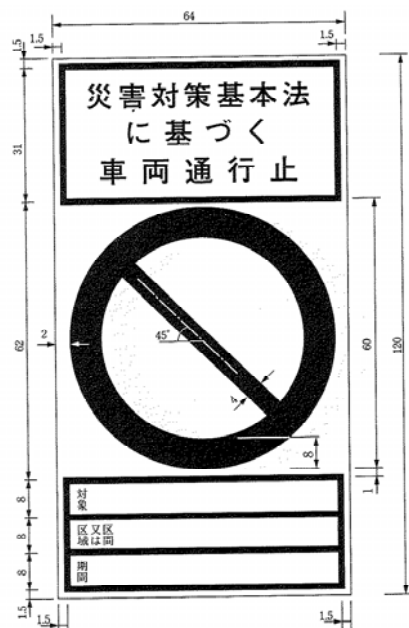
町長は、知事（防災危機管理課）又は県公安委員会により緊急通行車両の交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとする。

カ 費用の基準

（ア）輸送業者による輸送又は車両の賃借料は、通常の料金とする。

（イ）官公署、その他公共機関等所有の車両使用については、燃料費程度を負担するものとする。

【様式1】



- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

【様式2】



- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

【様式3】

証明書

年 月 日	
緊急通行車両確認証明書	
知 事 印 公安委員会 印	
番号標に標示 されている番号	
車両用途（緊急 輸送を行う車両 にあつては、輸送 人員又は品名）	
使用 者	住 所
	氏 名
通 行 日 時	( ) 局 番
通 行 径 路	出 発 地
	目 的 地
備 考	

備考 用紙は、日本工業規格 A 4 とする。

## (2) 海上輸送計画

災害のため陸上輸送が困難な場合、又は海上輸送がより効果的な場合は、船舶の借上げによる輸送を実施するものとする。特に緊急の場合は、県有船舶又は第十一管区海上保安本部所属舟艇の応援を求めて輸送の実施に努めるものとする。

緊急輸送上、重要な港湾は次のとおりである。

港湾名	管理者	施設名	所在地
重要港湾 那覇港	那覇港管理組合	岸壁(-13.0m)耐震：1バース	那覇市
重要港湾 石垣港	石垣市	岸壁(-9.0m)耐震：1バース	石垣市
地方港湾 伊江港	沖縄県	岸壁(-7.5m)耐震：1バース	伊江村
地方港湾 兼城港	沖縄県	岸壁(-5.5m)耐震：1バース	久米島町

### ア 県有船舶による輸送

県有船舶による輸送を必要とするときは、県に対し、次の事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を必要とする場合は口頭、又は電話をもって要請し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

- (ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする期間
- (ウ) 応援を必要とする船舶数
- (エ) 応急措置事項
- (オ) その他参考となるべき事項

### イ 第十一管区海上保安本部船艇による輸送

第十一管区海上保安本部舟艇の派遣要請等

- (ア) 町長は、第十一管区海上保安本部船艇による輸送を必要とするときは、知事に対し、本章「第9節 自衛隊派遣要請計画」に定める要領に準じて要請を依頼するものとする。
- (イ) 要請後の措置等は、「第9節 自衛隊派遣要請計画」に定める要領に準じて行うものとする。

### ウ 民間船舶による輸送

民間船舶により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部に斡旋を依頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。

## (3) 空中輸送計画

災害による交通途絶その他の理由により緊急に空中輸送の必要を生じた場合は、空中輸送の実施を行うものとする。

### ア 空中輸送の要請等

空中輸送の要請及び要請後の措置、並びに撤収要請等については「第9節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところによるものとする。

### イ ヘリポートの整備

空中の輸送（緊急患者空輸、物資の空輸等）を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資等が可能な場所の選定、整備に努め、災害時における空中輸送の円滑を図るものとする。

ヘリポートの設置基準については、「第9節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。

## (4) 人力等による輸送

災害のため車両等による輸送が不可能な場合、人力による輸送を行うものとする。

ア 人力による輸送を行う場合に備え、安全かつ効率的な輸送通路について検討を加え、災害時には迅速、適切な措置がとれるよう努めるものとする。

イ 人力による輸送は、原則として当該地域の状況に精通した住民に協力を要請して行うものとする。



## 第16節 治安警備計画

この計画は、災害発生時に災害から住民の生命、身体及び財産を保護し、社会公共の秩序の維持を図る事を目的とする。

### 1 災害地における警察の任務

警察は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持にあたるものとする。

2 警察が行う災害時における治安警備活動のうち、町に関係のある事項は、県防災計画及び沖縄県警察災害警備実施要項並びに那覇警察署災害警備実施要綱によるものとする。

3 町長は、災害応急対策に関する措置をとるときは警察署長に連絡をし、両者が緊密に協力するものとする。

4 町長が警察官の協力を求める場合は、原則として警察署長に対して行うものとする。

5 町長が警察官の出動を求める場合は、警察署長を経て災害応急対策責任者である警察本部長に要請するものとする。管内警察署等連絡先は下記のとおり。

実施機関	所在地	電話
那覇警察署	那覇市与儀1-2-9	098-836-0110
那覇警察署久米島交番所	久米島町字大田484-2	098-985-2212

## 第17節 災害救助法の適用計画

この計画は、災害に際して災害救助法を適用し、応急的及び一般的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図るためのものである。

### 1 実施責任者

災害救助法に基づく救助は、知事が実施する。この場合、町長は知事が行う救助を補助する。ただし知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害救助法施行令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。担当は町民生活対策部とする。

(救助の種類)

- (1) 収容施設の供与
- (2) 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去

なお、災害救助法の適用にいたらない災害についての被害者の救助は、町防災計画の定めるところにより町長が実施するものとする。

### 2 災害救助法の適用基準

町において、災害救助法が適用される災害の程度は、次のいずれかに該当する場合である。

- (1) 住家の滅失した世帯数が40世帯に達したとき。
- (2) 沖縄県全域の住家滅失世帯数が1,500世帯以上で、そのうち町内の住家滅失世帯が20世帯に達したとき。
- (3) 被害が広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が7,000世帯以上で、町の被害が特に救助を要する状態にあるとき。
- (4) 当町の被害が以下の事項に該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。

ア 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失したとき。

イ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、若しくは受けるおそれが生じる場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当する場合。

※ 被害世帯とは、全壊(焼)流失等により住家の滅失した世帯をいい、住家が半壊(焼)床上浸水等により被害を受けた場合は、一世帯をそれぞれ半壊(焼)にあっては全壊(焼)流失等の2分の1世帯、床上浸水にあっては3分の1世帯として換算する。

なお、人口は直前の国勢調査人口とする。

### 3 災害救助法の適用手続き

- (1) 町長は、町内における災害が2の災害救助法の適用基準のいずれかに該当するときは、法に基づく災害報告要領により、直ちにその旨を知事に報告するものとする。
- (2) 災害の事態が急進して、知事による救助の実施をまつことができないときは、町長は災害救助法に規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その指示を受けるものとする。

※災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表：資料編 資料5参照

## 第18節 給水計画

この計画は、災害により飲料水を得る事ができない者に対し、最小限必要な飲料水を供給し、被災者を保護すると共に施設等の応急復旧を行うためのものである。

### 1 実施責任者

被災者に対する応急飲料水の供給は町長が行う。担当は、環境整備対策部があたり久米島町消防本部の協力を得て行うものとする。

災害救助法が適用された時は、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは町長が実施する。

### 2 給水方法

#### (1) 取水

給水のための取水は、消火栓、水源地等から行うものとする。

#### (2) 消毒等

取水が汚染しているとき、又は汚染のおそれがあるときは、水質検査を行い、ろ水器によるろ過及び浄水剤の投入等により、消毒を行うものとする。

#### (3) 供給

被災地への供給は、消防ポンプ車の代用、自衛隊タンク車及び容器による搬送給水等、現地の実情に応じた方法によって行うものとする。

#### (4) 広報

給水に際しては、町防災無線、広報車により又は報道機関等の協力を得て給水日時、場所、その他必要な事項を住民に広報するものとする。

### 3 給水量

被災者に対する所要給水量は、1人1日3リットル程度とするが、補給水源の水量、給水能力及び水道施設の復旧状況に応じて給水量を増減する。

### 4 水道施設の応急復旧

水道施設が破壊された場合には、給水のための重要度及び修理の可能性等を配慮して応急復旧を行い、必要に応じて町指定水道工事業者の応援を求めるものとする。

### 5 医療施設等への優先給水

医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては優先的に給水を行う。

### 6 給水用資機材の整備

町及び上水道管理者は、必要に応じ給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備を進めるものとする。

※ この計画は災害救助法の適用にかかわらず家屋や家財の被害はなくても、その地域においてどうしても自力では飲料水を得ることが出来ない者であれば、救助を受けることができる。逆に、被災者であっても自力で近隣から飲料水を確保できれば供給の必要はないものとする。

## 第19節 食糧供給計画

この計画は、被害者及び災害応急対策員に対する食糧の給与のための調達、炊き出し及び配給等の迅速、確実を期するものである。

### 1 実施責任者

災害時における被害者及び災害応急対策員等に対する食糧の調達及び供給は町長が行う。なお、担当は町民生活対策部とする。

災害救助法が適用されたときは知事が実施する。ただし知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは町長が行うこととすることができる。

災害救助法が適用されない場合にあっても、町長が供給の必要を認めたときは町長が実施する。

### 2 食糧の調達方法

#### (1) 主食

主食のうち米穀については、町長は知事（流通政策班）の発行する応急買受許可書により米穀販売事業者手持の米穀を、災害用乾パンについては、町長は知事に災害用乾パンの買受要請を行い、これに基づき知事が売却申請書を沖縄総合事務局長に提出し調達する。

#### (2) 副食の調達

副食等の調達は、原則として町において町内の販売業者から調達するものとする。なお、緊急調達の必要がある場合は、県（園芸振興班）及び他市町村の応援を要請し調達するものとする。

### 3 応急配給

#### (1) 応急配給を行う場合

災害が発生し、又は災害の恐れがある場合における応急配給は、次の場合に町長が必要と認めたとき行うものとする。

ア 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合。

イ 被災により卸売、小売販売業者が通常の販売を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合。

ウ 災害時における救助作業、急迫した災害防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合。

#### (2) 応急配給品目

配給品目は原則として米穀とするが、状況により乾パン又は麦製品とする。

#### (3) 応急配給品目の数量

一人当たりの配給数量は次のとおりとする。

ア (1) のアの場合 一日当り精米 300 グラム

イ (1) のイの場合 一日当り精米 300 グラム

ウ (1) のウの場合 1食当り精米 200 グラム

### 4 炊出し等食品の給与

被災者に対する応急炊出し、並びに食糧品の給与は次によるものとする。担当は町民生活対策部とし、必要に応じて女性団体及び自治会等の協力を得て行うものとする。

#### (1) 給与の方法

ア 炊出し及び食品の給与を実施する場合には責任者を指定し、各現場のそれぞれ実施責任者を定めるものとする。

- イ 救助用応急食糧は、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては乾パン及び麦製品とする。
  - ウ 炊出しは町長が行うものとする。
  - エ 炊出し及び食糧給与のために必要な原材料、燃料等の確保は町長が行うものとする。
  - オ 炊出しは可能な限り、学校等の給食施設又は公民館等の既存施設を利用するものとし、できるだけ避難所と同一施設又は、避難所に近い施設を選定して設けるものとする。
  - カ 炊出し施設を選定にあつては、あらかじめ所有者又は管理者から了解を受けておくものとする。
  - キ 炊出しに当たっては常に食糧品の衛生に留意するものとする。
- (2) 給与の種別、品目及び数量
- ア 種別
    - (ア) 炊出し（乳幼児のミルクを含む）
    - (イ) 食品給与（住家の被害により一時縁故先等に避難する者に対して現物をもって3日以内の食糧を支給する）
  - イ 給与品目及び数量
    - (ア) 給与品目は米穀又はその加工品及び副食品とする。
    - (イ) 給与数量は、1日1人精米換算300g以内とする。乾パン、麦製品（乾うどん等）は社会通念上の数量とし、副食品の数量については制限しない。
- 5 炊出し等食糧給与の対象者等
- (1) 対象者
- ア 避難所に収容された者。
  - イ 住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水、床下浸水等のため炊事道具が流出し、又はカマドがこわれ若しくは土砂に埋まる等の被害を受けて炊事できない者。
  - ウ 旅行者、一般家庭の来訪者、汽船の旅客等であつて食糧品の持ち合わせがなく調達できない者。
  - エ 被害を受け一時縁故地等へ避難する者。食糧品をそう失し、持ち合わせのない者。
- (2) 費用
- 炊出し、その他による食品給与のため支出できる費用の限度額は、主食費、副食費及び燃料及び雑費の合計額が1人1日1,010円以内とする。
- (3) 期間
- 炊出し、その他による食品給与を実施できる期間は災害発生の日から7日以内とする。
- 6 災害対策用食糧の備蓄
- 町は、大規模災害が発生した場合の被害を想定し災害対策用食糧を人口の20分の1の3日分程度の数量を目標に備蓄する。この場合、災害時援護者に配慮した食糧の確保にも努めるものとする。
- 7 個人備蓄の推進
- 町は、インスタントやレトルト等の応急食品及び飲料水を1人3日分程度、各家庭において備蓄しておくよう住民に広報していくものとする。

## 第20節 衣料及び生活必需品物資の供給計画

この計画は、被害者に対する衣料及び生活必需品物資の調達及び配給に関するものである。

### 1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の調達、給与及び貸与は町長が行う。

担当は町民生活対策部とする。

災害救助法が適用された時は、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは町長が実施する。

### 2 物資の調達

物資の調達については、応急救助用として必要最小限の数量を備蓄するほか、関係業者との密接な連絡により物資を調達するものとする。

### 3 物資の給与又は貸与

#### (1) 対象者

災害により住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

#### (2) 品 目

給与又は貸与する衣料物資は、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

ア 被服、寝具及び身の廻り品

イ 炊事用具及び食器

ウ 日用品及び光熱材料

#### (3) 費 用

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯あたり次の範囲内とする。なお、季別は災害発生の日をもって決定する。

#### ア 住家の全壊（焼）又は流失により被害を受けた世帯

季別	世帯区分 期間	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人増すごとに加算する額
		世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	
夏季	4月から	円	円	円	円	円	円
	9月まで	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300
冬季	10月から	円	円	円	円	円	円
	翌年3月まで	28,600	37,000	51,600	60,500	75,900	10,400

イ 住家の半壊（焼）又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む）により被害を受けた世帯。

季別	世帯区分 期間	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人増すごとに加算する額
		世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	
夏季	4月から	円	円	円	円	円	円
	9月まで	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400
冬季	10月から	円	円	円	円	円	円
	翌年3月まで	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300

(4) 期 間

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内とする。

4 物資の配給方法

町民生活対策部は世帯構成員別に被害状況を把握し、物資の配分計画を立て迅速、確実に配給するものとする。

5 個人備蓄の推進

町は、災害直後に最低限必要となる衣類等の生活必需品を非常持ち出し品として個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。



## 第21節 救援・義援物資、義援金の受入・配分計画

救援・義援物資、義援金の受入・配分は、町災害対策本部が配分計画を立てて行う。ただし、被害が他市町村にわたる場合は、県が次の機関からなる協議会を編成し、各機関が共同又は協力して災害義援金品の募集、配分を行う。

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ①日本赤十字社沖縄県支部 | ②沖縄県社会福祉協議会  |
| ③沖縄県市長会      | ④沖縄県町村会      |
| ⑤琉球新報        | ⑥沖縄タイムス      |
| ⑦沖縄県婦人連合会    | ⑧その他県単位の各種団体 |

### 1 義援・義援物資

#### (1) 義援・義援物資の受入

義援・義援物資は町民生活対策部が受付記録を作成し、必要があれば寄託者に受領証（別紙様式）を作成する。

#### (2) 救援・義援物資の保管・仕分けは町民生活対策部で行い、輸送については総務対策部が担当し、ボランティア等の協力を得て行うものとする。

#### (3) 救援・義援物資の配布

町災害対策本部が協議の上決定し、被災者に対し迅速かつ適正に配布する。特に食料品等で保存が利かないものは、他に優先して配布する。

### 2 義援金

#### (1) 義援金の受入

義援金の受入に際しては、町民生活対策部で受付記録を作成し、保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領証（別紙様式）を発行する。

#### (2) 義援金の保管

義援金の保管は、被災者に配分するまでの間、町指定金融機関に「当該災害に関する義援金受付専用口座」をつくり、受払簿を作成し、管理・保管する。

#### (3) 義援金の配分・配布

町災害対策本部が協議の上決定し、被災者に対し迅速かつ適正に配分し、被災者へ配布する。

義 援 金 品 等 受 領 証

(整理番号 )

金 額  ¥ \_\_\_\_\_

品 名	数 量	備 考

以上のとおり受領いたしました。  
ご厚意に厚く御礼申し上げます。

年 月 日

\_\_\_\_\_  
様

久米島町災害対策本部長  
久米島町長

印

## 第2節 感染症対策、食品衛生監視計画

この計画は、災害時における被災地の感染症の発生及びまん延を防止するため、感染症対策、保健衛生に万全を期するものである。

### 1 実施責任者

災害時における感染症対策は町長が実施する。

担当は、町民生活対策部とし、知事（健康増進班、保健所）の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、この節において「法」という。）に基づいて感染症対策上必要な指示、協力を得ながら実施する。

### 2 感染症対策実施の組織

町民生活対策部では、次の係を置いて感染症対策班を編成するものとし、災害地域が広範囲にまたがるときは、そのつど即応体制をとるものとする。

調 査 係：実施責任機関となる県の疫学調査班に協力する。

感染症対策係：清潔保持及び消毒方法を実施し、ねずみ族及び昆虫等の駆除、その他感染症対策について実情に即した指導にあたる。

知事から感染対策上、必要と認められ、指示を受けた町は速やかに指示事項を実施するものとする。

なお、知事又は町の行う措置は、感染の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、必要最小限なものでなければならない。

- (1) 法第27条第2項及び第29条第2項の規定による消毒に関する指示
- (2) 法第28条第2項の規定によるねずみ族及び昆虫等の駆除に関する指示
- (3) 法第31条第2項の規定による生活の用に供される水の供給に関する指示
- (4) 予防接種法第6条第1項の規定による臨時予防接種に関する指示

### 3 感染対策の実施

#### (1) 清潔方法

町は感染症の患者が発生し、又は感染症がまん延するおそれがある場合において、下記の衛生処理の実施又は指導を行う。

ア 被害地域及びその周辺の地域についての清潔方法は、道路、溝渠及び公園等の公共の場所を中心に伝染病予防の衛生処理を実施する。

イ 当該土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）及びその周辺の各世帯等に清潔を保つよう指導するものとする。

#### (2) 消毒方法

避難所、被害地域及びその周辺地域の消毒は、感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する同法律施行規則第14条の定めるところにより行う。

#### (3) ねずみ族及び昆虫等の駆除

ねずみ族及び昆虫等の駆除の方法は、同法施行規則第15条によるものとする。

#### (5) 生活の用に供される水の供給

法第31条第2項の規定による知事の指示に基づいて、市町村は速やかに生活の用に供される水の供給措置を開始するものとする。

#### (6) 患者等に対する措置

災害地に発生した1類感染症、2類感染症又は新感染症の伝染病患者で入院の必要な者については、感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律第21条又は第47条の規定により速やかに指定医療機関に移送するものとし、災害の状況により指定医療機関に移送困難なときに対する措置は、知事（保健所）の指示に従い次の

要領で行う。

ア 相当と定める病院又は診療所に収容するものとする。

イ 交通途絶のため隔離施設に収容できない場合は、近くの適当な場所に臨時の隔離施設を設け収容するものとする。

ウ やむを得ない事由により隔離施設の収容が困難な病原保菌者に対しては自宅隔離する。特に、し尿の衛生処理については十分指導監視する。

#### (7) 避難所の感染症対策

ア 避難所は、応急仮設的で、かつ多数の避難者を収容するため不衛生になりがちなので県の指導を得て感染症対策の徹底を期さなければならない。

イ 施設の管理者等を通じて衛生に関する自治組織を編成し、その協力を得て感染症対策に万全を期するものとする。

なお、感染対策指導の重点事項はおおむね次のとおりとする。

1. 疫学調査
2. 清潔の保持及び消毒の実施
3. 集団給食
4. 飲料水の管理
5. 健康診断

#### 4 感染症予防薬剤の調達

感染症予防薬剤は、感染症対策班において緊急に調達するが、それが不可能な場合は県に調達の斡旋の要請を行うものとする。

#### 5 臨時予防接種

予防接種法第6条第1項の規定による知事の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施するものとする。実施に当たっては、特別の事情のない限り通常災害のおちついた時期を見計らって定期予防接種の繰上げの実施等を考慮する。ただし、集団避難所で患者若しくは保菌者が発見され、まん延の恐れがある場合には緊急に実施するものとする。

#### 6 保健衛生

町は被災者の健康管理について次の事項を実施するものとする。

##### (1) 良好な衛生状態の保持

被災地、特に避難所においては生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように務めるとともに、健康状態を十分に把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

##### (2) 災害時要援護者への配慮

高齢者、障害者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

##### (3) 保健師等による健康管理

保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）を行う。

#### 7 食品衛生監視

町は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、中央保健所長の指示に従い食品衛生監視活動を実施する。活動内容は以下のとおり。

##### (1) 救護食品の監視指導及び試験検査

##### (2) 飲料水の簡易検査

##### (3) その他食料品に起因する危害発生防止

#### 8 その他

その他必要事項については、関係機関と協力して行う。

## 第23節 清掃、動物保護収容計画

この計画は、被災地におけるごみの収集及びし尿の収集処分等の清掃業務を適切に実施し、環境衛生の万全を図るものである。また、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等及び危険動物の保護・収容を行うものとする。

### 1 実施責任者

災害時におけるごみ及びし尿の収集処理は、町長が行う。ただし被害が甚大のため町において実施できないときは、他市町村又は県（薬務衛生班、環境保全班、保健所）の応援を求めて実施するものとする。

担当は、環境整備対策部とする。

### 2 ごみの収集処理の方法

#### (1) 収集方法

ア ごみの収集は、被災地及び避難所に町の車両を配車して速やかに行うものとし、災害が広範囲にわたり町の車両のみでは処理できない場合は、委託業者及び許可業者車両を借用して収集にあたる。

イ ごみの集積地は、地域区長と協議して定めるものとする。

#### (2) 処理方法

ごみの処理は、原則として町の処理施設において処理するが、必要に応じ環境保全上支障のない方法で処理するものとする。

#### (3) 清掃用薬剤の調達

町は、清掃用薬剤の調達の必要を生じたときは、調達するものとする。

### 3 し尿の収集処理の方法

#### (1) 収集方法

し尿の収集は、被害の規模に応じ許可業者に指示して集中くみ取りを実施する。

#### (2) 処理方法

し尿の処理は、原則として委託業者の処理施設において処理するが、必要に応じ環境保全上支障のない方法で行うものとする。

#### (3) 仮設便所等のし尿処理

町は、避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所への仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。

また、仮設便所の管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行うとともに、し尿の収集・処理を適切に行う。

### 4 震災時、水害時における廃棄物対策

震災時、水害時における被災地帯の清掃等は、国の「震災廃棄物対策指針（平成 10 年 10 月）」及び「水害廃棄物対策指針（平成 17 年 6 月）」に基づき、次のとおりとする。

#### (1) 震災時防災体制の整備

町は、震災時の廃棄物処理に係る防災体制を整備するため、次の措置を行うよう努めることとする。

ア 町は、周辺の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、震災時の相互協力体制を整備する。

イ 町は、仮設便所やその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

ウ 町は、一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集運搬車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備する。

エ 町は、生活ごみや震災によって生じた廃棄物（がれき）の一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれきの広域的な処理・処分計画を作成すること等により、震災時における応急体制を確保する。

オ 町は、有害廃棄物対策としてアスベストについては、解体、保管、輸送、処分の過程において問題が生じる可能性があるため、解体、処理行為時における飛散防止対策（散水の徹底等）についてあらかじめ定めておく。

## （２）水害時防災体制の整備

町は、水害時の廃棄物処理に係る防災体制を整備するため、次の措置を行うよう努めることとする。

ア 町は、洪水ハザードマップ等を作成し、被災地域の予測をしておく。

イ 町は、洪水ハザードマップ等を参考にし、被災地域における水害廃棄物発生予測量の把握をしておく。

ウ 町は、水害廃棄物を適切に処理するため、仮置き場を確保するとともに配置計画を作成しておく。

エ 町は、収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分場等の処理手順について作成しておく。

オ 町は、周辺の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、水害時の相互協力体制を整備する。

カ 町は、借置場での破碎・分別体制について作成しておく。

キ 町は、収集処理過程における粉じん・消臭等の環境対策を講じる。

ク 町は、収集運搬車両とルート計画について定める。

## ５ 犬等及び危険動物の保護・収容計画

### （１）実施責任者

#### ア 犬及び負傷動物対策

町及び県（薬務衛生班、保健所）は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、町飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行うものとする。

担当は、環境整備対策部とする。

#### イ 危険動物対策

町及び県（薬務衛生班）は、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、危険動物対策班を設置し、情報収集、関係機関との連絡調整を行うものとする。

### （２）収容及び管理

#### ア 犬及び負傷動物対策

町は県（薬務衛生班、保健所）からの求めがある場合は、民間団体とともに犬等の収容・保管のための場所又は施設の提供をし、犬等を保護・収容したときは適正に管理するよう協力するものとする。

#### イ 危険動物対策

県（薬務衛生班、保健所）は、危険動物が逸走した場には、その飼養者に対して、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、人の生命、身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう命ずるものとする。所有者不明の場合には、町は、県からの求めがある場合は警察、民間団体とともに危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について協力をするものとする。

(3) 保護・収容動物の公示

保護・収容された動物の台帳を作成し、公示するものとする。

(4) 動物の処分

ア 所有者不明犬等については、狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。

イ 危険な動物から人の生命、身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、当該危険動物を殺処分するものとする。その実施については、警察、民間団体に対し必要な協力を求めるものとする。

## 第24節 死体の搜索、処理及び埋葬計画

この計画は、災害により死亡したと推定される者の搜索を行い死体の収容、処理及び埋葬を円滑に実施するためのものである。

### 1 実施責任者

災害時における死亡したと推定される者の搜索及び死体の収容処理、埋葬等の措置は町長が行う。

死体の収容、処理及び埋葬等は環境整備対策部が担当する。

ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行い、知事が迅速に行うため必要と認めるときは、町長が行う。

### 2 死体の搜索

#### (1) 搜索隊の設置

町長は、関係機関の協力により、又は賃金職員を雇い上げて搜索班を編制し、警察官と相協力して実施するものとする。

#### (2) 搜索の方法

行方不明者の搜索にあたっては、災害の規模、地域その他の状況を勘案し、関係期間と事前に打ち合わせを行うものとする。

### 3 発見後の収容及び処理

#### (1) 死体の収容

搜索隊が発見した死体は、すみやかに警察又は海上保安庁の検視並びに救護班又は医師の検案を受ける。また、警察等より死体の引渡しを受けたときは、ただちに町の施設等適当な施設に収容するものとする。

#### (2) 医療機関との連携

搜索に関しては、負傷者の救護及び死体の検案等が円滑に行われるように救護班及び医療機関等との連絡を前もってとるものとする。

### 4 死体の処理

(1) 収容した死体は、死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則）、海上保安庁死体取扱規則（昭和45年）の規定により、警察官又は海上保安官は所要の死体検分調書を作成した後、遺族又は町長に引き渡すものとし、町長はその後、必要に応じて死体の処理を行うものとする。

(2) 死体の処理は次により実施するものとする。

#### ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

死体の識別が困難なとき、または災害で遺族等が混乱しているときなどは、伝染病予防上、必要に応じ死体の洗浄、縫合及び消毒等の処置を実施するものとする。

#### イ 死体の一時保存

死体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合等において死体を特定の場所（町内の公共施設等に仮設）に集めて埋葬処理をとるまで保存する。

#### ウ 検案

死体について死因、その他について医学的検査をする。

エ 死体の処理は埋葬の実施と一致することを原則とする。



## 5 死体の埋（火）葬

身元の判明しない死体、又は死体の引取人である遺族等が判明していても災害時の混乱で死体を引き取る事ができない者、並びに災害時の混乱の際、死亡した者で各種事情により遺族等が埋葬できない者に対しては、町長が火葬又は埋葬に付するものとし、それに要する経費を県が負担する。

納骨は遺族が行うが遺族のない者については、町長が実施する。

## 6 行方不明者の捜索等の費用及び期間等

### (1) 災害にかかった者の救出

#### ア 対象者

災害のため現に生命及び身体の危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものである。

#### イ 費用

舟艇、その他救出のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

#### ウ 期間

救出期間は、災害発生の日から3日以内とする。

### (2) 死体の捜索

#### ア 対象者

死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により、すでに死亡していると推定される者に対して行うものとする。

#### イ 費用

死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

#### ウ 期間

災害発生の日から10日以内とする。

(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)

### (3) 死体の処理

#### ア 対象者

死体の処理は災害の際、死亡した者について、その遺族が処理できない者。

#### イ 処理の範囲

死体の処理は、次の範囲内において行う。

(ア) 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理

(イ) 死体の一時保存

(ウ) 検案

#### ウ 費用

死体の処理のため支出する費用は、次に掲げるところによる。

(ア) 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,300円以内とする。

(イ) 死体の一時保存のための費用は、死体の一時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、1体あたり5,000円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算できる。

(ウ) 救護班において検案をする事ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

エ 期間

死体の処理期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)

(4) 死体の埋(火)葬

ア 対象者

災害の際死亡した者で、その遺族が埋(火)葬を行う事ができない者。

イ 費用

埋葬は、実際に埋葬を行う者に対してできる限り次に掲げる現物を支給するものとし、また、その費用は1体当たり大人(12歳以上)199,000円、小人(12歳未満)159,200円とする。

(ア) 棺(付属品を含む)

(イ) 埋葬又は火葬の費用(賃金職員等雇上費を含む)

(ウ) 骨つぼ及び骨箱

ウ 期間

埋葬の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)

## 第25節 障害物の除去計画

この計画は、災害のため住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物が日常生活に著しい支障を及ぼしている場合に、これの除去に関するものである。

### 1 実施責任者

(1) 住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物の除去は町長が行う。

担当は環境整備対策部とする。

ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行い、知事が迅速に行うため必要と認めるときは、町長が行う。

災害救助法が適用されない場合にあっても、町長が実施の必要を認めたときは、町長が実施する。

(2) 障害物が公共その他の場所に流入したときは、それぞれ所管する管理者が行うものとする。

### 2 除去の方法

実施者は、自ら応急対策資機材を用い、又は状況に応じ建設業者の協力を得て障害物の除去を行うものとする。

#### (1) 除去の対象者

障害物の除去は、居室、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力をもってしては、当該障害物を除去する事ができない者に対して行う。

#### (2) 費用

障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、一世帯あたり137,500円以内とする。

#### (3) 期間

障害物の除去期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)

### 3 集積場所

#### (1) 仮置場、最終処分地の確保

リサイクルセンター、最終処分場での処理を原則とするが、それが困難な場合、県（環境整備班）と連携して、一時的に仮置き場として公園、広場及び運動場を利用するものとする。

#### (2) リサイクルの徹底

がれき処理に当たっては、県（環境整備班）と連携し、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努めるものとする。

#### (3) 環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理

障害物の除去に当たっては、県（文化環境部・福祉保健部・観光商工部）と連携し環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。

#### (4) 計画的な障害物除去の実施

復旧・復興を効果的に行うため、町は障害物の除去を復旧・復興計画に考慮して行うものとし、そのための処理計画を定めるものとする。

## 第26節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画

この計画は、災害により住宅を失い又は破損したため居住することができなくなり、自力で住宅を確保する事ができない者に対し、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を実施し、被災住民の住居の確保を図るものとする。

また、二次災害防止のため、住宅の応急危険度判定を行うものとする、

### 1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理は、災害救助法が適用されたときは、知事（施設建築班）が行う。

災害救助法が適用されない場合であっても、町長が実施の必要を認めるときは、町長が実施する。

担当は、環境整備対策部とする。

### 2 応急仮設住宅の設置等

#### (1) 対象者

住家が全壊（焼）又は流失し、自らの資力では住宅を得ることができない者。

#### (2) 設置場所及び方法

応急仮設住宅の設置場所は、原則として町有地とし、やむを得ない場合に限り私有地を借上げるものとする。建設は町長（災害救助法適用時は知事）が直接又は建築業者に請負わせる等の方法で行うものとし、必要ある場合は町、県において必要資材の調達を行うものとする。

#### (3) 設置戸数、規模、費用等

##### ア 戸数

設置戸数は、住家が全壊（焼）又は流失した世帯数の3割以内とする。ただし、これより難しい特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に協議し、その承認を得て数の引き上げをすることができる。

##### イ 規模

応急仮設住宅の規模は1戸当たりの29.7㎡（9坪）を基準とし、構造は、一戸建て、長屋建、あるいはアパート式建築いずれでも差しつかえない。

##### ウ 費用

応急仮設住宅建設の費用は、整地費、建築費、附帯工事費、賃金職員等雇上賃、輸送費及び建築事務費等の一切の経費を含めて2,366,000円以内とする。

##### エ 期間

応急仮設住宅の建設工事に着工する時期は、災害発生の日から20日以内とし、当該住宅を供与できる期間は、完成の日から建設基準法第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。

#### (4) 災害時要援護者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障害者等の災害時要援護者に配慮した住宅の建設を考慮する。

#### (5) 入居者の選定

入居者の選定に当たっては、高齢者、障害者等の災害時要援護者の入居を優先するものとする。

#### (6) 賃貸住宅借り上げによる収容

応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借り上げを実施、これらに収容することができる。

### 3 住宅の応急修理

#### (1) 対象者

災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理する事ができない者に対して行う。

#### (2) 修理の方法

ア 住宅の応急修理は知事（権限を委任した場合は町長）が直接又は建築事業者に請負わせる等の方法で行うものとし、必要ある場合は県において必要資材の調達を行うものとする。

イ 応急修理は居室、炊事場、便所等のような生活上欠くことのできない最少限度必要な部分のみを対象とする。

#### (3) 修理の戸数、費用及び期間

##### ア 戸数

応急修理の対象数は町内で半壊（焼）した世帯の数の原則として3割以内とする。該当者の選定は、生活能力が低いものより順次選ぶものとする。

##### イ 費用

修理のため支出できる費用の限度は、1世帯当り510,000円以内（修理用の原材料費、労務費、材料等の輸送費及び工事事務費等一切の経費を含む）

##### ウ 期間

住宅の応急修理は災害発生の日から1ヶ月以内とする。

## 第27節 被災建築物の応急危険度判定計画

この計画は、地震その他の災害により被害を受けた建築物を余震等によって引き起こされる建物倒壊等の二次災害を防止し、町民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を支援するものとし、その迅速な実施を図るため、次の事項を定めるものとする。

### 1 実施責任者

被災建築物の応急危険度判定は、町長が行う。

担当は、環境整備対策部とする。

### 2 事前準備

#### (1) 応急危険度判定士の有資格者の確保

ア 県、他市町村へ派遣要請

イ 町内建築関係団体へ協力要請

ウ ボランティア募集のための広報等の実施

エ 判定基準の資料準備

オ 判定を示す用紙等の準備

カ その他必要事項

#### (2) 作業体制

ア 受入判定士の名簿作成

イ 判定方法等判定基準統一の打合せ

ウ 判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

エ 判定士等の判定区域までの移動方法及び、宿泊場所の確保

オ 判定結果の標示

カ その他必要事項

### 3 判定実施方法

(1) 判定は、「震災建築物等の被災判定基準及び復興技術指針」（財団法人日本建築防災協会）に従って判定する。

(2) 判定は目視にて行うものとする。

(3) 判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、3色のステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等を記載し建物の見やすい場所に貼り付ける。

なお、判定内容は次のとおりとする。

「危険」： 建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

「要注意」： 建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

「調査済」： 建築物の損傷が少ない場合。

### 4 判定後の措置

判定の結果、「危険」とされた建物は、立ち入り禁止の措置等をとるものとする。

## 第28節 教育対策計画

この計画は、文教施設又は児童生徒及び園児の被災により通常の教育を行う事ができない場合に、応急教育の確保を図るためのものである。

### 1 実施責任者

災害時における教育に関する応急対策の実施責任者は、次のとおりとする。

実施責任者	実施内容
町長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町立小中学校及び幼稚園、その他町立文教施設の災害応急復旧</li> <li>・救助法による教科書、教材及び学用品支給について知事の補助機関として行う。</li> </ul>
町教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町立小中学校児童生徒及び町立幼稚園園児に関する応急教育</li> <li>なお、救助法が適用されたとき、又は町で実施困難な場合は、知事（施設建築班等）又は県教育委員会は、関係機関の協力を求めて適切な措置をとるものとする。</li> </ul>
県知事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救助法の適用</li> </ul>
県教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立学校、その他の文教施設の災害応急復旧</li> <li>・県立学校の生徒に対する応急教育</li> </ul>
各学校長（園長）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の学校・園内の応急措置</li> </ul>

### 2 応急教育対策

#### (1) 休校（休園）措置

ア 大災害が発生し、又は発生が予想される場合は各学校長（園長）は、町教育委員会と協議し、必要に応じて休校（休園）措置をとるものとする。

イ 休校（休園）措置が登校（登園）前に決定したときは、ただちにその旨を町防災無線、その他確実な方法により、児童生徒及び園児に周知させるものとする。

ウ 休校（休園）措置が登校（登園）後に決定し、児童生徒及び園児を帰宅させる場合は注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団下校（降園）、又は職員・PTA 会員による誘導等を行うものとする。

#### (2) 教育施設の確保

学校・園施設が災害により一部が損壊し使用不能となった場合は、特別教室、屋内体育施設等を利用し、安全管理上、緊急修理を要する箇所については、応急修理又は補強を施し、学校教育及び幼稚園教育に支障のないよう万全の措置を講じ、休校（休園）をできる限り避けるものとする。

なお、災害のための学校・園施設が使用できない場合は、次の場所を予定する。

ア 隣接校。

イ 公民館等の公共施設。

ウ 前掲施設を使用できない場合は、応急仮設校舎（園舎）の建築を検討する。

#### (3) 教科書及び学用品の給与

ア 被災児童生徒及び教科書の被害状況の調査報告

町長は被災した児童生徒及び災害によって滅失した教科書及び教材の状況を、別に定めるところにより県教育委員会に報告するものとする。

## イ 給与対象者

住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により被害を受けた、小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒で学用品を滅失、又はき損し、入手することができない者に対して行うものとし、災害救助法に準じて定める。

## ウ 給与の品目、費用、期間

### （ア）品目

教科書及び学用品の給与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物を支給する。

- ・ 教科書及び教材
- ・ 文房具品
- ・ 通学用品

給与品目は以上3種類に限られ、教科書は教科書の発行に関する臨時特措法第2条に規定する教科書で、文部科学省検定教科書及び文部科学省著作教科書とし、材料については、原則として教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているものとする。

### （イ）費用

- ・ 教科書（教材含む） 支給した教科書又は教科書以外の教材の実費
  - ・ 文房具及び通学用品費
- |         |       |              |
|---------|-------|--------------|
| 小学校児童   | ————— | 1人あたり4, 100円 |
| 中学校生徒   | ————— | 1人あたり4, 400円 |
| 高等学校等生徒 | ————— | 1人あたり4, 800円 |

## エ 期間

最終的に被災児童生徒の手に渡るまでの期間が、災害発生の日から教科書（教材を含む）については1ヶ月以内、文房具及び通学用品等については15日以内に完了するものとする。

## オ 学用品の調達

町長が、学校長及び教育委員会の協力を得て調達から配分までの業務を行うものとする。

## （4）教育職員の確保

ア 町教育委員会は、教員の被災等により通常の授業が行えないときは、代替職員を確保し、授業に支障をきたさないようにする。また、必要に応じては、一時的に教職員組織の編成替え等を行う。

イ 教員免許保有者で、現に教職に携わっていない者を臨時に確保する事を検討する。

ウ 可能な範囲内での学校間における教職員の応援、県教育委員会へ教職員派遣の要請を行う。

## （5）被災児童生徒の転校、編入

被災児童生徒の転校編入については、教育長が別に定める。

## 3 学校給食対策

町教育委員会は、応急給食を必要と認めるときは県教育委員会、県学校給食会及び保健所と協議の上実施するものとする。

## 4 社会教育施設等対策

公民館等施設の管理者は、被害状況の把握に努めるとともに、被災施設の応急修理を速やかに実施するものとする。

## 5 児童生徒の保健管理

カウンセリング体制を確立し、悩み事相談等を行い“こころのケア”を図る。



## 6 文化財対策

文化財が被害を受けた場合は、町文化財調査審議会の意見を参考にして、その被害状況を収集調査し、その結果を県知事に報告するとともに、文化財的価値が及ぶ限り速やかに復旧維持しうよう、管理団体（主として保持者）の協力を得て対策をたてるものとする。

## 第29節 危険物等災害応急対策計画

危険物による災害については、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

なお、通報連絡系統図は下表1及び2のとおりとする。

担当は消防対策部とする。

### 1 石油類

#### (1) 危険物施設の責任者

消防法で定める危険物の製造所等の施設が危険な状態となった場合は、施設の責任者は、以下の応急措置を行うとともに、消防機関等関係機関に通報するものとする。

ア 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。

イ タンク破壊等による漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。

ウ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

#### (2) 町

町は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施するものとする。

#### (3) 警察

警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

### 2 高圧ガス類

#### (1) 高圧ガス保管施設責任者

高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合は、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報するものとする。

ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

イ 高圧ガス保管施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。

ウ 充填容器等を安全な場所に移す。

#### (2) 町

町は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施するものとする。

#### (3) 県（産業政策班）

県は、次の保安措置を行う。

ア 高圧ガス保管施設全部又は一部の使用の停止を命ずる。

イ 高圧ガスの製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

ウ 高圧ガス又はこれを充填した容器の廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

#### (4) 警察

警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

### 3 火薬類

#### (1) 火薬類保管施設責任者

火薬類保管施設責任者は、火薬類が危険な状態となった場合は、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報するものとする。

ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

イ 時間的余裕のある場合において、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。

ウ 搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。

#### (2) 町

町は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等を実施するものとする。

#### (3) 県（産業政策班）

県は、次の保安措置を実施する。

ア 火薬類保管施設管理者及び消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。

イ 火薬類保管施設管理者及び消費者、その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

ウ 火薬類の消費者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる。

#### (4) 警察

警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

### 4 毒物劇物

#### (1) 毒物劇物保管施設責任者

毒物劇物保管施設責任者は、毒物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散し、もれ、流出、しみ出又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、以下の応急措置をとるとともに、保健所、消防機関、警察等関係機関に通報するものとする。

ア タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、飛散しないよう防止措置をとる。

イ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

#### (2) 町

町は、施設の責任者と密接な連絡を図り、施設の延焼防止のための消防活動、負傷者等の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等を実施するものとする。

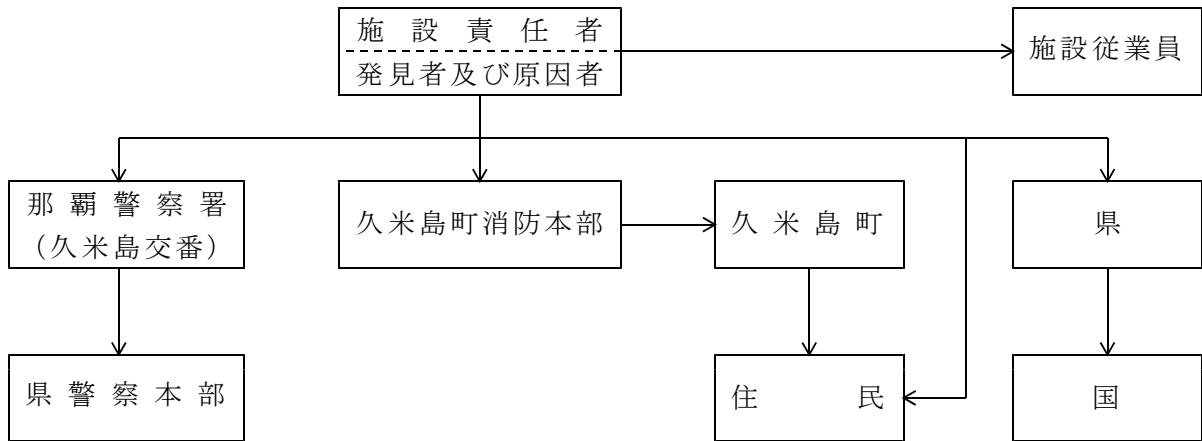
#### (3) 県（薬務衛生班）

県は、施設等の責任者に対し、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示するほか、毒性、劇性の危険区域を指定して警察、消防等関係機関と協力し、交通遮断、緊急避難、除毒方法の実施、広報活動等を実施するものとする。

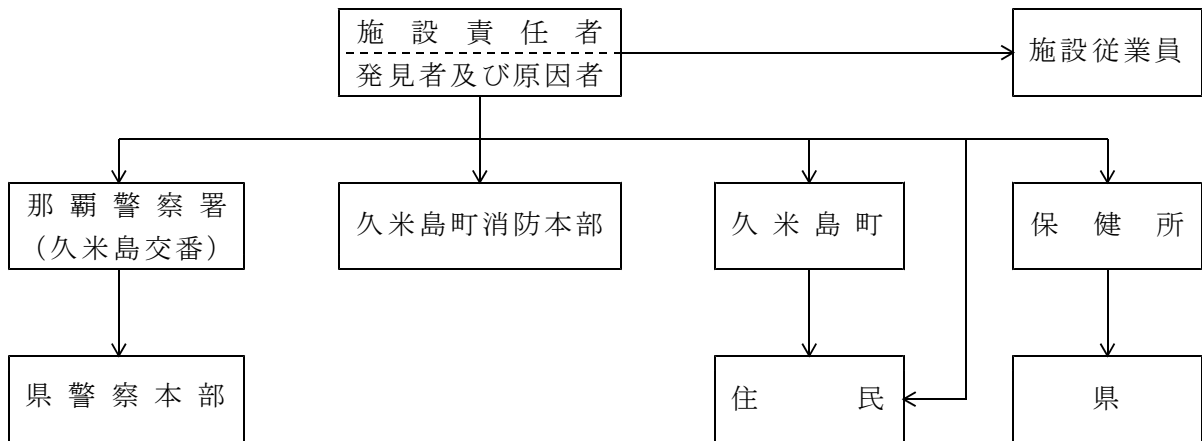
#### (4) 警察

警察は、施設の責任者その他関係機関と連携して負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

表一 1 通 報 連 絡 系 統 図 (石油類、高圧ガス類、火薬類)



表一 2 通 報 連 絡 系 統 図 (毒物劇物)



## 第30節 海上災害応急対策計画

この計画は、災害対策基本法に定める災害、陸上の危険物貯蔵施設若しくは船舶からの大量石油類等の危険物の海域への流出、海上火災その他の海上災害が発生が発生した場合において、関係機関が緊密な連携を保ち、相互協力体制のもとに人命及び財産の保護、海上安全の確保、流出油等の防除、危険物の特性に応じた消火等の措置を講じ、人に及ぼす被害の極限及び拡大防止を図るためのものである。

### 1 災害対策連絡調整本部の設置

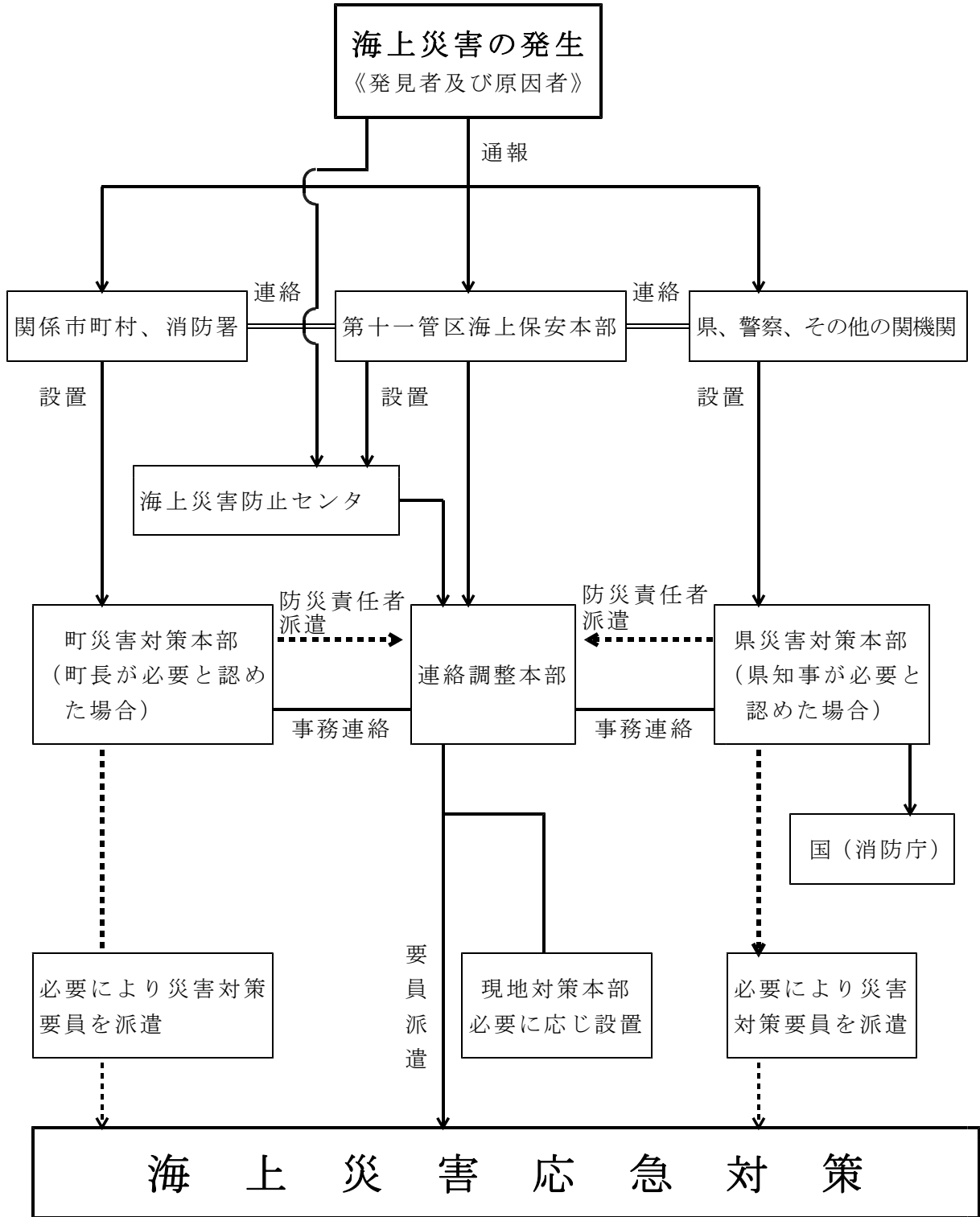
防除活動を円滑かつ効果的に推進するため、第十一管区海上保安本部の災害対策連絡調整本部(以下「調整本部」という。)と町災害対策本部及び防災機関は緊密な連絡を保ちながら災害対策を遂行する。関係機関は、調整本部に防災責任者を派遣し、災害対策の調整を図るものとする。

なお、調整本部の設置の時期は、第十一管区海上保安本部に大規模海難対策本部若しくは流出油災害対策本部が設置されたときとする。

### 2 実施機関

- (1) 第十一管区海上保安本部
- (2) 沖縄総合事務局
- (3) 沖縄気象台
- (4) 陸上自衛隊第一混成団
- (5) 海上自衛隊沖縄基地隊
- (6) 沖縄県
- (7) 那覇警察署
- (8) 久米島町
- (9) 日本赤十字社沖縄県支部
- (10) 事故関係企業等
- (11) 海上災害防止センター
- (12) その他関係機関、団体、企業

3 海上災害発生時の通報系統



4 海上保安本部の実施事項

第十一管区海上保安本部の実施する災害応急対策は、次のとおりである。

(1) 非常体制の確立

- ア 管内を非常配備とする。
- イ 大規模海難対策本部若しくは流出油災害対策本部を設置する。
- ウ 通信体制を強化し、必要ある場合は非常無線通信に協力、通信の確保に努める。
- エ 巡視船艇・航空機により被害状況調査を実施する。
- オ 一般船舶の動静を把握し、必要ある場合は避難勧告、出入港の制限等の措置をとる。

(2) 船舶等に対する警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達は、次により行うものとする。

- ア 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲示の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じ関係事業者に周知する。
- イ 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報により周知する。
- ウ 大量の油の流出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機による巡回等により速やかに周知する。

(3) 情報の収集等

災害が予想されるとき、災害発生後に関し、関係機関等と密接な連絡をとるとともに、船艇・航空機等を活用し積極的に情報収集活動を実施するものとする。

災害が予想されるとき	発生後
ア 在泊船舶の状況（船種別隻数、危険物積載船の荷役状況、旅客船の運行状況等）	ア 海上及び沿岸部における被害状況
イ 船舶交通のふくそう状況	イ 被災地周辺海域における船舶交通の状況
ウ 船だまり等の対応状況	ウ 被災地周辺海域における漂流物等の状況
エ 被害等が予想される地域の周辺海域における船舶交通の状況	エ 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
オ 港湾等における避難者の状況	オ 水路、航路標識の異常の有無
カ 関係機関等の対応状況	カ 港湾等における避難者の状況
キ その他災害応急対策の実施上必要な事項	キ 関係機関の対応状況
	ク その他災害応急対策の実施上必要な事項

(4) 海難救助等

海難救助等を行うに当たっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て次に掲げる措置を講ずるものとする。

その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動等を行うものとする。

- ア 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに巡視艇、航空機又は特殊救難隊によりその捜索救助を行う。
- イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視艇、特殊救難隊又は機動防除隊により消火活動を行うとともに、必要に応じ地方公共団体に協力を要請する。
- ウ 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じ火災の発生防止、航行・航泊禁止措置又は避難勧告を行う。
- エ 救助・救急活動等に当たっては、ガス検知器による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。

(5) 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ又は要請に基づき、迅速かつ積載的に実施するものとする。

この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇の活用について配慮するものとする。輸送対象の想定は次のとおりとする。

段 階	時 期	輸 送 対 象
第 1 段階	避 難 期	ア 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資 イ 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資 ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等 エ 負傷者等の後方医療機関への搬送 オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第 2 段階	輸送機能確保期	ア 上記「第 1 段階」の続行 イ 食料、水等生命の維持に必要な物資 ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第 3 段階	応 急 復 旧 期	ア 上記「第 2 段階」の続行 イ 災害復旧に必要な人員及び物資 ウ 生活必需物資

(6) 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「海上災害救助用物品の無償貸付又は譲与に関する省令」（昭和 30 年運輸省令第 10 号）に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対し無償貸付し、又は譲与する。

(7) 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動について支援するものとする。

(8) 流出油等の防除等

船舶又は海洋施設その他施設から海上に大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・海象の状況その他種々の条件によってその手法が異なるので、流出油等の漂流、拡散及び性状の変化の状況について確実な把握並びに漂流予測に努め、流出油等による



影響の評価を踏まえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、関係機関と協力して、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、もって迅速かつ効率的に排出油等の拡散防止、回収及び処理が実施されるよう留意するものとする。

ア 防除措置を講ずべきものが行う防除措置を効果的なものとするため、巡視船艇・航空機により、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行うとともに関係機関へ出動を要請する。

また、必要に応じ海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第41条の2に基づき関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、必要な措置を講じることを要請する。

イ 防除措置を講ずべき者が、措置を講じてないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。

ウ 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。

エ 防除措置を講ずべき者、非常本部等及び関係機関等とは必要に応じて緊密な情報の交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努めるものとする。

オ 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置等船舶の航行制限を行う。

カ 危険物の防除作業にあたっては、ガス探知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。

#### (9) 海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

イ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。

ウ 海難船舶又は漂流物、沈没船その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対しこれらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ又は勧告する。

エ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線機等を通じ船舶への情報提供を行う。

オ 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じ検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

カ 航路標識が破損し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じ

応急標識の設置に努める。

(10) 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、災害対策基本法63条第1項及び同条第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇、航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに町長にその旨を通知するものとする。

(11) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報収集に努め、必要に応じ巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

イ 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(12) 危険物の保安措置

危険物の保安措置については、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 危険物積載船舶については、必要に応じ移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

イ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

ウ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(13) 非常措置

沿岸海域において排出された大量の特定油等により海岸が著しく汚染され海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与えるおそれがある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油の防除措置を講ずる必要があるときは、油が積載されていた船舶の破壊、油の焼却、現場付近海域にある財産の処分等の応急措置をとるものとする。

5 町の実施事項

(1) 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報

(2) 沿岸住民に対する災害情報の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置

(3) 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油等の防除措置の実施

(4) 死傷病者の救出、援護（搬送、収容）

(5) 沿岸及び地先海面の警戒

(6) 沿岸住民に対する避難の指示及び勧告

(7) 消火作業及び延焼防止作業

(8) その他海上保安官署等の行う応急対策への協力

(9) 防除資機材及び消火資機材の整備

(10) 事故貯油施設の所有者等に対する海上への石油等流出防止措置の指導

(11) 漂流油等防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者への指導

## 6 災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興に当たっては、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように、地方公共団体等と連携を図りつつ、次に掲げる対策を講ずるものとする。

### (1) 海洋環境の汚染防止

地震災害等により発生したがれき等の処理にあたっては海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講ずるものとする。

### (2) 海上交通の安全確保

災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う。

イ 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、工事関係者に対し、工事施工区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。

## 7 その他

(1) 各機関は、機会ある毎に海上防災思想の普及に努める。

(2) 各機関は、海洋汚染事件への対応を迅速かつ的確に実施するため、「海上災害防止センター」の海上災害のための措置に関する訓練事業を活用するなどして人材の育成に努める。

## 第31節 在港船舶対策計画

### 1 在港船舶対策

第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、県警察本部、町及び久米島漁業協同組合は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、港内在泊船の万全を期するため、相互に緊密な連携のもとに次の措置を講ずるものとする。

#### (1) 船舶の被害防止対策

船舶の被害を防止するため、災害が発生するおそれがある場合は関係機関が無線連絡等又は船艇の巡回伝達等により在港船舶及び沿岸航行中の船舶に通報し災害情報の周知徹底を図る他、次の措置を講ずるものとする。

ア 港内停泊船は安全な海域に移動させる。

イ 岸壁けい留船舶は離岸して安全な海域に移動させるか離岸できないときは、けい留方法について指導する。

ウ 荷役中の船舶は速やかに荷役終了又は中止させる。

エ 航行中の船舶は早目に安全な海域に避難するよう勧告する。

オ 災害により港内又は港の境内付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物体を生じたときは、その物体の所有者等にその物件の除去等について指導する。

## 第32節 労務供給計画

この計画は、災害応急対策実施のため職員の動員だけでは十分に対応できない困難な事態が発生した場合に必要な労務の供給について計画する。

### 1 実施責任者

災害応急対策に必要な労務者の確保については、町長が行うものとし、必要な労務者の確保が困難な場合は、町の要請により那覇公共職業安定所において供給斡旋を行うものとする。担当は産業振興対策部とする。

### 2 労務者供給の方法

#### (1) 供給手続き

町長は、那覇職業安定所長に対し次の事項を明示して労務者の供給を依頼する。

- ①必要労務者数
- ②集合場所
- ③作業内容
- ④就労時間
- ⑤賃金
- ⑥その他必要な事項

#### (2) 賃金の基準

賃金の基準は、久米島町臨時職員の賃金に災害時の事情を勘案して決定する。

#### (3) 賃金の支払方法

賃金の支払方法は、久米島町臨時職員等の給与に関する規則に準じてその担当部の所属課が行う。

### 3 職員派遣要請・職員派遣の斡旋

#### (1) 職員派遣要請

- ア 町長は災害応急対策又は災害復旧の必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。（災害対策基本法第29条第2項）
- イ 町長は、災害対策又は災害復旧のため必要があるときは他の市町村長に対し当該市町村の職員派遣を求める。（地方自治法第252条の17）
- ウ 町長はア・イの職員の要請を行う場合は下記に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

- (ア) 派遣を必要とする理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

#### (2) 職員派遣の斡旋

- ア 町長は災害応急対策又は災害復旧の必要があるときは、知事に対し当該指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。（災害対策基本法第30条第1項）
- イ 町長は災害対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣について斡旋を求める。（災害対策基本法第30条第2項）
- ウ 町長はア・イによる斡旋を求める場合は（1）のウに準じた文書をもって行う。

#### 4 従事命令、協力命令

(1) 災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は次の要領によって従事命令、協力命令を発する。

ア 人的公用負担

##### 【命令の種類と執行者】

対 象 作 業	命令区分	根 拠 法 律	執 行 者
災 害 応 急 対 策 事 業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第 65 条 1 項	町 長
		災害対策基本法第 65 条 2 項	警察官・海上保安官
		災害対策基本法第 65 条 3 項	自衛官 (町長の権限を行う者がその場にいない場合)
		警察官職務執行法第 4 条	警 察 官
		自衛隊法第 94 条	自衛官 (警察官がその場にいない場合)
災 害 救 助 作 業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第 24 条第 1 項	知 事
	協力命令	災害救助法第 25 条	
災 害 応 急 対 策 事 業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第 71 条 1 項	知 事
	協力命令	災害対策基本法第 71 条 2 項	町長 (委任を受けた場合)
消 防 作 業	従事命令	消防法第 29 条第 5 項	消防吏員・消防団員
水 防 作 業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者・水防団長 消防機関の長

※ 知事 (知事が町長に権限を委任した場合を含む。)

※ 従事命令、協力命令の執行に際しては、法令等の定める令書を交付する。

##### 【命令対象者】

命令区分 (作業対象)	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 (災害応急対策並びに救助作業)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 土木、左官、とび職 5 土木業者、建築業者及びこれらの者の従事者 6 地方鉄道業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送業者及びその従業者 9 船舶運送業者及びその従業者 10 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令 (災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令 (災害応急対策全般)	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 (災害緊急対策全般)	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令 (消防作業)	火災現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令 (水防作業)	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

イ 物的公用負担

【公的負担の種類と執行者】

対 象 物	公用負担の種類	根 拠 法	執 行 者	備 考
消防対象、土地	使用、処分 使用制限	消防法 第 29 条第 1 項	消防吏員 消防団員	
土地	一時使用	水防法 第 21 条第 1 項	町 長	
土石、竹材、その他の資材	使用、収用			
車両、その他の運搬具・器具	使用			
必要物資の生産、集荷、配給、 保管、運送の業者	保管命令	災害救助法 第 23 条の 2 第 1 項	指定行政機 関の長 指定地方行 政機関の長	
必要な物資	収用	災害対策基本法 第 78 条第 1 項		
病院、助産所、診療所、旅館、 飲食店	管理	災害救助法 第 26 条第 1 項	知 事 (町長)	
土地、家屋、物資	使用	災害対策基本法 第 71 条、 第 71 条第 2 項		
必要物資の生産、集荷、配給、 保管、運送の業者	保管命令			
必要な物資	収用			
他人の土地、建物その他の工作物 土石、竹材、その他の物件	一時使用 使用、収用	災害対策基本法 第 64 条第 1 項	町 長 警 察 官 海上保安管	
災害を受けた工作物又は物件で 応急措置の実施の支障となるもの	除去、その他 の必要な措置	災害対策基本法 第 64 条第 2 項		

(2) 損失に対する補償（災害対策基本法第 82 条第 1 項）

県又は町は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行う。

(3) 実費の弁償

下記の従事命令によって従事した者に対しては県が実費弁償をする。

従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対しては災害対策基本法施行令第 35 条の規定に基づき基準に従ってその実費を弁償するものとする。（災害対策基本法第 82 条第 2 項）また災害救助法に基づく従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対しては、同法施行令第 11 条の規定に基づき別に定めるところにより実費を弁償するものとする。（災害救助法第 24 条第 5 項）

(4) 傷害等に対する補償（災害対策基本法第 84 条第 1 項）

町は従事命令（警察官又は海上保安官が基本法の規定により町長の職権を行った場合も含む）により、当該事務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病となったときは、災害対策基本法施行令第 36 条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(5) 公用令書、公用変更令書及び公用取消書の様式は別紙のとおりである。

【従事命令、協力命令】

従事（協力）第 号

公 用 令 書

住 所  
氏 名

災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり従事協力を命ずる。

年 月 日

処分権者 氏名 印

従事（協力）すべき業務	
従事（協力）すべき場所	
従事（協力）すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	

（備考 用紙は日本工業規格 A 4 とする。）

【保管命令】

管理第 号

公 用 令 書

住 所  
氏 名

災害対策基本法第71条  
第78条第1項の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。

年 月 日

処分権者 氏名 印

保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき箇所	保管すべき期間	備 考

（備考 用紙は日本工業規格 A 4 とする。）



【管理、使用、収用】

管理（使用、収用）第 号				
公 用 令 書				
住 所 氏 名				
災害対策基本法第 71 条 第 78 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり				管理 を使用する。 収用
年 月 日				
処分権者 氏名				印
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき箇所	保管すべき期間	備 考

（備考 用紙は日本工業規格 A 4 とする。）

【変 更】

管理（使用、収用）第 号				
公 用 変 更 令 書				
住 所 氏 名				
災害対策基本法第 71 条 第 78 条第 1 項の規定に基づく、公用令書（年 月 日 第 号）に 係る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第 34 条第 1 項の規定によ り、これを交付する。				
年 月 日				
処分権者 氏名				印
変更した処分の内容：				

（備考 用紙は日本工業規格 A 4 とする。）

【取 消】

取消第 号

公 用 取 消 令 書

住 所  
氏 名

災害対策基本法第 71 条  
第 78 条第 1 項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）に  
係る処分を取消したので、災害対策基本法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを  
交付する。

年 月 日

処分権者 氏名

印

（備考 用紙は日本工業規格 A 4 とする。）

## 第33節 民間団体の活用計画

この計画は、災害の規模が大きく地域社会の災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため、民間団体の協力を図るものである。

### 1 実施責任者

(1) 民間団体の活用は、町長又は町教育委員会が町内の民間団体の協力を求めて行うものとする。なお、町内で処理できない場合は、被災をまぬがれた島外市町村に協力を求めて行うものとする。

(2) 大規模な被害、若しくは広範囲にわたる災害が発生した場合、又は町内において処理できない場合においては町長、又は教育委員会から民間団体の活用の要請があったときは、知事（総括情報班）又は県教育委員会が行うものとする。

民間団体に対する要請は、町長が行う。

担当は総務対策部、教育対策部とする。

### 2 協力要請対象団体

- (1) 各自治会
- (2) 女性団体
- (3) 青年団体
- (4) 建設業協会等各種団体
- (5) 民間企業

### 3 協力の要請

#### (1) 要請の方法

協力に要する作業に適する団体の長に対し、次の事項を明示して協力要請するものとする。

- ア 協力を必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 期間
- エ 従事場所
- オ 所要人員数
- カ その他必要事項

#### (2) 協力を要請する作業内容

- ア 被災者の救出、又は災害応急復旧等の作業の応援
- イ 救護所の設置に必要な準備、救護所における患者の世話等の奉仕
- ウ 被災者に対するたき出し、給水の奉仕
- エ 警察官等の指示に基づく被災者の誘導、搬出家財等の監視と整理の奉仕
- オ その他危険の伴わない災害応急措置の応援

## 第34節 ボランティア受入計画

大規模な災害の発生時において、町及び県の防災関係機関の職員だけでは十分な応急対策活動が実施できない事態が予想される場合、災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、関係諸団体との連携のもと、民間ボランティアの参加を求めるとともに、受け入れ体制を整備するものとする。

### 1 実施責任者

災害時におけるボランティア受入計画は、町長が行う。

担当は、総務対策部とする。

### 2 受け入れ体制の整備

町社会福祉協議会、日本赤十字社、地域ボランティア団体等と連携をとり、ボランティアが円滑な活動が図られるよう受け入れ体制を整備する。

さらに、ボランティアの受入に際しては、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に生かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

ボランティアの受入事務（受付、活動調整、現地誘導等）には、地域のボランティアや住民組織に人員を派遣してもらって実施する。

### 3 協力の要請

#### (1) 要請の方法

強力に要する作業に適する団体の長に対し、次の事項を明示して協力要請するものとする。

ア 協力を必要とする理由

イ 作業の内容

ウ 期間

エ 従事場所

オ 所要人員数

カ その他必要事項

### 4 ボランティアの活動内容

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は次のとおりとする。

#### (1) 専門ボランティア

ア 医療救護（医師、看護師、助産師等）

イ 無線による情報収集・伝達（アマチュア無線通信技術者）

ウ 外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有する者）

エ 住宅の応急危険度判定（建築士）

オ その他災害救助活動において専門技術を要する業務

#### (2) 一般ボランティア

ア 炊き出し

イ 清掃

ウ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分

エ 被災地外からの応援者に対する地理案内

オ 軽易な事務補助

カ 危険を伴わない軽易な作業

キ その他災害救助活動において専門技術を要しない軽易な業務

ク 避難所の管理運営支援

## 5 ボランティアの活動支援

町、県、社会福祉協議会等は、ボランティアの活動支援として、以下の対策について実施する。

### (1) 活動場所の提供（町、県）

ア 沖縄県社会福祉協議会が設置するボランティア本部 ― 県庁、町庁舎等

#### \*本部の役割

- ・ボランティアの活動方針の検討
- ・全体の活動状況把握
- ・ボランティアニーズの全体的把握
- ・ボランティアコーディネーターの派遣調整
- ・各組織間の調整。特に行政との連絡調整
- ・ボランティア活動支援金の募集、分配

イ 町社会福祉協議会が設置する地区活動拠点 ―――― 町庁舎等

#### \*地区活動拠点の役割

- ・避難所等のボランティア活動の統括
- ・一般ボランティアの受付、登録（登録者は本部へ連絡）
- ・一般ボランティアのオリエンテーション（ボランティアの心得、活動マニュアル）
- ・ボランティアの派遣
- ・ボランティアニーズの受け皿、掘り起こしとコーディネーション
- ・ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

### (2) 設備機器の提供（町、県）

電話、ファックス、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車等

### (3) 情報の提供（町、県）

行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供することによって、情報の共有化を図る。なお、提供するにあたってはボランティア組織自体が必要とする情報だけでなく、住民に対する地震関連情報、生活情報も同時に提供する。

### (4) ボランティア保険

町は、ボランティア保険の加入に際して、金銭面の支援に努める。

### (5) ボランティアに対する支援物資の募集（町、県、町・県社協）

ボランティアが必要としている物資を、報道機関を通じて広報することによって、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減する。

## 第35節 公共土木施設応急対策計画

災害時における道路及び港湾漁港施設の応急対策は、次によるものとする。なお、河川施設の応急対策は、「本章 第10節 水防計画」に定めるところによるものとする。

### 1 実施責任者

災害時における道路及び港湾漁港施設の応急対応策は、それぞれの施設の管理者が行うものとする。

担当は、産業振興対策部及び環境整備対策部とする。

### 2 施設の防護

#### (1) 道路施設

ア 町長は管理に属する道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を南部土木事務所に報告するものとする。

(ア) 被害の発生した日時及び場所

(イ) 被害の内容及び程度

(ウ) 迂回道路の有無

イ 町長は自動車の運転者、地区の住民等が決壊崩土、橋梁流失等の災害を発見した場合は、直ちに町長に報告するよう常時指導啓発しておくものとする。

#### (2) 港湾漁港施設

町長は護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、速やかに次の事項を南部農林土木事務所に報告するものとする。

ア 被害の発生した日時及び場所

イ 被害内容及び程度

ウ 町内、各港、漁港での沈没船舶の有無

### 3 応急措置

#### (1) 道路施設

道路管理者は、災害が発生した場合は全力を上げて、復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、迂回道路のある場合は直ちにこれを利用して交通を確保するものとする。

#### (2) 漁港施設

漁港管理者は災害が発生した場合は全力を上げて応急復旧に努めるとともに、再度災害を防止するため十分応急措置を行い、背後の民家を防護するものとする。

### 4 応急工事

#### (1) 応急工事の体制

ア 要員及び資材の確保

応急工事の実施責任者は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、次の措置を講じておくものとする。

(ア) 応急工事の施工に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法

(イ) 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達方法

イ 応援又は派遣の要請

応急工事の実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、又は大規模な対策を必要とする場合は、他の地方公共団体に対し応援を求めて、応急工事の緊急実施を図るものとする。

## (2) 応急工事の実施

応急工事の実施責任者は、次により災害時における応急工事の迅速な実施を図るものとする。

### ア 道路施設応急工事

被害の状況に応じておおむね次の仮工事により応急の交通確保を図るものとし、被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施するものとする。

- (ア) 排土作業又は盛土作業
- (イ) 仮舗装作業
- (ウ) 障害物の除去
- (エ) 仮道、さん道、仮橋等の設備

### イ 港湾漁港施設

- (ア) 背後地に対する防護

津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は、補強工作を行い、破堤又は決壊した場合は潮止め工事、拡大防止応急工事を施行するものとする。

- (イ) 航路、泊地の防護

河川から土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行うものとする。

- (ウ) けい留施設

岸壁、物揚場等の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い破壊拡大を防止するものとする。

## 第36節 空港災害応急対策計画

久米島空港及びその周辺における航空機事故、火災その他の災害（以下「緊急事態」という。）が発生し、また発生するおそれがある場合の空港災害対策は、次により実施する。

### 1 実施責任者

災害時における空港の応急対策は、町長が行う。

担当は、環境整備対策部とする。

### 2 空港災害応急対策本部の設置

久米島空港及びその周辺における航空機事故に対する捜索、消火救難活動及び空港基本施設等の災害復旧応急対策を実施するため、関係機関の協力により当該空港に空港災害応急対策本部を設置する。

### 3 空港災害応急対策の目的

空港災害応急対策の目的は、主として、航空機火災が発生し、又は航空機火災が発生するおそれのある場合に人命救助を目的として航空機火災を防御し、医療措置を必要とする航空機搭乗者への適切な措置を実施する。

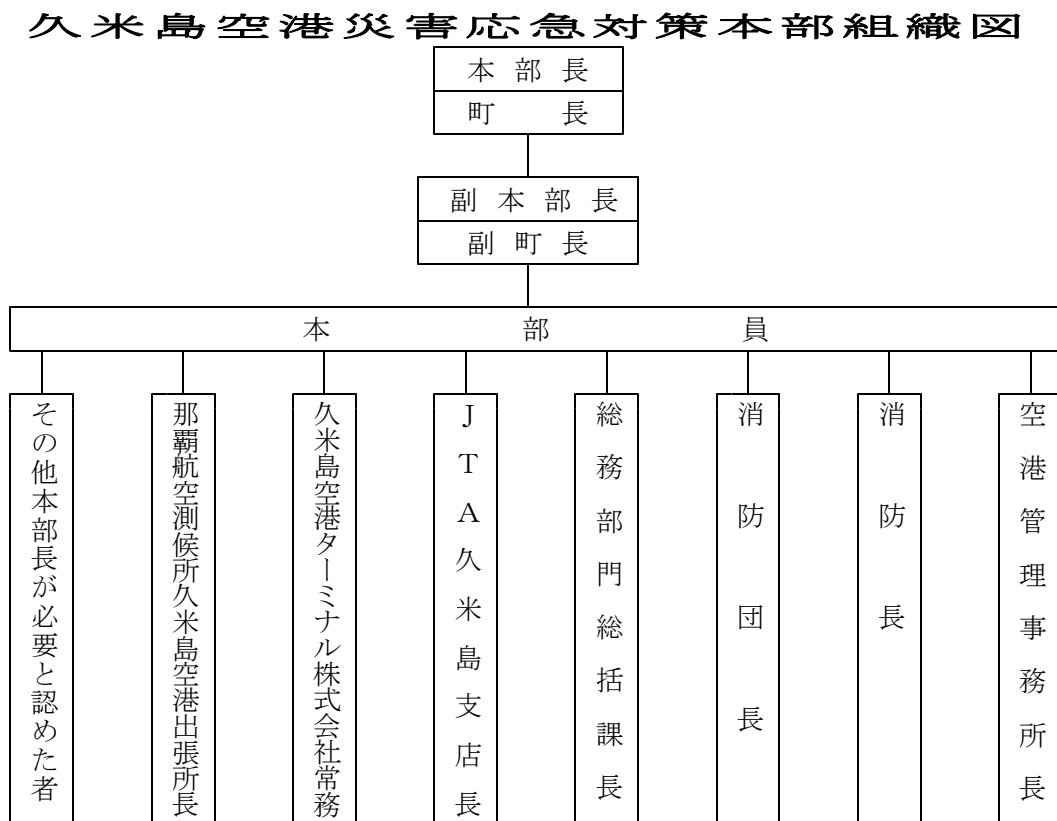
また、空港内に重大な事故が発生した際には、空港施設の早期復旧に努力し、航空交通早期再開と空港安全確保を図る。

### 4 事故処理要領

事故処理に当たっては、迅速かつ適切に対処するため、久米島空港消防所消火救難事務処理規程（平成14年4月1日消防本部訓令第16号）、久米島空港消火救難業務処理要領及び久米島町消防本部救急業務規程（平成14年4月1日消防本部訓令12号）に基づき、効果的な事故処理を実施する。

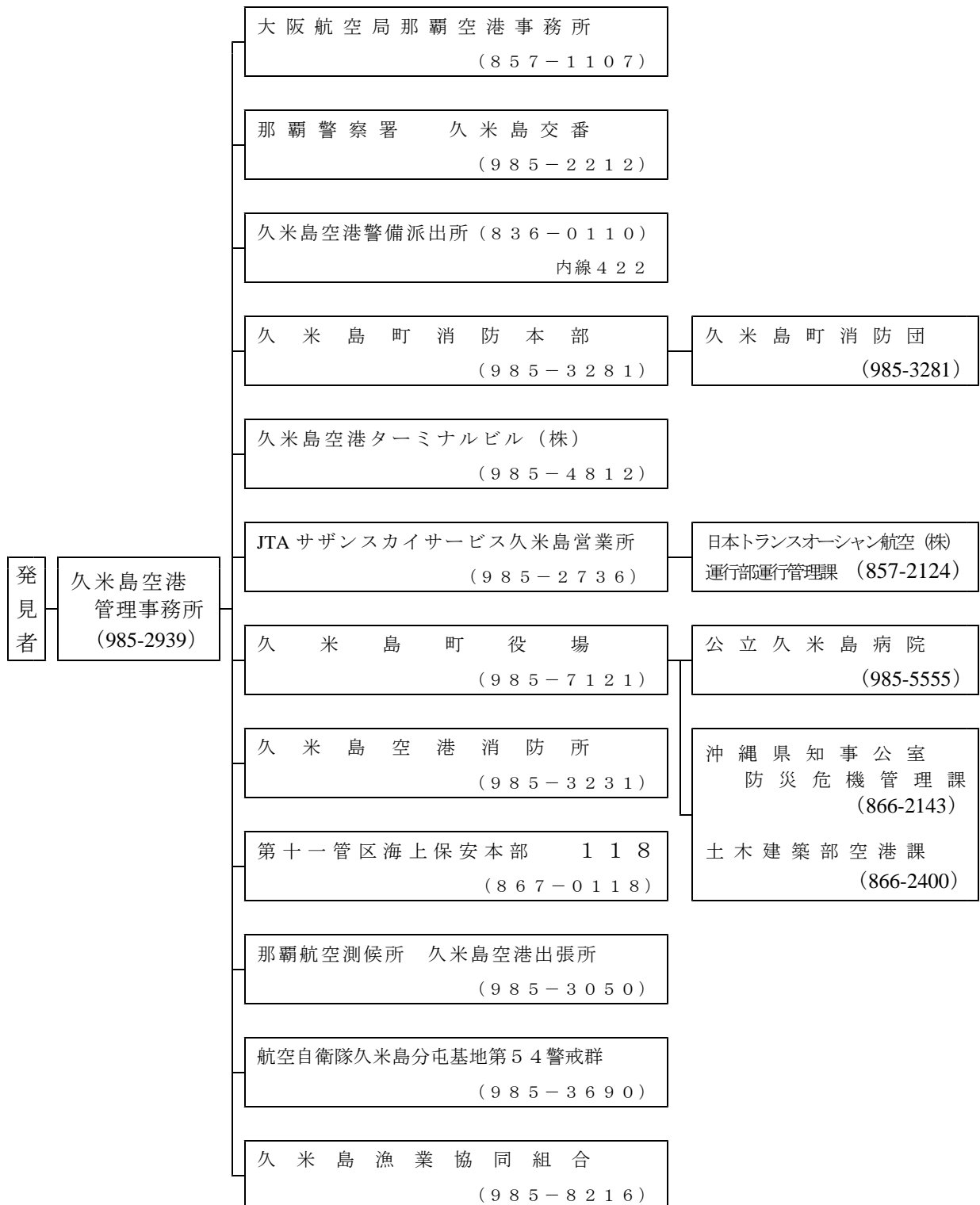
### 5 空港における組織体制及び緊急通報連絡系統図

空港における組織体制及び緊急通報連絡系統図は、次のとおりとする。





## 久米島空港緊急通報連絡系統図



## 第37節 ライフライン施設等災害応急対策計画

この計画は、災害を受けたライフライン施設等（電気、上・下水道、ガス、通信）の災害応急対策について、迅速かつ適切な対応を行うためのものである。

### 1 電力施設応急対策

#### (1) 実施方針

電力施設に関する災害応急対策については、沖縄電力株式会社が定める防災業務計画により実施するものとする。

なお、同計画は電力施設の災害による停電の根絶を究極の目標とし、災害の未然防止と迅速復旧により被害の減少のための諸対策について定める。

#### (2) 関係機関との協力体制

被災地に対する電力供給を確保するため、沖縄電力株式会社は電力施設復旧の処理に当たっては、町及び大口需要家と十分連絡をとるとともに必要に応じ県災害対策本部と協議して措置するものとする。実施機関連絡先は下記のとおり。

実施機関	所在地	電話
沖縄電力株式会社	浦添市牧港5-2-1	098-877-2341
沖縄電力株式会社久米島電業所	久米島町字儀間359	098-985-2322

### 2 上水道施設応急対策

水道事業者等は、上水道施設の復旧に当たっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進めるものとする。

また、被災者については、給水車、備蓄飲料水、簡易浄水装置、雑用水源等の活用など速やかに緊急給水を実施する。

#### (1) 復旧の実施

##### ア 取水・導水施設の復旧

取水・導水施設の被害は、浄水活動に大きな支障を及ぼすことから、その復旧は最優先で行う。

##### イ 浄水施設の復旧

浄水施設の被害のうち施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を図る。

##### エ 管路の復旧

管路の復旧にあたっては、随時、配水系等などの変更を行いながら、あらかじめ定めた順位にもとづき、被害の程度、普及の難易、被害箇所の重要度及び浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次、復旧を行う。

##### オ 給水装置の復旧

###### (ア) 公道内の給水装置

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と平行して実施する。

###### (イ) 一般住宅等の給水装置

一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等からの修繕申込みがあったものについて実施する。その場合において、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、冷却水を要する変電所などは優先して実施する。

## (2) 広域支援の要請

町は、町内水道事業者等で復旧作業が十分対応できないと判断した場合は、県に広域支援の要請を行う。要請を受けた県は、水道事業者等による相互の支援の状況を踏まえつつ、県内の事業者等及び関係団体に対して、広域的な支援の要請をするとともに、これらの者による支援活動に係る調整を行う。その際、簡易水道等の小規模水道事業の応急復旧に対する支援に配慮する。また、水道事業者等は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認などを行う。

## (3) 災害広報

応急復旧の公平感を確保するため、情報収集及び伝達手段の確立を図るとともに、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期について広報に努める。

## 3 下水道施設応急対策

下水道施設に被害が発生した場合には、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、取付管等の復旧を行う。

### (1) 復旧の実施

#### ア 処理場・ポンプ場の復旧

処理場・ポンプ場において、停電が発生した場合には、各所で保有する非常用発電機及びディーゼルエンジン直結ポンプ等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

#### イ 管渠施設復旧

管渠施設に破損及び流下機能の低下等の被害が発生した場合には、既設マンホールを利用したバイパス管の設置や代替管を活用して復旧に努める。

## 4 ガス施設応急対策

ガス施設に関する災害応急対策は、各ガス関係業者が定める保安規定により各業者が実施する。なお、同規定は、ガス供給施設の工事、維持及び運用に関して保安を確保し、かつ災害その他の非常時にとるべき措置等について定めるものとする。

### (1) 連絡体制

ア 液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という）は、自ら供給している消費者等から事故発生のお知らせがあったときは、速やかに現地に赴くと同時に LP ガス協会の支部長、消防機関、警察に通報する。

イ 支部長は連絡を受けたときは、直ちに会長に連絡する。

ウ 会長は連絡を受けたときは、県産業政策課に連絡するとともに支部長と協議し、事故処理に必要な指示を与えなければならない。

エ 休日及び夜間における連絡は、消防機関とその管内の販売店が協議し、定める。実施機関連絡先は下記のとおり。

実施機関	所在地	電話
J Aおきなわ久米島支店 ガス事業部	久米島町字比嘉 143-2	098-985-7719
久米島ガス株式会社	久米島町字嘉手苅 833	098-985-3929

### (2) 出動体制

ア 販売店は、消費者等からガス漏れ等の通報を受けたときは、直ちに現場に急行し、応急措置を行うものとする。

- イ 前項の通知があっても特別の事情により応じられない場合、又は応じられるが現場到着までに時間を要するときは、事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。
- ウ 供給販売店等は、事故の状況により消防機関の出動が必要であると判断したときは、速やかに所轄の消防機関に出動を要請し、さらに応援を必要とするときは支部長に応援出動を要請し、適切な対応をとりガス漏れをとめる。
- エ 支部長は、前項の要請があったときは直ちに出動班を編制し、出動人員、日時、場所等を確認し、事故処理に必要な事項を指示する。
- オ 販売店は、他の販売店からの応援出動の依頼を受け、又は支部長から出動の指示があったときは何時でも出動できるようあらかじめ人員及び資機材等を整備しておくものとする。

### (3) 出動条件

- ア 出動者は緊急措置を的確に行う能力を有する者とする。この場合、有資格者が望ましい。
- イ 出動者は、必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。
- ウ 出動の際には必要な資機材を必ず携行し、事故処理に遺漏のないようにする。

### (4) 事故の処理

- ア 事故現場における処理は、警察、消防機関の承諾を得て行い、事故の拡大防止に努める。
- イ 設備の点検調査を行い、事故原因を究明する。

## 5 電気通信施設施設応急対策

災害時における電気通信手段確保のための応急対策は、災害が発生し、又は発生のおそれがあると認めたときはN T T西日本沖縄支店の防災業務計画に基づき実施するものとする。なお、電気通信施設の復旧処理にあたっては必要に応じ災害対策本部と協議し、実施するものとする。

## 第38節 農林水産物応急対策計画

この計画は、災害時における農産物、林産物、水産物及び家畜の災害応急対策を行い、これら農林水産の経営の安定を図るためのものである。

### 1 実施責任者

災害時における農林水産物の応急対策は、町長が行う。

担当は、産業振興対策部とする。

### 2 農林水産物の事前及び事後対策

#### (1) 事前対策

町は農林水産物に甚大な被害を及ぼすおそれのあるときは、ただちに事前対策を樹立し、町防災無線、広報車等を通じて周知徹底を図るとともに、J A、漁協、各区長及び関係団体をとおして事前対策について指導を行う。

#### (2) 事後対策

町は農林水産物に甚大な被害を受けたときは、ただちに事後対策を樹立し、J A、漁協、各自治会等係団体の相互協力のもと対策を行う。

### 3 農産物応急対策

#### (1) 種苗確保

災害により農作物の播きかえ及び植えかえを必要とする場合は、町は種苗の確保計画を立て、J Aおきなわ久米島支店に必要種苗の確保を要請するとともに県に報告する。

#### (2) 病虫害防除対策

##### ア 緊急防除対策

災害により病虫害が異常発生し、又は発生が予想され緊急に防除を必要とする場合は、県の指導をあおぎ病虫害防除計画を樹立し、J A、農業団体、農家及び各自治会に対し、具体的な防除を指示する。

##### イ 緊急防除指導班の編制

町は、特に必要と認めたときは緊急防除指導班（農林水産課、J Aおきなわ、南部農業改良普及センター等）を編成し現地指導の徹底を図るものとする。

### 4 家畜応急対策

#### (1) 家畜の管理

浸水、崖崩れ等の災害が予想される時、又は発生したときは飼育者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合避難場所の選定、避難の方法について必要があるときは、町において計画しておく。また、事前に畜舎屋根・柱等の補強等を指示する。

#### (2) 家畜の防疫

ア 水害によって発生する家畜伝染病に対処するため、必要があると認める場合は、予防接種を実施し、被害の防止に努めるとともに畜舎の汚染に起因する疾病に対する飼育管理指導を行う。また、畜舎消毒の必要が生じた場合は畜舎の緊急消毒措置をするとともに被災畜舎の消毒指導を行う。死亡家畜については、家畜の飼養者をして、町に届出を行わせるとともに死体の埋没又は焼却を指示する。

イ 災害のため、正常な家畜の診療が受けられない場合は、町長は県に診療班の派遣要請を行う。

(3) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、町は関係組合等の要請に基づき県又はJAおきなわに対し必要量を確保及び供給について斡旋を要請する。

5 水産物応急対策

(1) 水産養殖用の種苗

災害により水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は県に確保要請を行う。

(2) 魚病等の防除指導

災害により水産養殖物に魚病発生のおそれがある場合又は、その発生蔓延防止のため、町長は県に対し指導を要請する。